

財政・税制関係資料

財務省主税局

目 次

1. 税制総論

(資料①) 平成23年度一般会計予算の概要	3
(資料②) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	4
(資料③) 主要税目の税収の推移（一般会計分）	5
(資料④) 国民負担率の内訳の国際比較	6
(資料⑤) 財政収支の国際比較（対 GDP 比）	7
(資料⑥) 債務残高の国際比較（対 GDP 比）	8
(資料⑦) 国債の所有者別内訳	9
(資料⑧) 財政運営戦略の概要（平成22年 6 月22日 閣議決定）	10
(資料⑨) 国際公約としての財政健全化	11
(資料⑩) 諸外国（G7）の財政健全化目標	12
(資料⑪) 財政状況の推移	13
(資料⑫) 租税負担率と政府の財政収支の推移（対 GDP 比）	14
(資料⑬) 主要格付け会社による格付け一覧と見方	15
(資料⑭) 内閣府試算の概要（「経済財政の中長期試算」平成23年 8 月12日 内閣府）	16
(資料⑮) 社会保障・税一体改革の概要（議論の経緯）	17
(資料⑯) 社会保障・税一体改革の概要（社会保障の安定財源確保の基本的枠組み）	18
(資料⑰) 社会保障・税一体改革の概要（税制全体の抜本改革）	19
(資料⑱) 社会保障・税一体改革の概要（社会保障・税一体改革のスケジュール）	20
(資料⑲) 中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）の概要 （平成23年 8 月12日閣議決定）	21

2. 税制各論

社会保障・税一体改革

(資料⑳－1) 社会保障・税一体改革成案と附則第104条の比較(1)	22
(資料⑳－2) 社会保障・税一体改革成案と附則第104条の比較(2)	23
(資料⑳－3) 社会保障・税一体改革成案と附則第104条の比較(3)	24
(資料⑳－4) 社会保障・税一体改革成案と附則第104条の比較(4)	25
(資料㉑) 所得税－① 税収の動向	26
(資料㉒) 所得税－② 税率の動向	27
(資料㉓) 所得税の税率区分別の納税者数・課税所得・所得税額割合（推計）の状況（未定稿）	28
(資料㉔) 所得税の税率の推移（イメージ図）	29
(資料㉕) 所得税－⑤ 見直しの基本的方向性	30

(資料②⑥) 消費税－① 税収の動向	31
(資料②⑦) 消費税－② 使途	32
(資料②⑧) 消費税－③ 税率水準	33
(資料②⑨) 消費税－④ 「逆進性」について	34
(資料③⑩) OECD 諸国における付加価値税標準税率と VRR 等（未定稿）	35
(資料③⑪) 諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例	36
(資料③⑫) 法人税－① 税収の動向	37
(資料③⑬) 法人税－② 実効税率の国際比較	38
(資料③⑭) 法人税－③ 見直しの基本的方向性（平成23年度税制改正（案））	39
(資料③⑮) 外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直し （平成21年度改正）	40
(資料③⑯) 相続税・贈与税－① 税収の推移、地価の推移と相続税の改正	41
(資料③⑰) 相続税・贈与税－② 平成23年度税制改正案	42

社会保障と税に関わる番号制度

(資料③⑱) 「番号制度」－① 番号大綱の概要（全体像）	43
(資料③⑲) 「番号制度」－② 税務面での利用	44

震災復興対策

(資料④⑩) 東日本大震災復興基本法（抄）	45
(資料④⑪) 復興への提言～悲惨のなかの希望～（抜粋） （平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議）	46
(資料④⑫－1) 東日本大震災からの復興の基本方針 （平成23年7月29日決定、平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部）(1)	47
(資料④⑫－2) 東日本大震災からの復興の基本方針 （平成23年7月29日決定、平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部）(2)	48
(資料④⑬) 平成23年度税制改正法案に係る法的手当て	49
(資料④⑭－1) 東日本大震災への税制上の対応（第一弾）（国税）(1)	50
(資料④⑭－2) 東日本大震災への税制上の対応（第一弾）（国税）(2)	51
(資料④⑭－3) 東日本大震災への税制上の対応（第一弾）（国税）(3)	52
(資料④⑭－4) 東日本大震災への税制上の対応（第一弾）（国税）(4)	53
(資料④⑮－1) 東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応 （第二弾の検討状況）（国税）(1)	54
(資料④⑮－2) 東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応 （第二弾の検討状況）（国税）(2)	55
(資料④⑮－3) 東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応 （第二弾の検討状況）（国税）(3)	56

平成23年度一般会計予算の概要

一般会計歳出

- ・社会保障関係費(28.7兆円)、国債費(21.5兆円)、地方交付税交付金等(16.8兆円)の三大経費で全体の約7割を占める

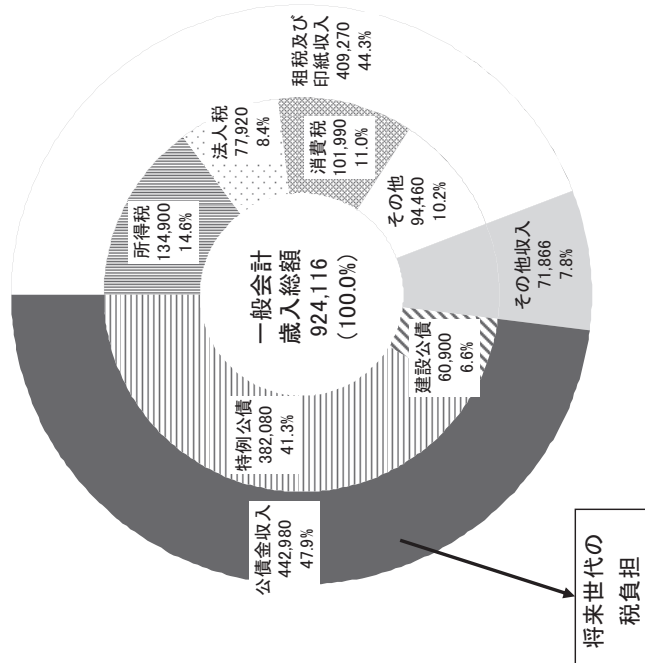
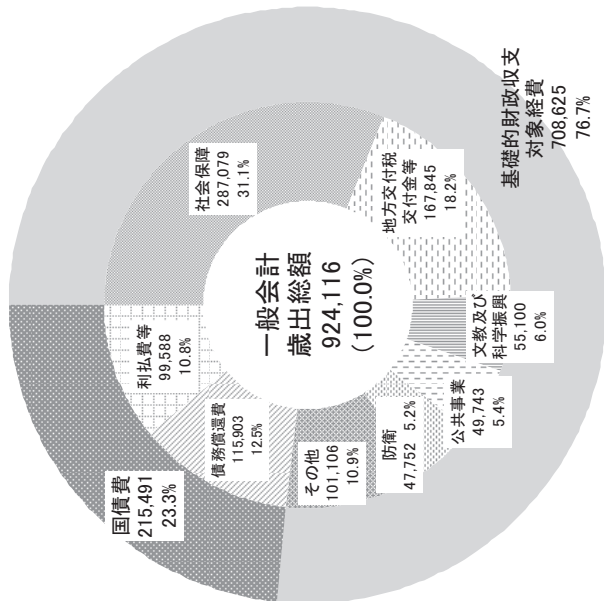
一般会計歳入

- ・租税及び印紙収入は4割程度にとどまる
- ・残りのうち44兆円程度(47.9%)が公債金収入

歳出

(単位:億円、%)

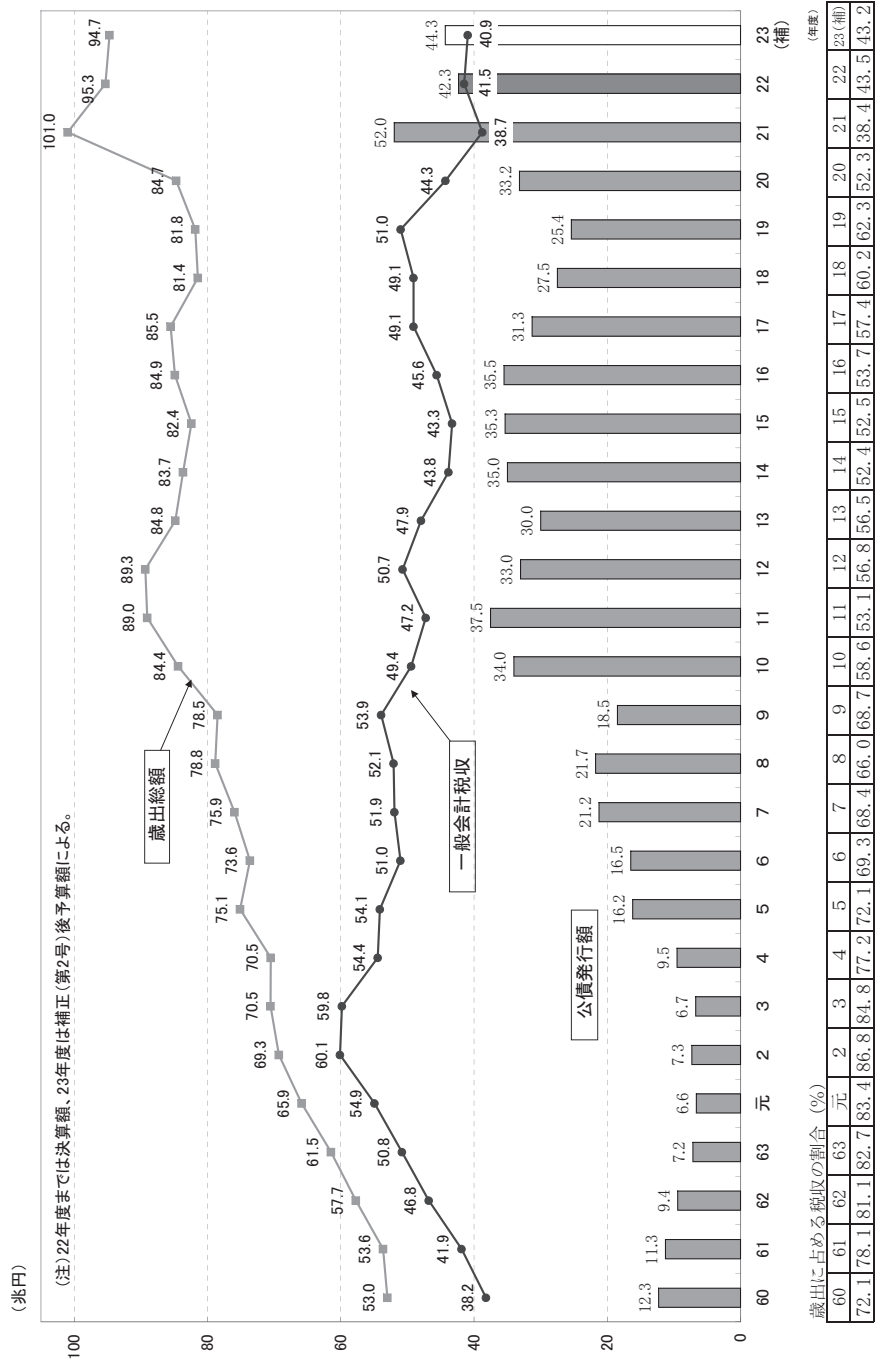
歳入



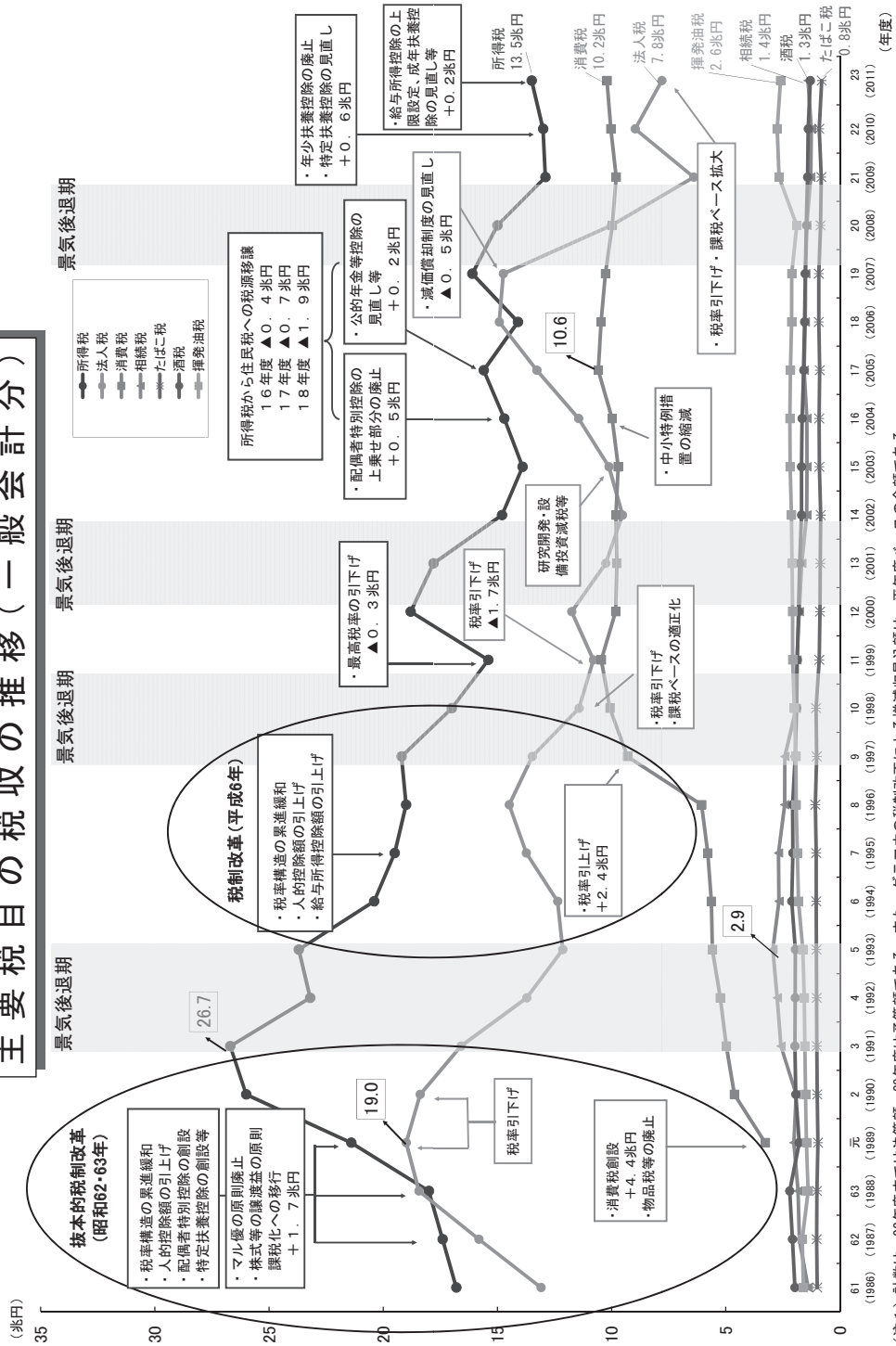
将来世代の
税負担

(資料②)

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

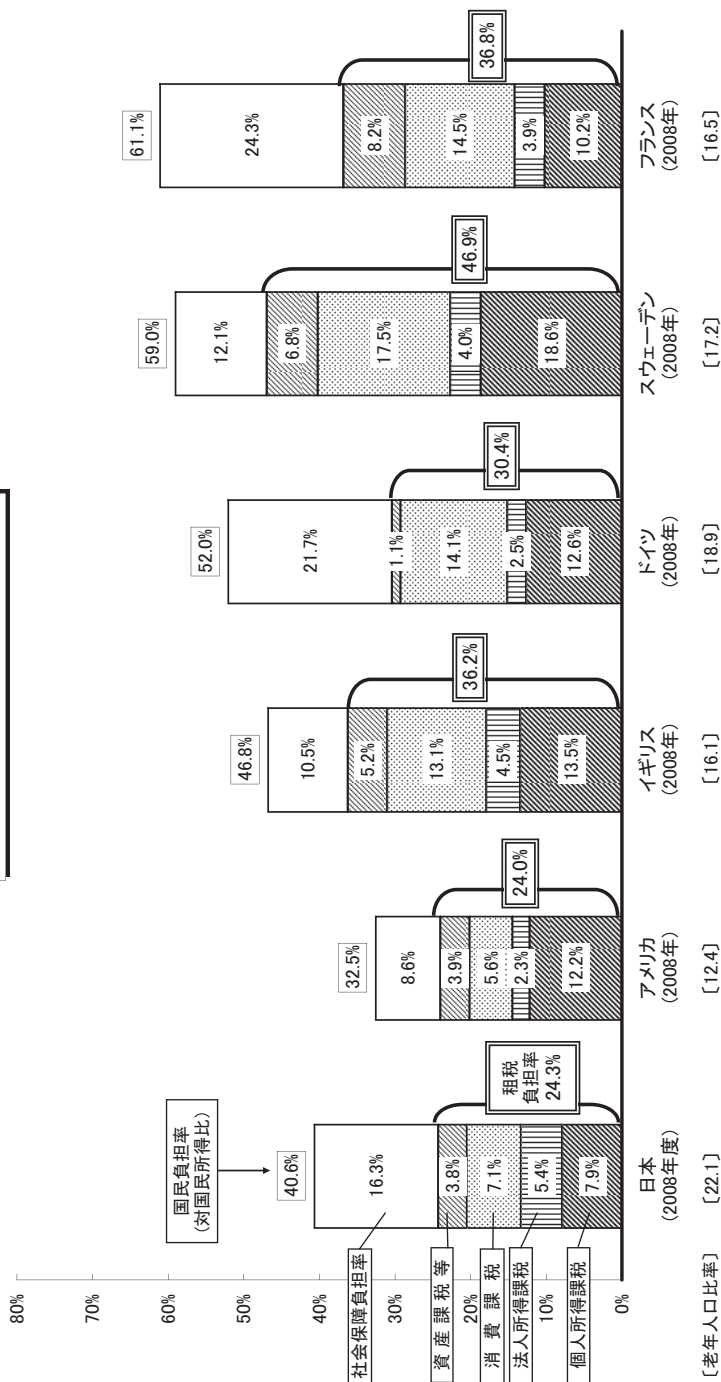


主要税目の税収の推移（一般会計分）



(注1) 計数は、22年度までは決算額、23年度は予算額である。また、グラフ中の税制改正による増減見込額は、平年度ベースの金額である。
 (注2) 1年限りの措置として、平成6年度に▲1.4兆円、平成7年度に▲1.4兆円、平成8年度に▲1.4兆円、平成10年度に▲2.8兆円の特別減税を実施。

国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成20年度(2008年度)実績。諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2006" 及び同 "National Accounts 1996-2008" 等による。なお、日本の平成23年度(2011年度)予算ベースでは、国民負担率・38.8%、租税負担率・22.0%、個人所得課税・7.2%、法人所得課税・4.0%、消費課税・6.9%、資産課税等・3.8%、社会保障負担率・16.8%となっている。

2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

4. 老年人口比率については、日本は2008年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database" による)である。なお、日本の2011年の推計値は23.4となっている。

財政収支の国際比較（対GDP比）

暦年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	▲ 6.7	▲ 6.9	▲ 5.8	▲ 7.2	▲ 8.5	▲ 8.2	▲ 6.5	▲ 7.9	▲ 8.0
米国	▲ 4.1	▲ 3.2	▲ 1.9	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 2.2	▲ 5.5	▲ 6.3
英国	▲ 5.8	▲ 4.2	▲ 2.2	▲ 0.1	0.9	3.7	0.6	▲ 2.0	▲ 3.7
ドイツ	▲ 9.7	▲ 3.3	▲ 2.6	▲ 2.2	▲ 1.5	1.3	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 4.0
フランス	▲ 5.5	▲ 4.0	▲ 3.3	▲ 2.6	▲ 1.8	▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 3.2	▲ 4.1
イタリア	▲ 7.4	▲ 7.0	▲ 2.7	▲ 3.1	▲ 1.8	▲ 0.9	▲ 3.1	▲ 3.0	▲ 3.5
カナダ	▲ 5.3	▲ 2.8	0.2	0.1	1.6	2.9	0.7	▲ 0.1	▲ 0.1
ギリシャ	▲ 9.1	▲ 6.6	▲ 5.9	▲ 3.8	▲ 3.1	▲ 3.7	▲ 4.4	▲ 4.8	▲ 5.7
スペイン	▲ 6.5	▲ 4.9	▲ 3.4	▲ 3.2	▲ 1.4	▲ 1.0	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.2

暦年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	▲ 6.6	▲ 5.2	▲ 3.5	▲ 2.8	▲ 3.3	▲ 9.3	▲ 8.5	▲ 8.7
米国	▲ 5.8	▲ 4.6	▲ 3.6	▲ 4.3	▲ 7.6	▲ 12.1	▲ 11.1	▲ 10.8
英国	▲ 3.6	▲ 3.3	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 4.6	▲ 10.6	▲ 10.3	▲ 8.7
ドイツ	▲ 3.8	▲ 3.3	▲ 1.6	0.3	0.1	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 2.1
フランス	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 2.3	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 7.5	▲ 7.0	▲ 5.6
イタリア	▲ 3.6	▲ 4.4	▲ 3.3	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 5.3	▲ 4.5	▲ 3.9
カナダ	0.9	1.5	1.6	1.4	▲ 0.0	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 4.9
ギリシャ	▲ 7.4	▲ 5.3	▲ 6.0	▲ 6.7	▲ 9.8	▲ 15.6	▲ 10.4	▲ 7.5
スペイン	▲ 0.4	1.0	2.0	1.9	▲ 4.2	▲ 11.1	▲ 9.2	▲ 6.3

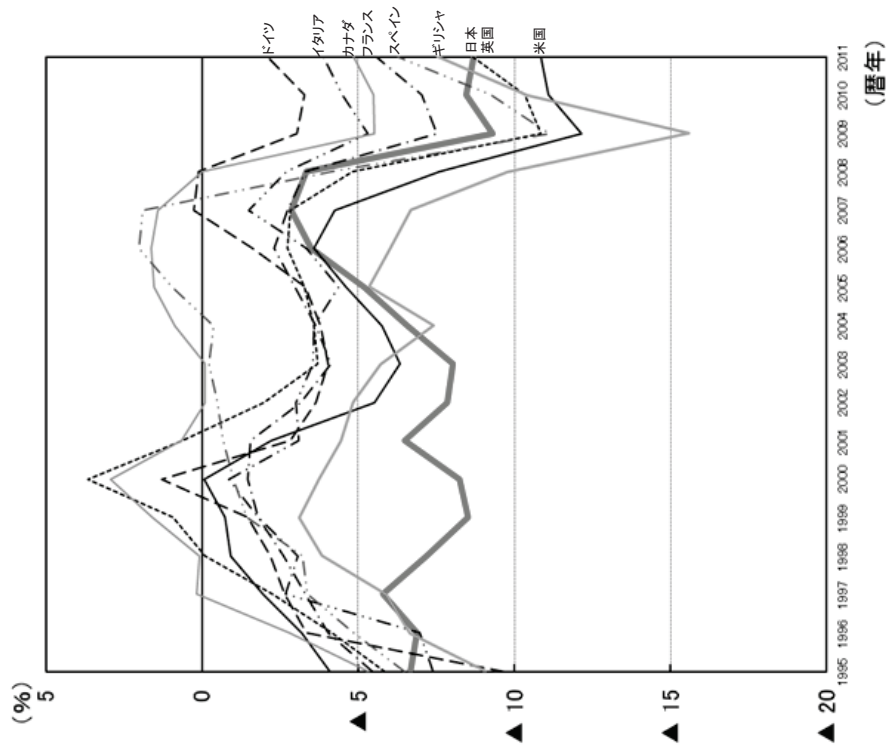
(出典) OECD "Economic Outlook 89" (2011年6月)

(注) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース、ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。仮にこれを含めれば、以下のとおり。

暦年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本	▲ 4.7	▲ 5.1	▲ 4.0	▲ 5.8	▲ 7.4	▲ 7.6	▲ 6.3	▲ 8.0	▲ 7.9
米国	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.9	0.3	0.7	1.5	▲ 0.6	▲ 4.0	▲ 5.0

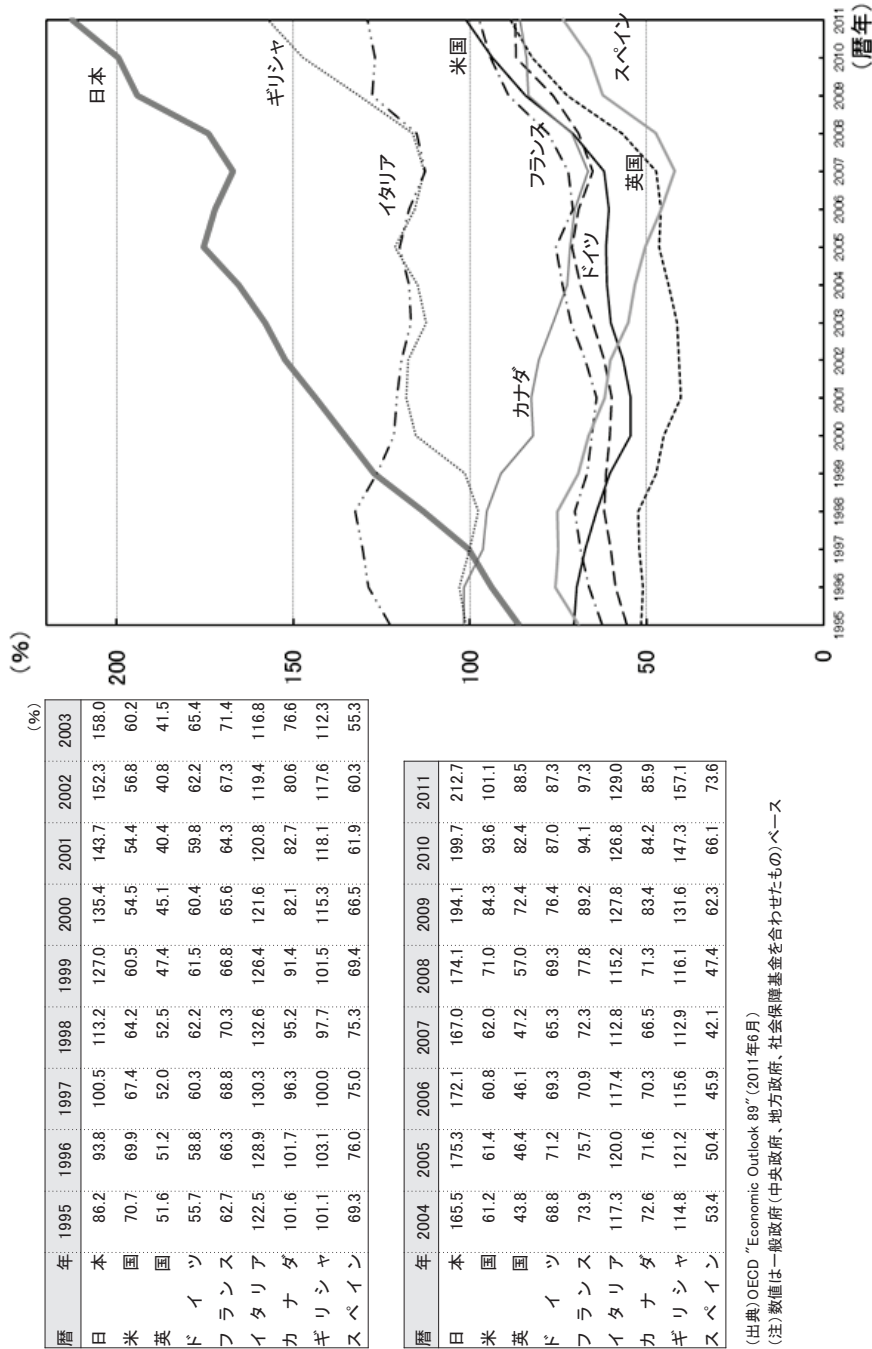
暦年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	▲ 6.2	▲ 4.8	▲ 3.4	▲ 3.0	▲ 3.9	▲ 10.5	▲ 9.3	▲ 9.6
米国	▲ 4.4	▲ 3.3	▲ 2.2	▲ 2.9	▲ 6.3	▲ 11.3	▲ 10.6	▲ 10.1

(注) 日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値。



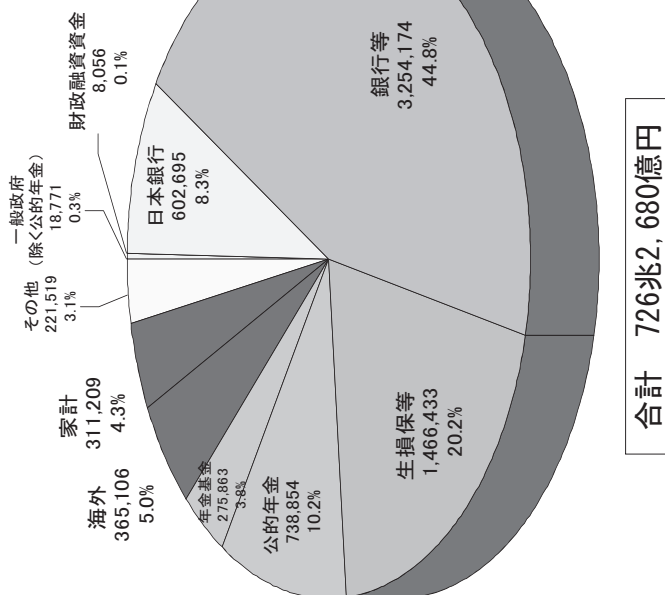
(資料⑥)

債務残高の国際比較（対GDP比）



(資料⑦)

国債の所有者別内訳 (平成23年3月末(速報))



出典：日本銀行 資金循環統計
(注1)「国債」は財投債を含むが、国庫短期証券(T-Bill)は含まない。
(注2)「銀行等」にはゆうちょ銀行、「証券投資信託」及び「証券会社」を含む。
(注3)「生損保等」はかんぽ生命を含む。

財政運営戦略の概要（平成22年6月22日 閣議決定）

財政健全化目標

収支(フロー)目標	残高(ストック)目標
① 国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス) ・遅くとも2015年度までに <u>赤字対GDP比を2010年度から半減</u> ・遅くとも2020年度までに <u>黒字化</u> ② 国の基礎的財政収支：上記と同様の目標 ③ 2021年度以降も、財政健全化努力を継続	<u>2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる</u>

※内外の経済の重大な危機等により目標の達成等が著しく困難と認められる場合には、達成時期等の変更等の適切な措置。

財政運営の基本ルール

- (1) 財源確保ルール(「ペイアズユゴー原則」)
歳出増・歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減・歳入確保措置により安定的な財源を確保。
- (2) 財政赤字縮減ルール
収支目標達成のため、原則として毎年度着実に財政状況を改善。
- (3) 構造的な財政支出に対する財源確保
年金、医療及び介護の給付等の施策に要する社会保障費のような構造的な増加要因である経費には安定的な財源を確保。
- (4) 歳出見直しの基本原則
特別会計を含め全ての歳出分野の無駄の排除を徹底し思い切った予算の組替え。
- (5) 地方財政の安定的な運営
財政健全化は国・地方が相協力しつつ行う。国は、地方の自律性を損ない、地方に負担を転嫁するような施策は行わない。

国際公約としての財政健全化

平成22年6月26日・27日 G20トロント・サミット宣言

…先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。日本の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。財政健全化計画は、信頼に足る、明確に説明され、国の状況に即して差別化され、経済成長を促進する措置に焦点を当てる。

平成23年5月26日・27日 G8ドーヴィル・サミット首脳宣言

…欧州は、幾つかの国が直面した国家的債務危機に対処するための措置に関する広範なパッケージを採択しており、引き続き、この状況に決意を持って取り組むとともに、成長を支えるため、構造改革と並行して財政再建を厳しく追求していく。米国は、雇用創出及び経済成長への配慮と整合的な形で、明確かつ信頼性のある中期的な財政健全化枠組みを確立する。日本は、震災後の復興のための資金を供与しつつ、国家財政の持続可能性の問題にも取り組んでいく。

諸外国（G7）の財政健全化目標

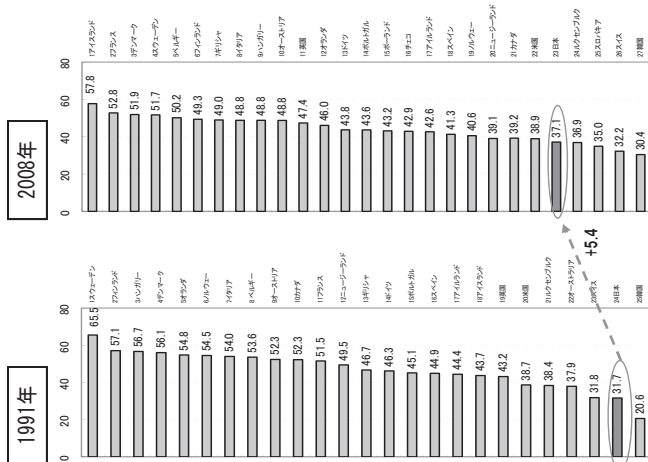
	財政健全化目標	財政健全化のベース		債務残高 対GDP比 (2010年)	名目成長率 の見通し (財政収支改善 の時期の平均)
		政府見通し (財政収支 対GDP比)	財政収支改善幅 (年平均)		
アメリカ 	・2013年までに、ブッシュ前政権から引き継いだ財政赤字（約1.3兆ドル、対GDP比9.2%（2009年1月））を半減させる。 【2010年度大統領予算教書】 ・2010年代半ばまでに財政赤字を持続可能な水準である対GDP比3%にする。 【2012年度大統領予算教書】	▲9.2%('09/1) ↓ ▲4.6%('13)	約1.2%/年 (連邦政府ベース)	93.6%	平均3.5%
イギリス 	・2015年度までに、公的部門（一般政府＋公的企業）の構造的経常的収支を黒字化 ・2015年度までに、公的部門の純債務残高対GDP比を減少 【2010年度緊急予算】	▲9.9%('10) ↓ ▲1.5%('15)	約1.7%/年 (公的部門ベース)	82.4%	平均5.3%
フランス 	・2013年までに、一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とし、2016年までに同収支を均衡させる。【2011年予算】 ※少なくとも3年にわたる財政運営を規定し、各年の予算法及び社会保障財政法を拘束する「枠組法」を制定すること等を内容とする憲法改正法案を閣議決定（2011年3月）。	▲7.1%('10) ↓ ▲3.0%('13)	約1.4%/年 (一般政府ベース)	94.1%	平均3.6%
ドイツ 	・2013年までに一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とする。【安定化プログラム（2011年4月欧州委提出）】 ・連邦政府の構造的財政収支対GDP比を▲0.35%以内に制限（2011年より移行期間とし、2016年より適用）。【憲法改正（2009年7月）】	▲3.3%('10) ↓ ▲1.0%('13)	約0.8%/年 (一般政府ベース)	87.0%	平均3.8%
イタリア 	・2012年までに、一般政府の財政収支対GDP比を▲3%以内とする。 【安定化プログラム（2011年4月欧州委提出）】	▲4.6%('10) ↓ ▲2.7%('12)	約0.6%/年 (一般政府ベース)	126.8%	平均2.6%
カナダ 	・中期的に財政収支を均衡させる。 【2010年度予算計画（2010年3月閣議決定）】	▲2.5%('10) ↓ ▲0.0%('14)	約0.6%/年 (連邦政府ベース)	84.2%	平均5.3%

(出典) 「政府見通し(財政収支対GDP比)」成長率の見通し: 各国資料、「債務残高対GDP比」: OECD "Economic Outlook 89"

(参考) ・EUにおいては、過剰財政赤字手続を開始するための基準として、原則として、一般政府の財政赤字がGDP比については3%、債務残高対GDP比については60%を超えないことを定めている。なお、過剰財政赤字手続が開始されると、勧告、警告を経て制裁措置が発動される。

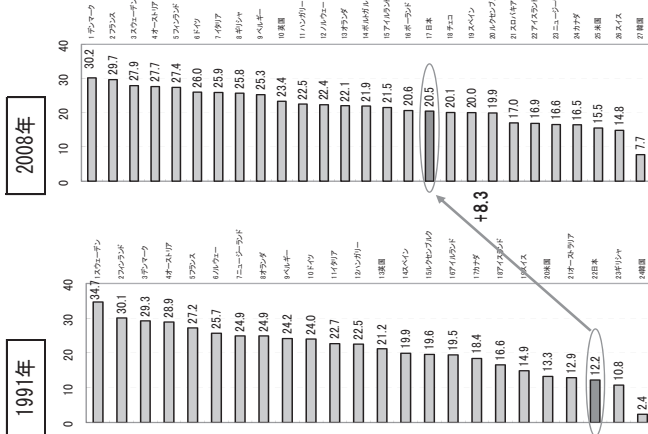
財政状況の推移

政府の総支出 (対GDP比)



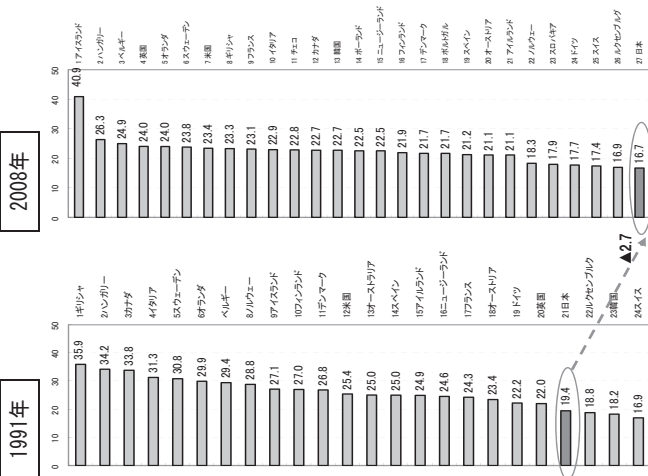
(出典) OECD「Economic Outlook 76」, 同「National Accounts 2010 vol. II」, 同「Stat Extracts National Accounts」
(注1) 数値は一般政府 (中央政府・地方政府・社会保障基金を合わせたもの) のベース。
(注2) 2008年の数値は、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の値。

政府の社会保障支出 (対GDP比)



(出典) IMF「Government Finance Statistics Yearbook 2002」, OECD「Economic Outlook 76」, 同「National Accounts 2010 vol. II」, 同「Stat Extracts National Accounts」
(注1) 数値は一般政府 (中央政府・地方政府・社会保障基金を合わせたもの) のベース。
(注2) 2008年の数値は、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の値。

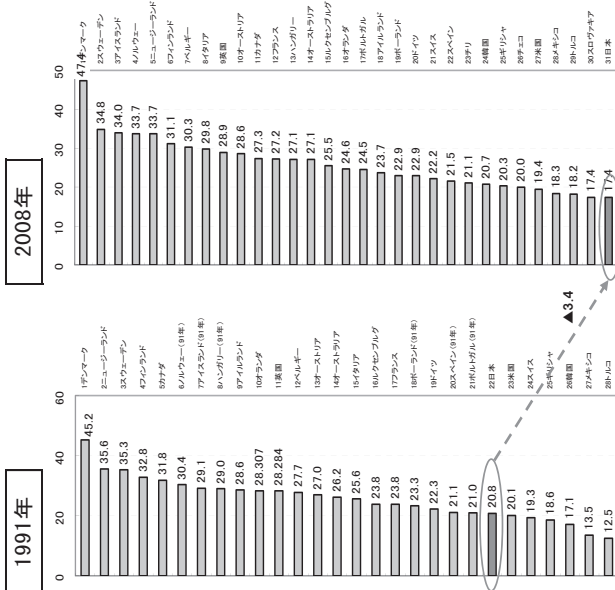
政府の社会保障以外の支出 (対GDP比)



(出典) OECD「Economic Outlook 76」, 同「National Accounts 2010 vol. II」, 同「Stat Extracts National Accounts」
(注1) 数値は一般政府 (中央政府・地方政府・社会保障基金を合わせたもの) のベース。
(注2) 2008年の数値は、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の値。

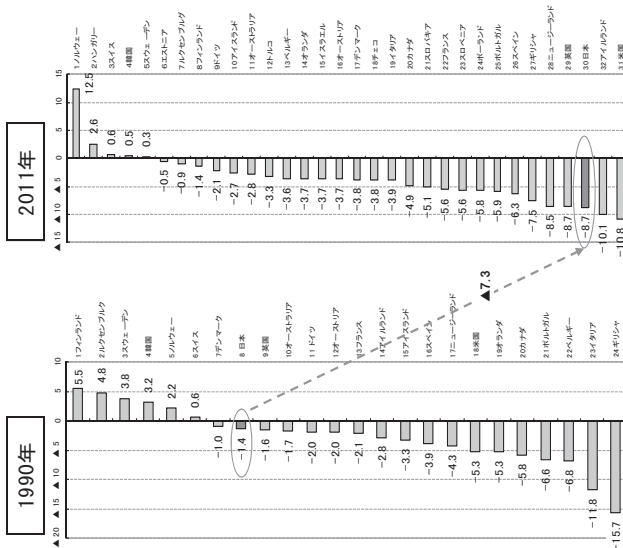
租税負担率と政府の財政収支の推移（対GDP比）

租税負担率（対GDP比）



(出典) OECD Revenue Statistics 1, 同 National Accounts 2010 vol. II, 内閣府「国民経済計算」等
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
 (注2) 1991年のスウェーデンの数値は、88SNAベースによる計数。
 (注3) 2008年の数値は、日本は2008年度、スイスは2007年の値。

政府の財政収支（対GDP比）



(出典) OECD Economic Outlook 89, 「Economic Outlook 76」
 (注) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いたベース。日本の2010年の財政収支は単年度限りの特殊要因を除いた数値。

主要格付け会社によるソブリン格付け一覧と見方

主要格付け会社によるソブリン格付け一覧 (23年8月24日現在)

	Moody's	S&P	Fitch
Aaa/AAA	アメリカ(↓)	イギリス	アメリカ
	イギリス	ドイツ	イギリス
	ドイツ	フランス	ドイツ
	フランス		フランス
Aa1/AA+		アメリカ(↓)	スペイン(↓)
Aa2/AA	イタリア(↓)	スペイン(↓)	
	スペイン(↓)		
Aa3/AA-	日本	日本(↓)	日本(↓)
	中国(↑)	中国	イタリア
A1/A+		イタリア(↓)	中国(↓)
A2/A			
A3/A-			
Baa1/BBB+		アイルランド	アイルランド(↓)
Baa3/BBB-		ポルトガル(↓)	ポルトガル(↓)
Ba1/BB+	アイルランド(↓)		
Ba2/BB	ポルトガル(↓)		
Caa2/CCC			
Ca/CC	ギリシャ	ギリシャ(↓)	ギリシャ(↓)

日本国債格付けに関する最近の動き	・格付け引下げ方向 の引直し対象に (23年5月31日) ・格付けを「Aa2(ネガ ティブ)」から 「Aa3(安定的)」に 引下げ (23年8月24日)	・見直しをネガティ ブに変更 (23年4月27日)	・見直しをネガティ ブに変更 (23年5月27日)
------------------	---	---------------------------------	---------------------------------

注：いずれも自国通貨建て長期債務の格付け。
(↑)は、見通しがpositiveとなっていることを示す。
(↓)は、見通しがnegativeとなっていることを示す。

<S&Pレポート(23年4月27日)>

- 日本のアウトロックスを「ネガティブ」に変更。
- S&Pでは、被災地の復旧・復興費用は30兆円を標準予想として、20兆～50兆円の範囲になると予想している。S&Pは国と地方自治体が高費用の大半を負担すると見ており、増税等の財源措置が取られない限り、それにより、一般政府財政赤字の対GDP比率がS&Pの従来の予想値を2011年度には2%ポイント、2012年度には1%ポイント上回り、2013年度までに累積で3.7%ポイント上回ると予想する。
- 政府債務が現在予想されるペースで拡大し続けたり、対外純資産残高が減少することになった場合には、長期・短期ソブリン格付けを引き下げることがある。

<Fitchプレスリリース(23年5月27日)>

- 日本の国債格付けの見直しを、「ネガティブ」に変更。
- 財政健全化に対するコメントメントが強化されない場合、または震災後の再建過程で財政・経済コストが大幅に増加することとなった場合には、格下げにつながる可能性がある。

<Moody's プレスリリース(23年8月24日)>

- 日本政府の格付けをAa3に引き下げ、見直しは安定的とした。
- 今回の格下げは、多額の財政赤字と、2009年の世界的な景気後退以降の政府債務の増加を受けたものである。
- 将来の格付けアクションにつながる要因
 - ① 財政再建目標達成に向けた着実な進展。
 - ② 景気低迷からの力強く持続的な回復。

<マイナス要因>

- ① 社会保障と税の一体改革の実施の遅れ。
- ② 世界的景気後退の長引く影響と、3月の地震、津波および原発事故の継続的な影響から、経済が回復できない場合。
- ③ 国債市場の国内投資指向の弱まり、あるいは日本の対外ポジションの大幅な悪化。
- 政府が6月30日に発表した一体改革成案は、まだ詳細な形になっていないが、政府がそれほど遠くない将来に適切なタイミングで政策を実施し、経済成長が回復して財政改革を下支えすれば、市場の信認維持を支えることになるとみられる。

内閣府試算の概要（「経済財政の中長期試算」平成23年8月12日 内閣府）

財政健全化目標（「財政運営戦略」平成22年6月22日 閣議決定）

収支（フロー）目標

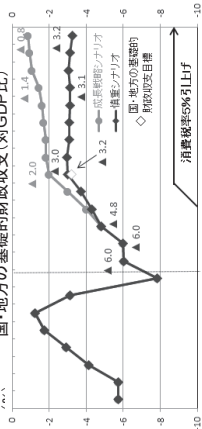
- ①国・地方の基礎的財政収支：遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、遅くとも2020年度までに黒字化
 - ②国の基礎的財政収支：上記と同様の目標
 - ③2021年度以降も、財政健全化努力を継続
- 残高（ストック）目標
- 2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させる

試算結果

試算前提

「社会保障・税一体改革案」を踏まえ、2013年度後半から2015年度にかけて段階的に消費税率を10%まで引き上げること想定
「復興の基本方針」を踏まえ、19兆円程度の復興歳出、財源としての時限的な財源措置（期間は5年及び10年）等を想定 等

（参考）経済成長率（2011年度～2020年度の平均） 慎重シナリオ：名目1%台後半、実質1%強 成長シナリオ：名目3%程度、実質2%程度



※復旧・復興対策の経費及び財源等の金額を念んたベース

※復旧・復興のための時限的な財源措置期間が5年間のケース

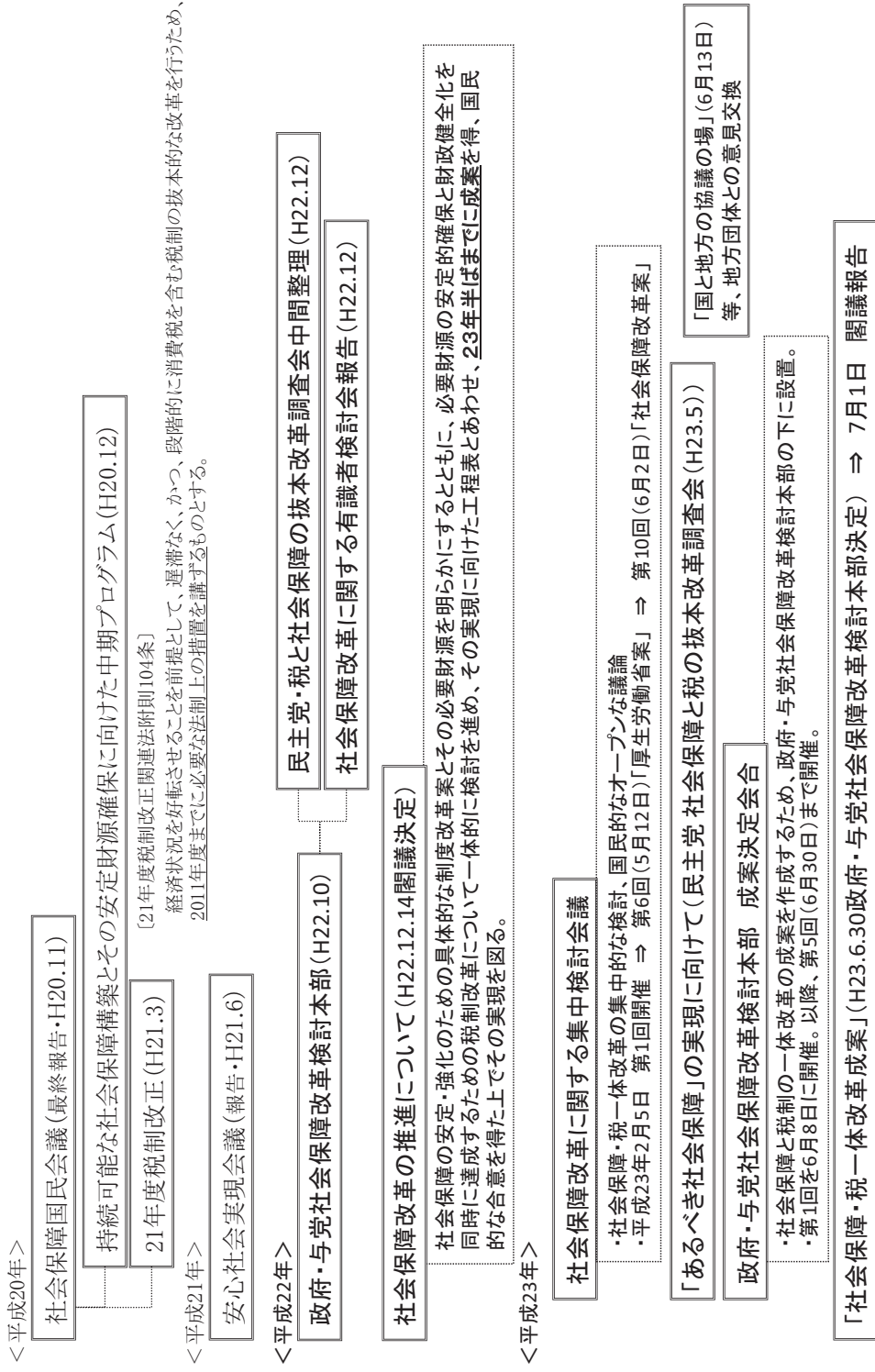
目標達成に必要な収支改善幅（慎重シナリオ、財源措置期間が5年間の場合）

	国・地方		国	
	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対GDP比]	基礎的財政収支 [対GDP比]	目標値 [対GDP比]
2010年度	▲30.8 [▲6.4%]		▲32.9 [▲6.8%]	
2015年度	▲15.4 [▲3.0%]	▲16.4 [▲3.2%]		
2020年度	▲17.6 [▲3.1%]	17.6 [3.1%]		

※2010年度の数字は2010年6月見直し、2011年8月の時点では、国・地方▲28.6[▲6.0%]。

※復旧・復興対策の経費及び財源等の金額を除いたベース

社会保障・税一体改革の概要(議論の経緯)



社会保障・税一体改革の概要(社会保障の安定財源確保の基本的枠組み)

(1)消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

- 社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保
- 消費税収(国分)は、現在高齢者三経費に充当。今後は、高齢者三経費を基本としつつ、社会保障四経費(年金、医療、介護、少子化)に充当する分野を拡充
- 社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実を図る

(2)消費税収の使途の明確化

- 消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化(消費税収の社会保障財源化)
- 将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収(国・地方)を主たる財源として安定財源を確保

(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

- 現行分の消費税収(国・地方)については、国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しない
- 引上げ分の消費税収(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分
- 今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、税制抜本改革において地方税制の改革などを実施

(4) 消費税率の段階的引上げ

- まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保

社会保障・税一体改革の概要(税制全体の抜本改革)

(1) 個人所得課税

- 格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種控除の見直しや税率構造の改革を実施。
- 給付付き税額控除については、番号制度等を前提に、社会保障制度の見直しと併せて検討。
- 金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

(2) 法人課税

- 企業の国際競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げ(中小法人に対する軽減税率についても同様)。

(3) 消費課税

- 消費税(国・地方)については、本成案に則って所要の改正。いわゆる逆進性の問題については、消費税率(国・地方)が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再配分を見てもなお対策が必要な場合には、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本的に総合的に検討。
- 消費税制度の信頼性を確保するため、一層の課税の適正化のほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討。
- 地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源CO2排出抑制等を図るための税を導入。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域で総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討。車体課税については、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で検討。

(4) 資産課税

- 資源再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しによる負担の適正化及び贈与税の軽減等。

(5) 地方税制

- 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。

(6) その他

- 社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備等。

なお、平成22年度・23年度改正においては、このような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革に取り組んできたところであり、現在、国会で審議されている平成23年度税制改正については、引き続き、その早期実現を目指す。

社会保障・税一体改革の概要(社会保障・税一体改革のスケジュール)

- 社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。
- 社会保障改革については、税制抜本改革の実施と併せ、工程表に従い、各分野において遅滞なく順次その実施を図る。
- 税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取り組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。
- 「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、上記の法制化の際に必要な措置を具体化する。
- 以上のスケジュールに基づき、国会議員定数の削減や、公務員人件費の削減、特別会計改革や公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取り組みを強めて、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。

中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)の概要（平成23年8月12日 閣議決定）

考 え 方	○東日本大震災の復旧・復興対策は最優先の課題であり、中期財政フレームにおいて別途管理での対応を可能とする。 ○他方で、我が国は、震災前から巨額の財政赤字を計上し、財政面においても「有事」に直面。財政健全化目標の達成に向けた取組の着実な進展は、国債市場の信認の維持、震災復興、日本全体の再生に不可欠。	
改 訂 の 具 体 的 内 容	①国債発行額	・平成24年度の新規国債発行額(復興債を除く)について、平成23年度当初予算の水準(44兆円)を上回らないものとするよう全力をあげる。
	②歳入面での取組	・税制の抜本的な改革については、平成22・23年度税制改正大綱や「社会保障・税一体改革成案」等を踏まえて更に検討を進め、平成21年度税制改正法附則第104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。
	③歳出面での取組 (平成24～26年度)	・「基礎的財政収支対象経費」について、前年度当初予算の規模(「歳出の大枠」)を實質的に上回らないこととする。 ・ただし、東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費であって、既存歳出の削減により賄われる額を超えた金額のうち、復興債、更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。 ・また、B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る経費のうち、時限的な税制措置等により確保された金額については、財源と併せて別途管理し、「歳出の大枠」に加算。 (注)以下については、改訂後も引き続き適用。 ・地方の一般財源の総額については、上記期間中實質的に23年度地方財政計画と同水準を確保する。 ・歳出増につながる施策を新たに実施又は拡充しようとする場合には、当年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模が上記の「歳出の大枠」の範囲内となるよう、恒久的な更なる歳出削減により、これに要する財源を賄うこととする。

平成24年～26年度における「基礎的財政収支対象経費」

基礎的財政収支対象経費 (年金差額分以外の金額) うち経済危機対応・地域活性化予備費(23年度 0.8)	歳出の大枠		
	24年度	25年度	26年度
	71 (注)	71 (注)	71 (注)
	68.4	68.4	68.4
	1	1	1
東日本大震災復旧・復興対策に係る加算分	+ α	+ α	+ α
B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に係る加算分	+ β	+ β	+ β
計	71 + α + β	71 + α + β	71 + α + β

(注) 平成24年度以降の「歳出の大枠」は、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れる年金差額分(基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額)を含む。

社会保障・税一体改革成案と附則第104条の比較

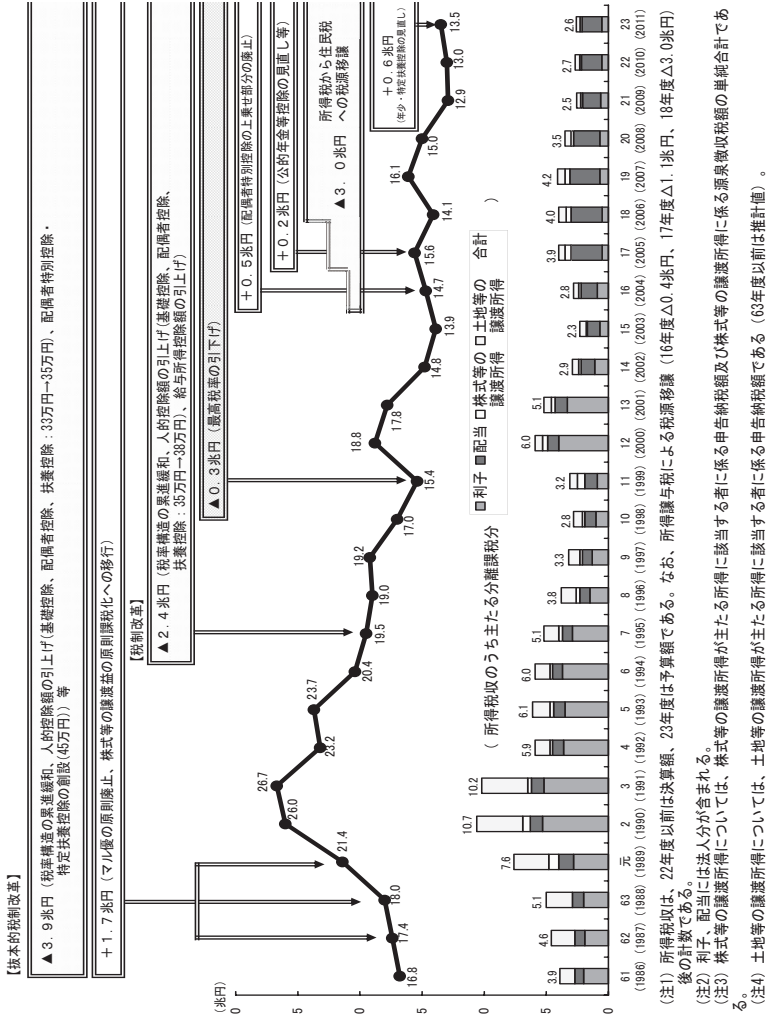
	社会保障・税一体改革成案 政府・与党社会保障改革検討本部決定(平成23年6月30日)	附則第104条 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)
税制抜本改革 (全般)	V 社会保障・税一体改革のスケジュール 税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。 上記の「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、上記の法制化の際に必要な措置を具体化する。	【第1項】 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。 【第2項】 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。
	2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成 具体的には、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、…、社会保障の安定財源確保を図る。 これらの取組みなどにより、2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。	

	社会保障・税一体改革成案 政府・与党社会保障改革検討本部決定(平成23年6月30日)	附則第104条 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)
個人所得課税	雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。	【第3項第1号】 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も含わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。
法人課税	企業の国際的な競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、国際的な協調や主要国との競争条件等にも留意しつつ、課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げを行う。地域経済の柱となり、雇用の大半を担っている中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引下げを行う。	【第3項第2号】 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

	社会保障・税一体改革成案（抜粋） 政府・与党社会保障改革検討本部決定（平成 23 年 6 月 30 日）	附則第 104 条 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）
消費税	(1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保 国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源として確保する。 消費税収（国・地方）については、…、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」）に充当する分野を拡充する。	【第3項第3号】 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も含めた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。
	(2) 消費税収の使途の明確化 消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く）については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。	
	(4) 消費税率の段階的引上げ 社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010 年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を 10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する いわゆる逆進性の問題については、消費税率（国・地方）が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討する。 併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。	

	社会保障・税一体改革成案 政府・与党社会保障改革検討本部決定(平成23年6月30日)	附則第104条 所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)
消費課税 (消費税以外)	エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起 源 CO2排出抑制等を図るための税を導入する。また、地球温暖化対策に 係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確 保する仕組みについて検討する。事体課税については、地球温暖化対策の 観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負 担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。	【第3項第4号】 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財 政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び 暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を 検討すること。 【第3項第8号】 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への 負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。
資産課税	資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の 課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化を行う。これと併せ、高齢 者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、その有効活用を通じた 経済社会の活性化を図るとの観点から、世代を超えた資産格差の固定化に も配慮しつつ、贈与税を軽減する。また、事業承継税制について、運用状況 等を踏まえ見直しを検討する。	【第3項第5号】 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養 の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税 率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。
地方税制	地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の 確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方 を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、収収が安定的な地方税体 系を構築する。また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税 制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。	【第3項第7号】 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社 会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検 討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の 偏在性が小さく、収収が安定的な地方税体系の構築を進めること。
その他	社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備を進 めるとともに、国際的租税回避の防止を通じて適切な課税権を確保しつつ投 資交流の促進等を図る等の国際課税に関する取組みや国際連帯税等につ いて、検討を行う。	【第3項第6号】 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び 課税の適正化を図ること。

所得税ー① 税収の動向



- ①度重なる制度減税、②利子、土地譲渡などの分離課税分の落ち込み等により、財源調達機能が低下。
- ピーク時 (平成3年度) の26.7兆円と23年度予算額の13.5兆円の差 (約▲13兆円) の主な要因

- ・ ①制度減税 (増税との差引) 及び税源移譲： 約▲4兆円
- ・ ②分離課税分 (土地の譲渡所得等)の落ち込み： 約▲8兆円

所得税－② 税率の動向

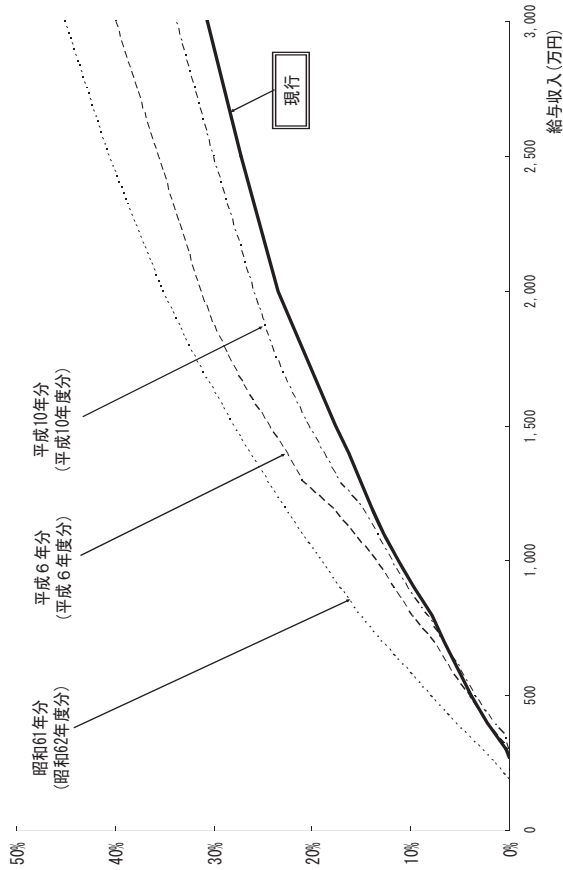
○ 消費税導入前の昭和61年当時と比べて、累次の累進緩和（フラット化）の結果、所得再分配機能は低下。

（参考１）給与収入別の税負担額（夫婦子2人）
（所得税＋個人住民税）

	500万	1000万	2000万	3000万
昭61	39万	189万	701万	1350万
現行	20万	113万	468万	918万

（参考２）給与収入の分布、平均給与の推移

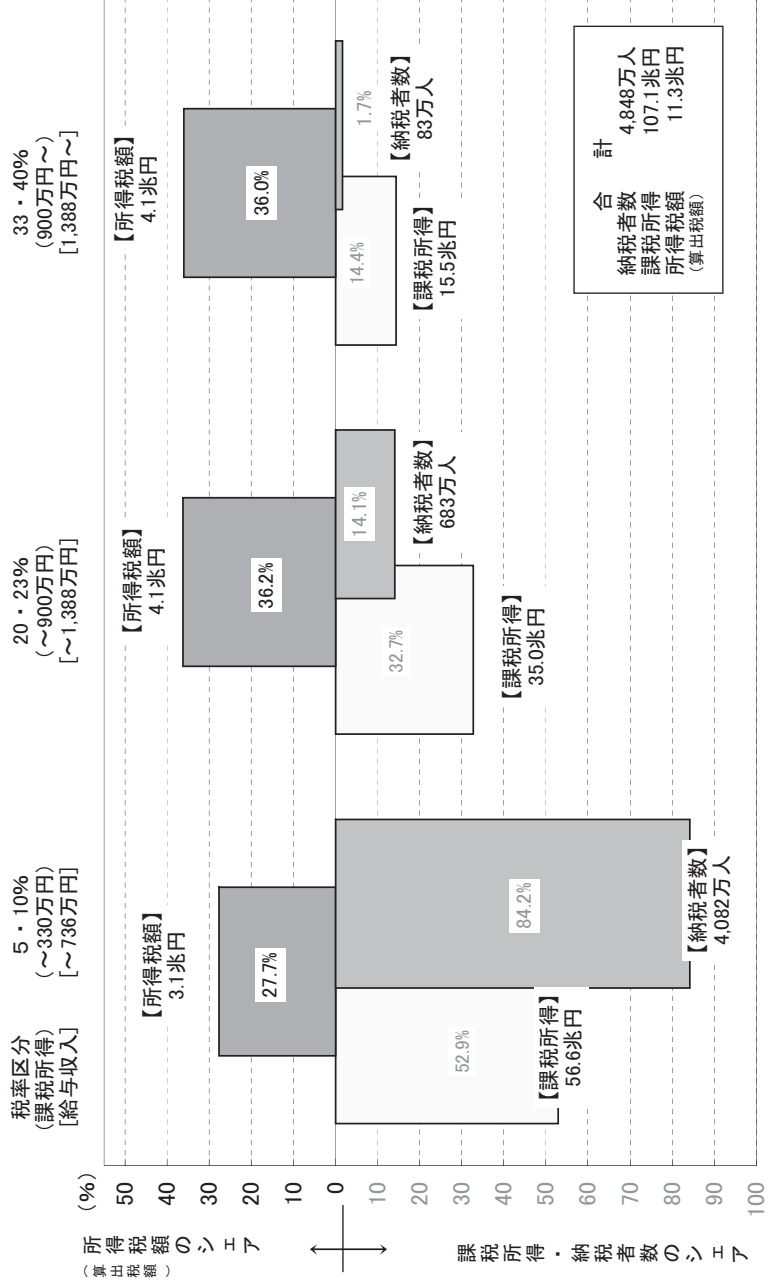
	平成2年	平成9年	平成20年
500万以下	70%	62%	70%
500万超	30%	38%	30%
平均給与	425万円	467万円	430万円



(注) 1. 子が控除対象扶養親族（子のうち1人が一般扶養親族、1人が特定扶養親族）に該当するものとして計算している。
2. 平成6年（度）分及び平成10年（度）分は特別減税前の実効税率である。

所得税の税率区分別の納税者数・課税所得・所得税額割合(推計)の状況

未定稿

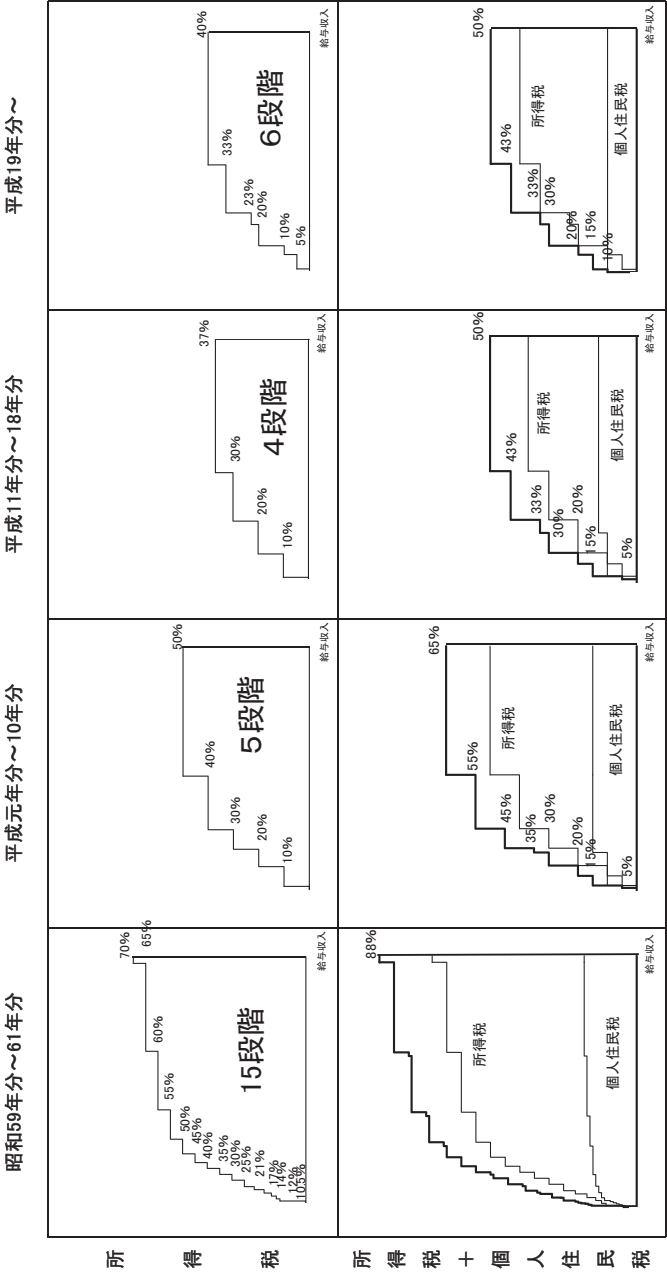


(注) 1. 各計数は、平成23年度予算ベースの推計値である(総合課税に係るものであり、分離課税に係るものは含まれていない)。
2. 上記の各階級区分(①「～330万円」、②「～900万円」、③「900万円～」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦2人(子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「～736万円」、②「～1,388万円」、③「1,388万円～」となる。

所得税の税率の推移(イメージ図)

○ 昭和61年当時の所得税は、10.5%～70%の15段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は88%。

○ 現在は5%～40%の6段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は50%。



(注1) 昭和62年分の所得税の税率は、10.5、12、16、20、25、30、35、40、45、50、55、60%の12段階。(住民税(63年度)の最高税率は16%、住民税と合わせた最高税率は76%)

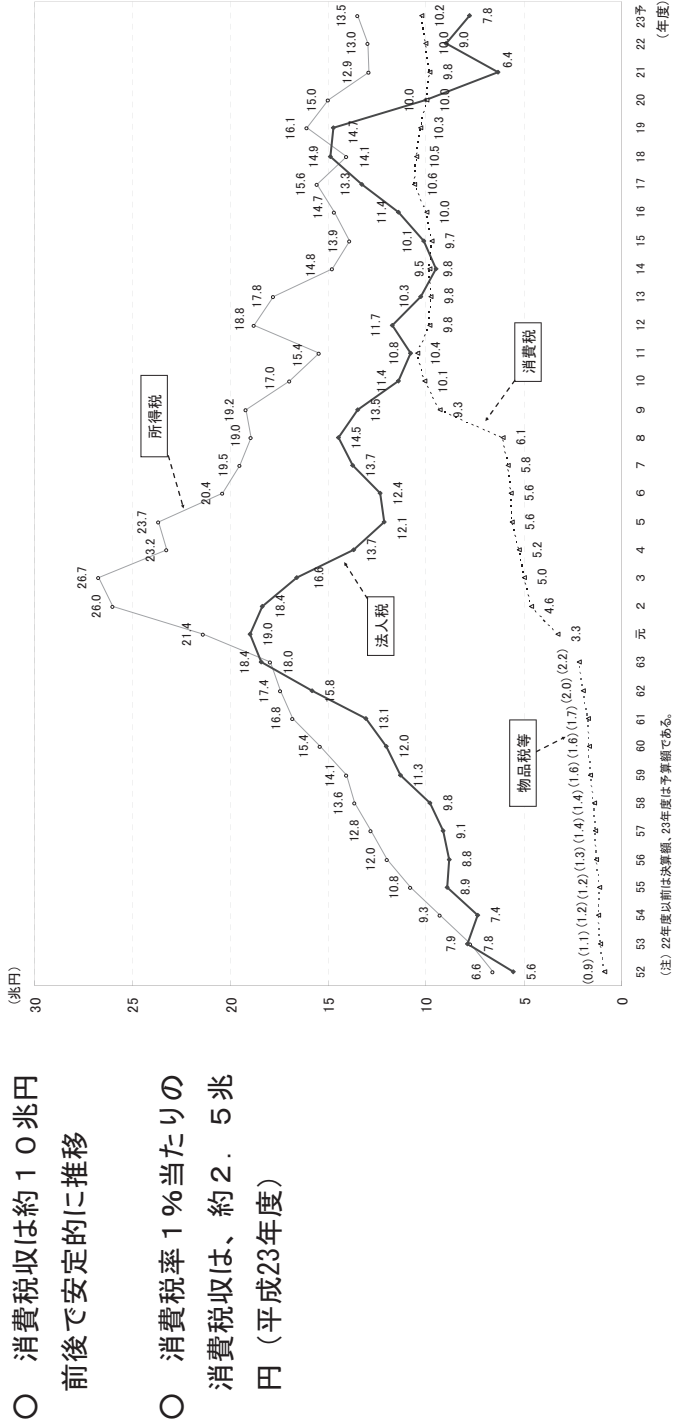
昭和63年分の所得税の税率は、10、20、30、40、50、60%の6段階。(住民税(元年度)の最高税率は15%、住民税と合わせた最高税率は75%)

(注2) 税制改革(平成6年11月)において、平成7年分からの所得税について、税率は据え置いたまま、その適用範囲(ブラケット幅)が拡大された。

所得税－⑤ 見直しの基本的方向性

- 雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。
- また、給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。

消費税－① 税収の動向



消費税－② 使用

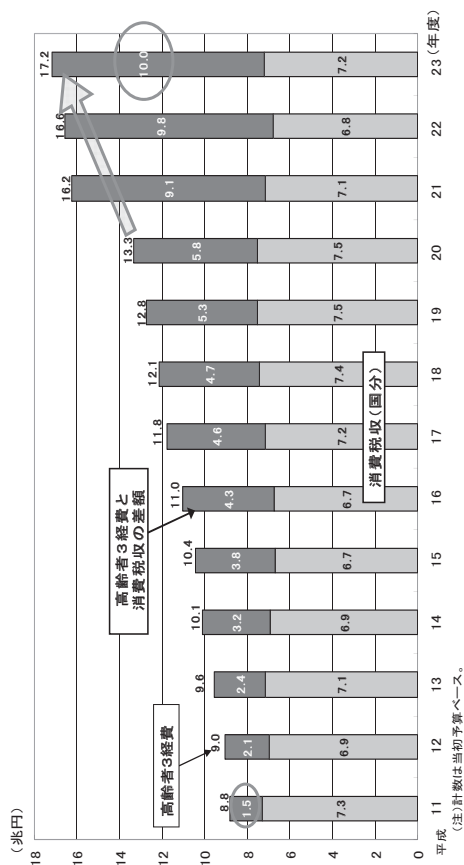
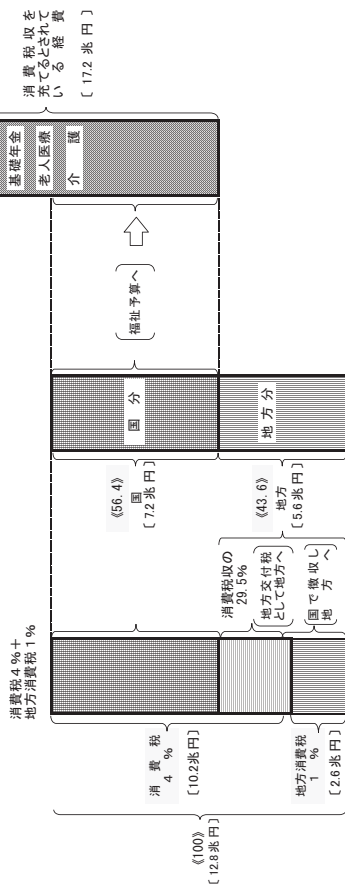
○ 消費税5%（うち地方消費税1%）のうち、国分の税収は6割弱（56.4%）

○ 現状、国分の消費税収は、基礎年金、老人医療、介護の各経費（高齢者3経費）のみに充当（予算総則第17条いわゆる「福祉目的化」）

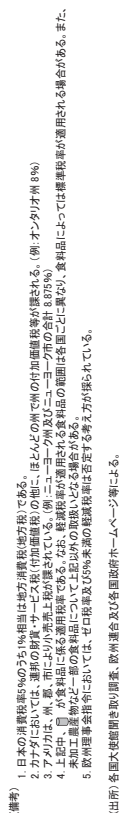
（注1） 平成11年度予算より実施

（注2） 消費税収と高齢者3経費の差額は、1.5兆円（平成11年度）

→10.0兆円（平成23年度）に拡大



— 33 —



消費税－④「逆進性」について

○ 消費税の負担のみに着目するだけでは不十分であり、負担（所得税等・社会保険料）と受益（社会保障給付等）全体を考慮に入れることが必要。

○ 逆進性対策として、飲食料品等への軽減税率の適用が主張されることがあるが、

① 逆進性対策としての有効性

（中高所得者も恩恵を受ける）

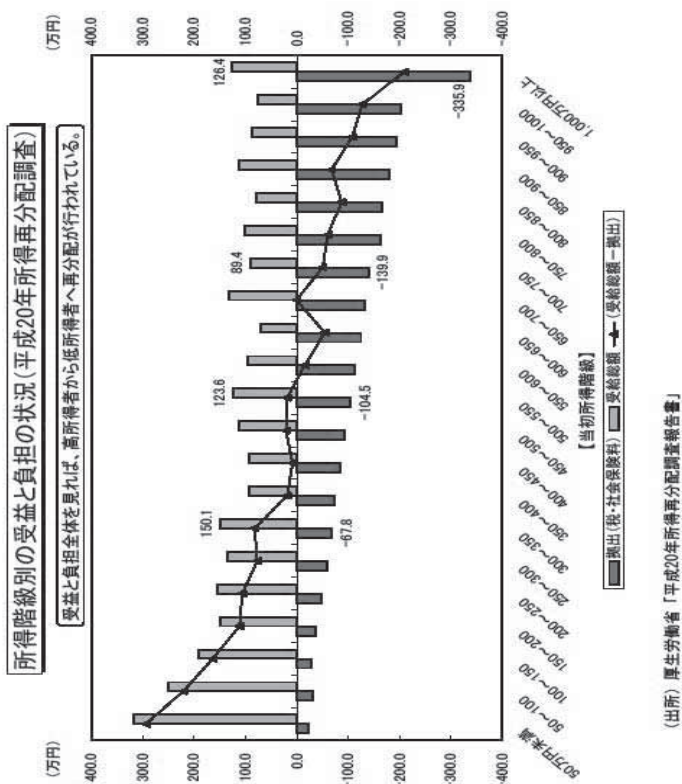
② 事業者・税務当局の事務負担

（適用税率の区分・対象品目の線引き等）

③ 税収ロス

（飲食料品等を5%に据え置けば、増収幅は2割程度目減り）

等の問題があるため、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本的に検討することとしている。



OECD諸国における付加価値税標準税率とVRR等(未定稿)

	VAT導入年	VAT標準税率(2008)	VRR(2008)
オーストラリア	2000	10	0.49
オーストリア	1973	20	0.61
ベルギー	1971	21	0.49
カナダ	1991	5	0.51
チェコ	1993	19	0.59
デンマーク	1967	25	0.62
フィンランド	1994	22	0.58
フランス	1968	19.6	0.49
ドイツ	1968	19	0.55
ギリシャ	1987	19	0.46
ハンガリー	1988	20	0.57
アイスランド	1990	24.5	0.54
アイルランド	1972	21	0.55
イタリア	1973	20	0.41
日本	1989	5	0.67
韓国	1977	10	0.65
ルクセンブルク	1970	15	0.93
メキシコ	1980	15	0.35
オランダ	1969	19	0.60
ニュージーランド	1986	12.5	0.98
ノルウェー	1970	25	0.57
ポーランド	1993	22	0.49
ポルトガル	1986	21	0.51
スロバキア	1993	19	0.54
スペイン	1986	16	0.46
スウェーデン	1969	25	0.58
スイス	1995	7.6	0.77
トルコ	1985	18	0.35
イギリス	1973	17.5	0.46

(注) VRRは「VRR＝付加価値税収(最終消費支出－付加価値税収)/VAT標準税率」で算出される。

但し、「最終消費支出」とは、民間最終消費支出と政府最終消費支出の合計値のことであり、必ずしも付加価値税の課税ベースと一致しているわけではなく、VRRの数値についても一定の幅を持つてみる必要がある

(出典)「OECD Consumption Tax Trends 2010」、同「Revenue Statistics 1985-2009」及び同「National Accounts 1997-2009」等による。

諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例

贅沢品か否かの違い

外食と食料品の違い

【フランス】

標準税率 (19.6%)	軽減税率 (5.5%)	備 考
<u>キャビア</u> 	<u>フォアグラ</u>  <u>トリュフ</u> 	フォアグラ及びトリュフには、国内産業を保護するため軽減税率が適用される一方、キャビアには、高級品かつ輸入品であるため標準税率が適用されているといわれている。
<u>マーガリン</u> 	<u>バター</u> 	マーガリンに軽減税率が適用されないのは、バターを製造する酪農家を保護するためといわれている。
<u>普通の チョコレート</u> 	<u>板チョコ</u> 	昔、チョコレートは高級品だったため、原則として標準税率が適用されるが、板チョコ等には軽減税率が適用される。
<u>カカオ含有量50%以上の チョコレート製品</u> 	<u>カカオ含有量50%未満の チョコレート製品</u> 	チョコレート製品については、カカオの含有量によって異なる税率が適用される。

【イギリス】

標準税率 (20%)	軽減税率 (0%)	備 考
<u>フィッシュ&チップスやハンバーガーなど温かいテイクアウト商品</u> 	<u>デリカテッセンなどスーパーの惣菜</u> 	イギリスでは、外食サービス(標準税率)と食料品(軽減税率)との区分けの指標として、「気温より高く温められたかどうか」が採用されている。 なお、フィッシュ&チップス菓は、スーパーの惣菜は惣食品であるとして、左記の取扱いに反発している。

【ドイツ】

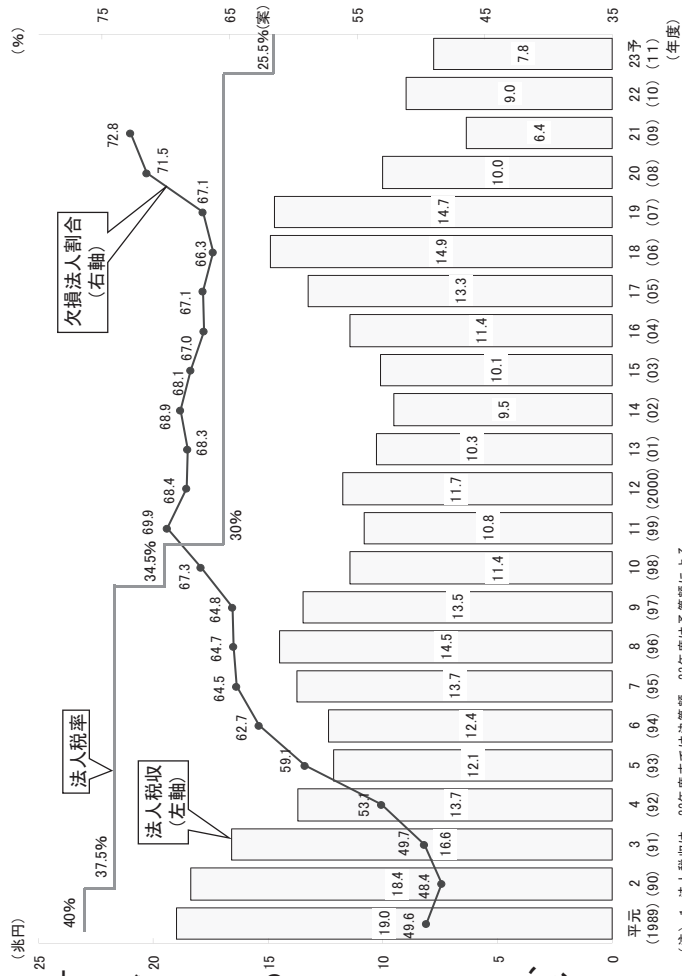
標準税率 (19%)	軽減税率 (7%)	備 考
<u>ハンバーガー (店内飲食用)</u> 	<u>ハンバーガー (持ち帰り用)</u> 	同じファーストフードのハンバーガーであっても、店内飲食用と持ち帰り用とで異なる税率が適用される。

【カナダ】

標準税率 (5%)	軽減税率 (0%)	備 考
<u>ドーナツ (5個以下)</u> 	<u>ドーナツ (6個以上)</u> 	カナダでは、ドーナツなどのお菓子について「その場で食べるかどうかなど」を、適用税率を区分けする指標としている。 販売個数が少ない場合(5個以下)には、その場で食べるものとみなして標準税率が適用される。

(出所) 各国聞き取り調査等に基づく。

法人税－① 税収の動向



(注) 1. 法人税収は、22年度までは決算額、23年度は予算額による。
2. 欠損法人割合は、会社基本調査（国税庁）による。

○ 法人税収は、平成元年の19兆円をピークに、中長期的に減少。これは、

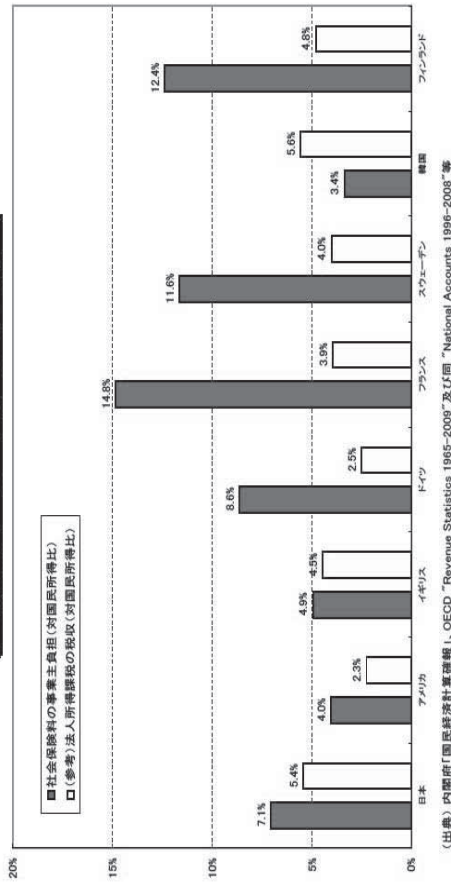
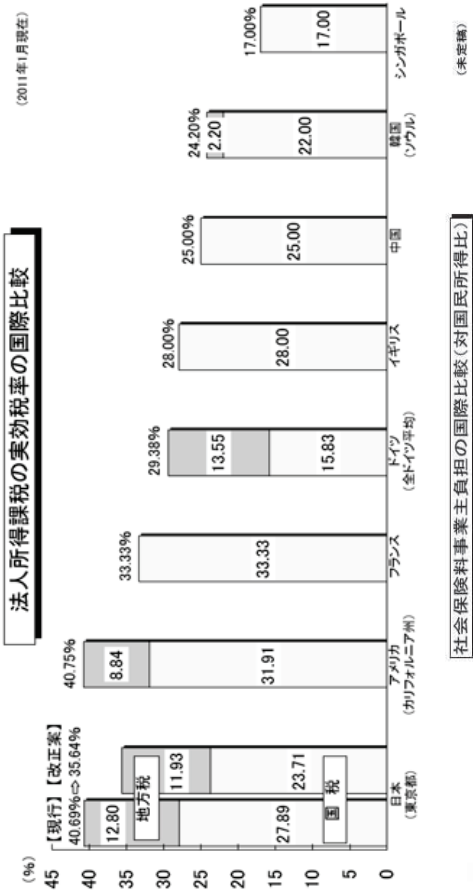
① バブル期以後、法人税率が引き下げられていること

② 欠損金の繰越控除等により、課税ベースが抑えられていること等によるためである。

○ 短期的に見ると、法人税収は、景気動向により大きく左右される。リーマンショック後の世界的不況の影響を受け、平成21年度税収は6.4兆円まで落ち込んだ後、22年度は9.0兆円となっている(23年度予算額：7.8兆円)。

法人税－② 実効税率の国際比較

- 現行、我が国の法人実効税率(国税と地方税を合わせた法人所得に係る表面税率)は、米国と並んで高い水準。
- 他方、法人所得課税の負担に社会保険料事業主負担をあわせると、国際的にも必ずしも高い水準ではないという見方もある。

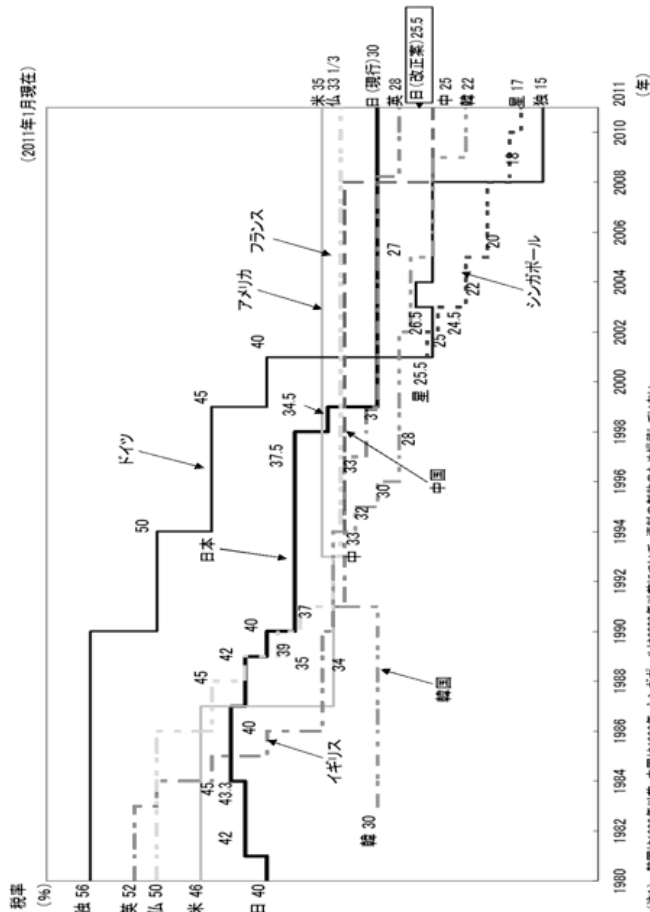


法人税一③ 見直しの基本的方向性 (平成23年度税制改正(案))

○ 国内企業の国際競争力強化や、国内の雇用・投資の維持・拡大等の観点から、諸外国の税制改正の動向も踏まえ、課税ベースの拡大と法人実効税率の引き下げを行う。

○ 平成23年度税制改正(案)では、減価償却制度や政策税制措置の見直し等により課税ベースの拡大を行いつつ、法人実効税率を5%引き下げる(法人税率30%→25.5%)こととしている。

主要国の法人税率(基本税率)の推移



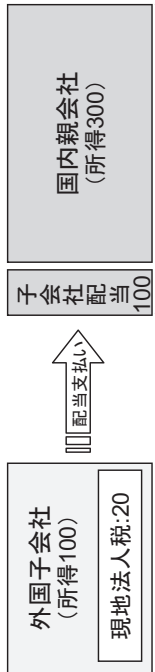
外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直し(平成21年度改正)

《21年度改正前》

○ 間接外国税額控除制度

(外国子会社からの配当について、我が国で課税した上で、外国で支払った税額を調整)

(例) <税率20%>



<税率30%>

$$\text{納税額: } (300+100) \times 0.3 - 20 = 100$$

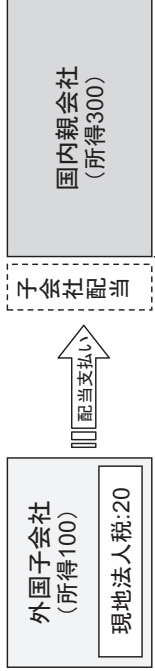
課税対象+税額控除

《21年度改正後》

○ 外国子会社配当益金不算入制度

(外国子会社からの配当は、我が国では益金不算入)

(例) <税率20%>



<税率30%>

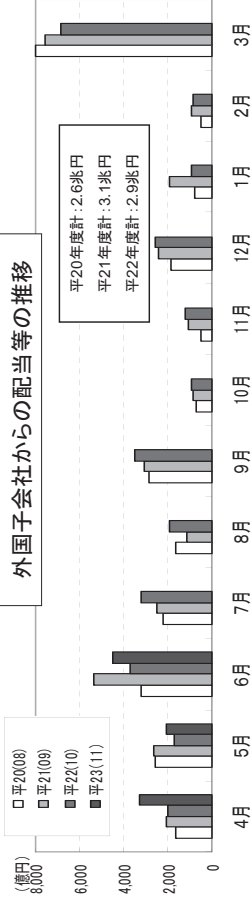
$$\text{納税額: } (300) \times 0.3 = 90$$

課税対象

⇒ 外国子会社が、税制に左右されずに国内への配当の時期やその額を決められるようになった。

(注) 実際に課税されないのは、配当額の95%。

外国子会社からの配当等の推移



(注1)「日本銀行 国際収支統計(配当金・配分済支店収益受取額)」に基づいて作成。

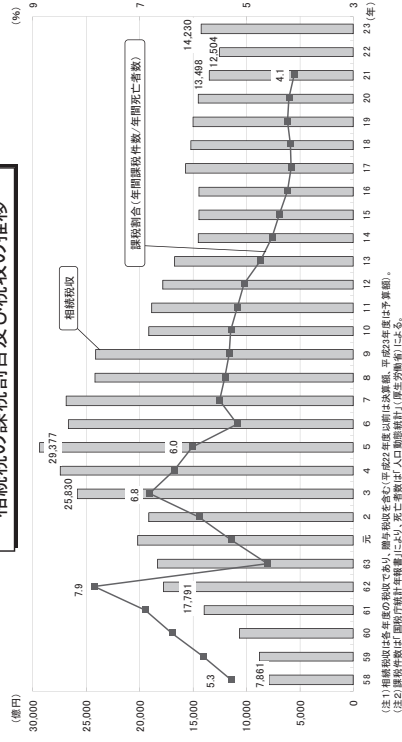
(注2) 配当金受取とは、出資の割合が原則として10%以上の外国法人からの配当金受取をいう。

(注3) 配分済支店収益受取とは、本邦にある法人の海外支店からの利潤の受取をいう。

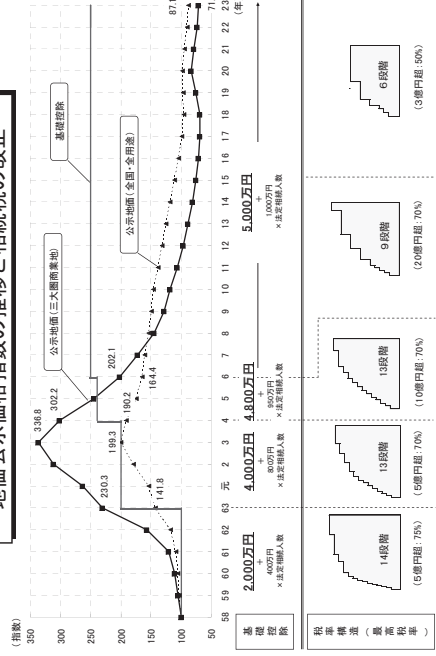
相続税・贈与税① 税収の推移、地価の推移と相続税の改正

- バブル期以後は、相続税の課税割合及び税収とも減少傾向にあり、足元では、課税割合は、バブル期以前よりも低い水準となっている。
- 現在、相続税の基礎控除は「5,000万円＋1,000万円×法定相続人数」となっており、例えば相続人が配偶者と子2人の場合、相続財産が8,000万円以内であれば、相続税は課されない。
- この基礎控除の水準は、バブル期の地価急騰に対応し、負担調整を行うために引き上げられてきたもの。その後の地価下落にもかかわらず、据え置かれている。
- 税率構造については、昭和63年以降累次にわたり、最高税率の引下げ(75%→50%)を含む累進構造の緩和が行われてきており、相続税の資産再分配機能の低下につながっている。

相続税の課税割合及び税収の推移



地価公示価格指数の推移と相続税の改正



相続税・贈与税－② 平成23年度税制改正案

○ 相続税

バブル後の地価の大幅下落等の経済状況の変化に対応し基礎控除を引き下げるとともに、高額の遺産取得者を中心に負担を求める観点から最高税率を55%へ引き上げるなど税率構造の見直しを行うことにより、資産再分配機能の回復や格差の固定化防止を図る。

○ 贈与税

高齢者の保有資産の若年世代への早期資産移転を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、子や孫などの直系卑属が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和するなど、所要の措置を講ずる。

○ 上記改正による増収見込額は、約2,800億円(平年度ベース)。

相続税の基礎控除及び税率構造の見直し (23年度改正案)

○ 基礎控除の引下げ

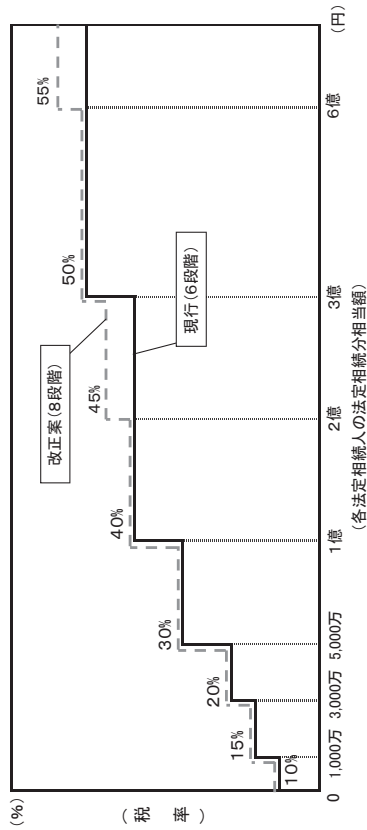
〔現 行〕

5,000万円＋1,000万円×法定相続人数

〔改正案〕

3,000万円＋600万円×法定相続人数

○ 税率構造の見直し



「番号制度」－① 番号大綱の概要(全体像)

○ 社会保障・税に関わる「番号制度」については、昨年2月以降、府省横断的な検討を進め、本年6月に政府・与党として「社会保障・税番号大綱」を策定・公表したところ。

○ 「番号制度」は、社会保障制度や税制を一体的に捉え、社会保障給付の効率性・透明性・公平性を高めようという観点から、そのために必要な基盤として導入するもの。

○ 今後、以下のスケジュールを目的に検討が進められる予定。

本年 秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関係法案を国会に提出
平成26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付

平成27年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用開始

平成30年を目的に利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを引き続き検討

「番号制度」のイメージ

使われる番号

個人：住民票コードと一対一で対応する新たな番号
法人：商業・法人登記の会社法人等番号を活用した番号

利用範囲

○年金、医療、介護保険、福祉、労働保険の各社会保障分野
○国税、地方税の各税務分野
○その他
・社会保障及び地方税の分野の手続のうち条例に定めるもの
・災害等の異常事態発生時の金融機関による払戻し等に係る利用

活用例

○高額医療・高額介護合算制度で、自己負担の上限に達した場合、立て替え払いが不要になる
○1枚のICカードで、年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能を果たす
○各種社会保障料の支払やサービスを受けた際に支払った費用(医療保険等)を自宅のパソコン等から確認できる
○確定申告の手続等の負担が軽減される(添付資料の省略など)
○災害時要援護者リストの作成及び更新

「番号制度」－② 税務面での利用

番号大綱の概要(税務分野)

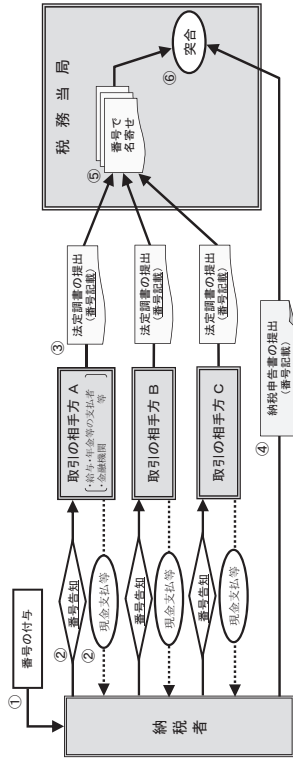
- 所得把握の適正化・効率化
税務当局に提出される既存の申告書・法定調書等について、番号を用いて効率的に名寄せ・突合できるよう、提出者に対し、提出者本人及び記載項目とされている第三者の番号の記載を求める。

(注) 今後、番号記載の具体的な開始時期や法定調書の拡充について検討する。

- 納税者等の利便の向上
納税者等の利便の向上のため、例えば、以下のような事項を検討する。
 - ・ 確定申告や課税の特例を受ける際に必要となる書類(住民票の写し等)の添付省略
 - ・ 自宅のパソコン等から、申告・納付の履歴や、社会保障に関連した支払いの情報を確認
 - ・ 国と地方のそれぞれに同一のものを提出している給与、年金の支払調書の電子的な提出先を一箇所に集約

「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

- 税務面において「番号制度」は、①各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること、②取引の相手方が税務当局に提出する法定調書及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」することと利用される。
- これにより税務当局は、法定調書と納税申告書の情報を、番号をキーとして名寄せ・突合することが可能となり、納税者の所得情報をよりの確に把握できる。



法定調書の現状

- 全55種類(未施行2種類を含む)
 - 提出枚数 計3億5千万枚
- 【21事務年度(21年7月～22年6月)】
- | 法定調書の種類 | 枚数 |
|-------------------------|------|
| ① オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書 | 1億枚 |
| ② 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書 | 8千万枚 |
| ③ 公的年金等の源泉徴収票 | 4千万枚 |
| ④ 特定口座年間取引報告書 | 3千万枚 |
| ⑤ 先物取引に関する支払調書 | 2千万枚 |

東日本大震災復興基本法（抄）

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。

（国民の努力）

第五条 国民は、第二条の基本理念にのっとり、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。

（資金の確保のための措置）

第七条 国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。

- 一 復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。
- 二 財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。

（復興債の発行等）

第八条 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（次項において「復興債」という。）を発行するものとする。

- 2 国は、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。

復興への提言～悲惨のなかの希望～（抜粋）（平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議）

第2章 くらしとごとの再生

（8）復興のための財源確保

財源の議論なくして復興は語れないし、復興の姿なくして財源の議論も語れない。未曾有の被害をもたらした今回の震災からの復興を考える時、この考えが基本となる。

今回の大震災では、津波により多くの公共施設が破壊され、負債のみが残された。甚大な被害を被った地方公共団体も多数に上る。こうしたなか、地域においてはそれらの再建が切望され、復興のための多くの資金が必要とされている。一刻も早い復興のため、国民への説明責任と透明性を確保しながら、復興に真に役立つ必要な施策を、被災地の要望に基づき丁寧に積み上げ、すみやかに実施しなければならぬ。同時に、施策を示すだけでなく、そのための財源についても明確な考えを示すのが責任ある態度である。

わが国の財政を巡る状況は、阪神・淡路大震災当時よりも著しく悪化し、社会保障支出の増加等による巨額の債務も、これからの世代に負の遺産として残されている。さらに、わが国の生産年齢人口は今後10年で1割も減少するなど大幅な減少が見込まれており、次の世代の一人あたりの負担には著しい増加が見込まれている。海外の格付会社も、復興のあり方とわが国の財政健全化の取組に懸念を示している。

こうした状況に鑑みれば、復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならぬ。政府は、復興支援策の具体化にあわせて、既存歳出の見直しなどとともに、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかに行い、具体的な措置を講ずるべきである。この点は、先行する需要を賄う一時的なつなぎとして「復興債」を発行する場合には、日本国債に対する市場の信頼を維持する観点から、特に重要である。

国・地方をめぐる厳しい財政状況が続くなか、今回の災害により被災した地方公共団体は財政力が低い団体が多く、役場機能を含むまち全体が壊滅的な打撃を受けた市町村も多数に上る。今後、これらの地方公共団体において、復興のための事業を本格的に展開していけば、国費による支援が講じられてもなお、地方の負担が生じることが見込まれる。これらの臨時的な需要に対応しうよう、地方の復興財源についても、上記の臨時増税措置などにおいて確実に確保するべきである。そのなかで、被災地以外の地方公共団体の負担にいたらずに影響を及ぼすことがないよう、地方交付税の増額などにより確実に財源の手当てを行うべきである。

なお、税財政資金とは別に、民間資金の活用が可能なものとして、資金の償還が可能で有償資金の活用が期待できる分野や、就学支援など、民間・個人の自発的な資金援助との連携が期待できる分野などが考えられる。そうした分野の範囲や資金規模には限りがあることに留意した上で、その積極的な活用を検討する必要がある。

東日本大震災からの復興の基本方針 (平成23年7月29日決定、平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部)

2 復興期間

被災各県の計画を踏まえ、阪神・淡路大震災の例も参考としつつ、復興期間は10年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間で「集中復興期間」と位置付ける。また、一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定めることとする。なお、福島における原発事故から深刻な影響を受けた地域への対応については、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案の執行状況等を踏まえつつ、事故や復旧の状況に応じ、必要の見直しを行うこととする。

4 あらゆる力を合わせた復興支援

(3) 事業規模と財源確保

① 事業規模

平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。

なお、この規模の見込みには、原則として、原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法案に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

② 財源確保に係る基本的な考え方

復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする。

③ 「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源の確保

5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度を確保する。

税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。また、与野党間の協議において、平成23年度税制改正事項について合意が図られる際には、改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることも検討する。

④ 復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその用途の明確化

先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する。その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することとする。

⑤ 今後の進め方

上記に基づき、平成23年度第3次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出することとする。

また、税制措置の具体的内容については、8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。この本部における決定にあたっては、平成23年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指す。

(注) 上記の税制調査会における検討に当たっては、歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を3兆円程度と仮置きして進める。

また、「確認書」(8月9日 民主党・自由民主党・公明党幹事長)において、「平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。」とされたことを踏まえ、年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするのための償還財源について、上記③の復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する。

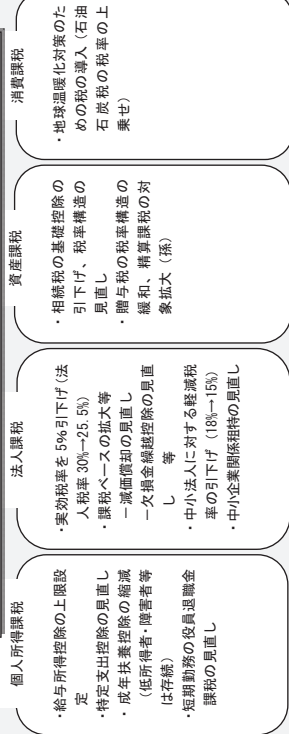
⑥ 地方の復興財源の確保

今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることが踏まえ、上記のとおり国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。

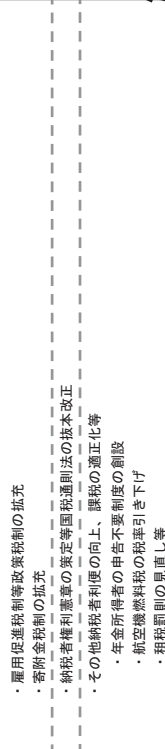
平成 23 年度税制改正法案に係る法的手当て

平成 23 年度税制改正法案 (平成 23 年 1 月 25 日 国会提出)

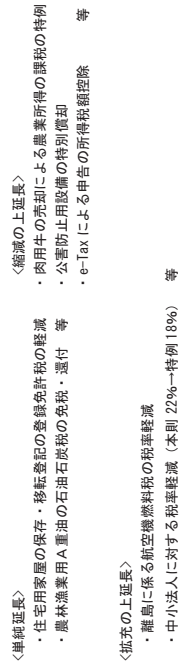
税制抜本改革の方向性に沿った改正 (附則 104 条第 3 項と方向性を共有)



政策税制の拡充・納税者利便の向上・課税の適正化



期限切れ租税特別措置の延長等



※ 本年 3 月末日期限となっている措置については、つなぎ法により 6 月末まで単独延長された。

- 現在国会で審議中の平成 23 年度税制改正法案 (所得税法等の一部を改正する法律案) を修正し、存置する法律案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案
(平成 23 年 6 月 10 日 修正)

平成 23 年 8 月 31 日 継続審査

- 別途の新たな法律案として国会に提出

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

(平成 23 年 6 月 10 日 国会提出)

平成 23 年 6 月 22 日 可決・成立

東日本大震災への税制上の対応（第一弾）（国税）

「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（平成23年5月2日成立、同日公布・施行）

◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの
○は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として、以下の措置を講ずる。

なお、以下の緊急対応に加え、全体の復興支援策の中で税制で対応すべき施策については、後日とりまとめる。

【所得税】

○ 1. 雑損扣除の特例

- ① 住宅や家財等に係る損失の雑損扣除について、22年分所得での適用を可能とする。
- ② 繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。

2. 災害減免法による所得税の減免措置の前年分適用の特例

住宅や家財の損失に係る災害減免法の適用について、22年分所得での適用を可能とする。

○ 3. 被災事業用資産の損失の特例

- ① 22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。青色申告者については、被災事業用資産以外の損失を含めて、22年分所得で純損失が生じた場合には、更に21年分所得への繰戻し還付を可能とする。
- ② 被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行3年の繰越しが可能な純損失について、繰越し期間を5年とする。

4. 住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、24年分以降の残存期間の継続適用を可能とする。

5. 財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する週及課税を行わないこととする。

◎ 6. 大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充

平成23年、24年、25年分の所得税において、大震災関連寄附について、寄附金控除の控除可能限度枠を総所得の80%（現行：40%）に拡大する。

また、認定NPO法人等が、大震災に関して被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄附金として指定した上で、税額控除制度を導入する（税額控除率40%、所得税額の25%を限度）。

【法人税】

- 1. 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付
平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度において、法人の欠損金額のうちに震災損失金額がある場合には、その震災損失金額の全額について2年間まで遡って繰戻し還付を可能とする。
また、平成23年3月11日から同年9月10日までの間に中間期間が終了する場合、仮決算の中間申告により同様の繰戻し還付を可能とする。
(注) 大震災に係る国税通則法による申告期限の延長により、法人税の中間申告期限と確定申告期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。
- 2. 利子・配当等に係る源泉所得税額の還付
平成23年3月11日から同年9月10日までの間に中間期間が終了する場合、仮決算の中間申告により、震災損失金額の範囲内で、法人税額から控除しきれない利子・配当等に係る源泉所得税額の還付を可能とする。
- 3. 被災代替資産等の特別償却
平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、①被災した資産（建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両）の代替として取得する資産、②被災区域内において取得する資産（建物、構築物、機械装置）について、特別償却を可能とする。
(注1) 被災区域：大震災により滅失した建物等の敷地の用に供されていた土地等の区域（下記4. において同じ）
(注2) 償却率は、平成26年3月31日以前に取得した場合、建物・構築物については15%（中小企業者等は18%）、機械装置・船舶・航空機・車両について30%（中小企業者等は36%）とし、平成26年4月1日以後に取得した場合はこれらの2/3の率とする。
- 4. 特定の資産の買換えの場合の課税の特例
①平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災区域内の土地等を譲渡し、国内にある土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合、②平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災区域外の土地等を譲渡し、被災区域内の土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合に、圧縮記帳による課税の繰延べ（課税繰延割合100%）を可能とする。
- 5. 買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長
租税特別措置法に規定する特定の資産の買換えの特例等について、大震災のため、買換え資産等を予定期間内に取得することが困難であるときは、一定の要件の下に、当該予定期間をさらに2年の範囲内で延長できるとする。

【資産税】

1. 指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例、申告期限の延長

大震災前に取得した財産に係る相続税・贈与税で大震災後に申告期限が到来するものについて、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価額を大震災後を基準とした評価額とすることを可能とすると共に、その申告期限を延長する。

(注) 上記の事例において、建物等が大震災により被害を受けた場合には、災害減免法により、被害額を控除して相続税等を計算することができる。

◎ 2. 住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等

住宅取得等資金の贈与税の特例の適用を受けようとしていた住宅が、大震災により滅失して居住できなくなった場合には、その住宅への居住要件を免除する。

贈与された住宅取得等資金について贈与税の特例を受けようとしていた者が、大震災により居住要件を満たせない場合、居住期限を1年延長する等の措置を講ずる。

○ 3. 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税

① 法律の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に、大震災により滅失・損壊した建物に代えて新築又は取得する建物及びその敷地の用に供する土地に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税を免税とする。

② 法律の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に、被災したマンションの建替えのために、デベロッパーに一時的に移転していた建替えマンション敷地に係る所有権等を買戻す場合の移転登記に対する登録免許税を免税とする。

◎ 4. 被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免税

法律の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に、大震災により滅失・損壊した船舶・航空機に代えて建造又は取得する船舶・航空機に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税を免税とする。

【消費課税】

1. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

大震災により消費税の課税事業者選択届出書等の提出が遅れた場合等においても、国税庁長官が定める日までに提出した場合には、本来の提出時期までに提出された場合と同様の効果を生ずるものとする。

2. 消費税の中間申告書の提出に係る特例

大震災に係る国税通則法による申告期限の延長により、消費税の中間申告期限と確定申告期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

3. 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

地方公共団体や政府系金融機関等が、大震災の被害者を対象とした「特別貸付制度」を設けて行う金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものに係る印紙税を非課税とする。

◎ 4. 建設工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税

大震災により滅失・損壊した建物の代替建物を新築又は取得する場合、大震災により滅失・損壊した建物の代替建物の敷地の用に供する土地を取得する場合又は大震災により損壊した建物を修繕する場合等において、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に被災者が作成する建設工事の請負契約書・不動産の売買契約書に係る印紙税を非課税とする。

◎ 5. 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付

被災により滅失又は損壊した自動車について、平成25年3月31日までの間、車検残存期間に相当する納付済み自動車重量税を還付する。

◎ 6. 被災者の買換え車面に係る自動車重量税の免税措置

被災者が自動車を買換える場合、被災自動車の使用者が平成23年3月11日から平成26年4月30日までの間に取得し車検証の交付を受けた自動車について、新規車検等の際の自動車重量税を免除する。

＜その他＞

・ 寄附金の指定（寄附金控除等の対象化）

今回の地震に関して中央共同募金会が募集するNPO法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金を告示により指定（3月15日に告示済み）。公共法人・公益法人等が設置する公益の用に供される建物等で、大震災により滅失・損壊したものの原状回復のため、一定の要件の下にその公益法人等が募集する寄附金を告示により指定（復旧の動きを見ながら対応）。

◎ ・ 揮発油税等の「トリガー条項」の一時凍結（適用停止）

揮発油税、地方揮発油税に係る「トリガー条項」は、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応（第二弾の検討状況）（国税）

東日本大震災に係る国税における税制上の緊急対応として第１弾の措置を講じているところであるが、その後の復旧・復興の状況等を踏まえ、さらに以下の措置を検討中。今後、「復興の基本方針」等の復興に関する議論を踏まえ、必要に応じ、追加的な措置についても検討しつつ、これらの措置の具体化を速やかに進める。

【所得税】

１．被災地域の土地再編事業等に係る土地譲渡益課税の特例

東日本大震災復興構想会議の提言に基づき、まちづくり等に関する議論を踏まえ、土地再編事業に係る土地譲渡益課税のあり方について検討する。

２．住宅の再取得等に係る所得税の住宅ローン控除の特例

大震災により自己の居住の用に供していた自己所有の家屋が滅失等をして、居住の用に供することができなくなった被災者が、住宅の再取得等をした場合の住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を引き上げる方向で検討する。

３．被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例

居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、特例の適用を受けるための譲渡期限（現行：３年）の要件を緩和する方向で検討する。

４．居住用財産等の買換え特例等の買換え資産の取得期間の延長の特例

居住用財産及び特定の事業用資産の買換えの特例等について、東日本大震災のため、その買換え資産等をその取得すべき期間内に取得することが困難となった場合には、特例の適用を受けるための取得期間（現行：原則１年）を緩和する方向で検討する。

５．雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例

大震災により住宅、家財等や事業用資産に損失が生じた場合について、雑損控除及び雑損失又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる「災害関連支出」の期間（現行：１年）を緩和する方向で検討する。

【法人税】

１．復興特別区域に係る税制上の特例措置

復興特別区域に関しては、制度の枠組みやその対象となる具体的な施策の内容の検討を踏まえ、必要な税制措置のあり方について検討する。

2. 被災地域の土地再編事業等に係る土地譲渡益課税の特例（再掲）
3. 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却
復興に関する議論を踏まえつつ、一定の区域内で取得等された一定の要件を満たす賃貸住宅について、割増償却を認める措置を検討する。
4. 被災代替資産等の特別償却の対象への二輪車等の追加
被災代替資産等の特別償却の対象に、二輪車等を追加する方向で検討する。
- ・
- ・

【資産税】

1. 事業承継税制（相続税・贈与税）における事業継続要件の緩和
事業承継税制（非上場株式等に係る納税猶予の特例）に係る認定会社等について、大震災による事業資産の被害が大きい場合には、雇用確保等の要件を緩和する方向で検討する。
2. 被災者が取得する住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の特例
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を適用して取得した住宅が大震災により滅失等した者が、新たな住宅を取得する際に、再度、住宅取得等資金の贈与を受ける場合には、本措置の再適用を可能とする方向で検討する。
3. 原発警戒区域内に存する建物の代替建物を取得した場合の登録免許税の特例
原発警戒区域内に存する建物の代替建物を新築又は取得する場合及びその敷地の用に供する土地を取得する場合に、当該代替建物及び土地に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税を免税とする方向で検討する。
4. 被災した農地の代替農地を取得した場合の登録免許税の特例
大震災により被災した農地の代替農地を取得する場合において、当該代替農地に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を減免する方向で検討する。
5. 被災した会社の本店の移転の登記等に係る登録免許税の特例
大震災により本店等が被災した会社が当該本店等を移転する場合の本店の移転の登記等に対する登録免許税を減免する方向で検討する。
6. 相続税の延納・物納の申請に係る準備期間等の特例
延納・物納の申請に係る準備期間等（最長1年）について、国税通則法の規定による申告期限等の延長期間を加算する等の措置を講ずる方向で検討する。
- ・
- ・

【消費課税】

1. 被災二輪車等に係る自動車重量税の特例還付
被災により滅失、解体、用途を廃止した二輪車等について、納付済み自動車重量税の一部を還付する方向で検討する。
2. 被災者の買換え二輪車等に係る自動車重量税の免稅措置
被災により二輪車等を滅失、解体、用途廃止した使用者が新たに二輪車等を買換える場合、新規車検等の際の自動車重量税を免除する方向で検討する。
3. 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の特例措置の拡充
印紙税が非課税とされている地方公共団体や預託貸付機関が行う特別貸付けの要件を緩和するとともに、地方公共団体から金銭の貸付けを受けた者が被災中小事業者や被災農林漁業者に對して行う金銭の貸付け等に係る消費貸借契約書に係る印紙税を非課税とする方向で検討する。
4. 被災金融機関との約定に基づき、大震災により滅失等した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の印紙税の特例
大震災により被害を受けた金融機関との約定に基づき、津波等によって滅失等した消費貸借契約書等に代わるものとして作成する新たな消費貸借契約書等に係る印紙税を非課税とする方向で検討する。
5. 原発警戒区域内に存する建物の代替建物の取得に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の特例
原発警戒区域内に存する建物の代替建物を新築又は取得する場合及びその敷地の用に供する土地を取得する場合に、当該建物を所有する者が作成する不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税を非課税とする方向で検討する。
6. 被災した農地の譲渡又は代替農地の取得に係る不動産の譲渡に関する契約書の印紙税の特例
大震災により被災した農地を譲渡する場合又は当該農地の代替農地の代替農地を取得する場合において、被災者等が作成する不動産の譲渡に関する契約書に係る印紙税を非課税とする方向で検討する。
7. 被災した船舶・航空機の代替船舶・代替航空機の取得又は建造に係る船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等の印紙税の特例
大震災により滅失又は損壊した船舶・航空機に代わる船舶・航空機を取得又は建造する場合において、被災者等が作成する船舶又は航空機の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書に係る印紙税を非課税とする方向で検討する。

(注) これらの項目については、原則として、所得税・法人税については、平成23年分・平成23開始事業年度分から適用する方向で検討する。
また、登録免許税や印紙税等については、3月11日以降に納付済みとなった分についても特例的に遡及還付できるような法的手当てを講ずる方向で検討する。

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目 次

1 地方財政の現状

(資料①) 地方の財源不足額の推移……………	59
(資料②) 地方財政の借入金残高の状況……………	60
(資料③) 地方一般歳出（決算ベース）の削減状況……………	61
(資料④) 地方公共団体における定員管理の取組状況について……………	62
(資料⑤) 地方公務員の給与水準……………	63

2. 地方税制の現状

(資料⑥) 地方税収の推移……………	64
(資料⑦) 国税・地方税の税収内訳（平成23年度予算・地方財政計画額）……………	65
(資料⑧) 主要税目（地方税）の税収の推移……………	66
(資料⑨－1) 人口一人当たりの税収額の指数（平成21年度決算）(1)……………	67
(資料⑨－2) 人口一人当たりの税収額の指数（平成21年度決算）(2)……………	68
(資料⑩) 国・地方の税源配分について（平成21年度）……………	69
(資料⑪) 所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則（抄）……………	70
(資料⑫) 平成23年度税制改正大綱（抄）……………	71
(資料⑬) 社会保障・税一体改革成案【抜粋】……………	72

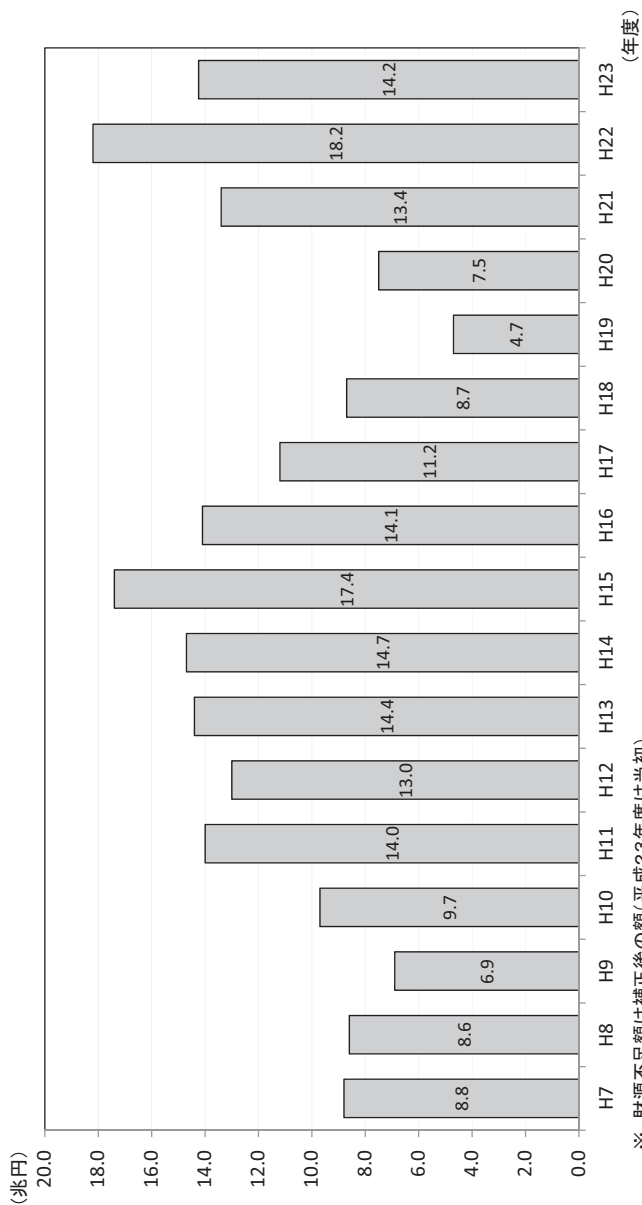
3. 地方税制各論

(資料⑭－1) 平成23年度税制改正大綱（抄）(1)……………	73
(資料⑭－2) 平成23年度税制改正大綱（抄）(2)……………	74
(資料⑭－3) 平成23年度税制改正大綱（抄）(3)……………	75
(資料⑮) 個人住民税の概要……………	76
(資料⑯) 10％比例税率化による個人住民税の応益原則の強化……………	77
(資料⑰) 法人課税の概要……………	78
(資料⑱) 法人税率4.5％引下げの実効税率について……………	79
(資料⑲) 地方法人特別税・譲与税……………	80
(資料⑳) 地方消費税の概要……………	81
(資料㉑) 地方消費税の現状等について……………	82
(資料㉒－1) 社会保障・税一体改革成案【抜粋】(1)……………	83
(資料㉒－2) 社会保障・税一体改革成案【抜粋】(2)……………	84
(資料㉒－3) 社会保障・税一体改革成案【抜粋】(3)……………	85
(資料㉒－4) 社会保障・税一体改革成案【抜粋】(4)……………	86
(資料㉓) 社会保障サービスにおける地方単独事業……………	87

(資料24) 国民の視点から見た社会保障サービス……………	88
(資料25) 社会保障関係費に対する消費税収の将来推計……………	89
(資料26) 固定資産税の概要……………	90
(資料27) 固定資産税収の動向……………	91
(資料28) 地方税法による政策税制措置（H22改正後・241項目）の概要 ……	92
(資料29) 地球温暖化対策関係税の全体イメージ……………	93
(資料30) 地球温暖化対策に係る国と地方の基本的役割……………	94
(資料31) 地方税の電子化について……………	95
(資料32) 地方税の電子化（給与支払報告書の例） ……	96

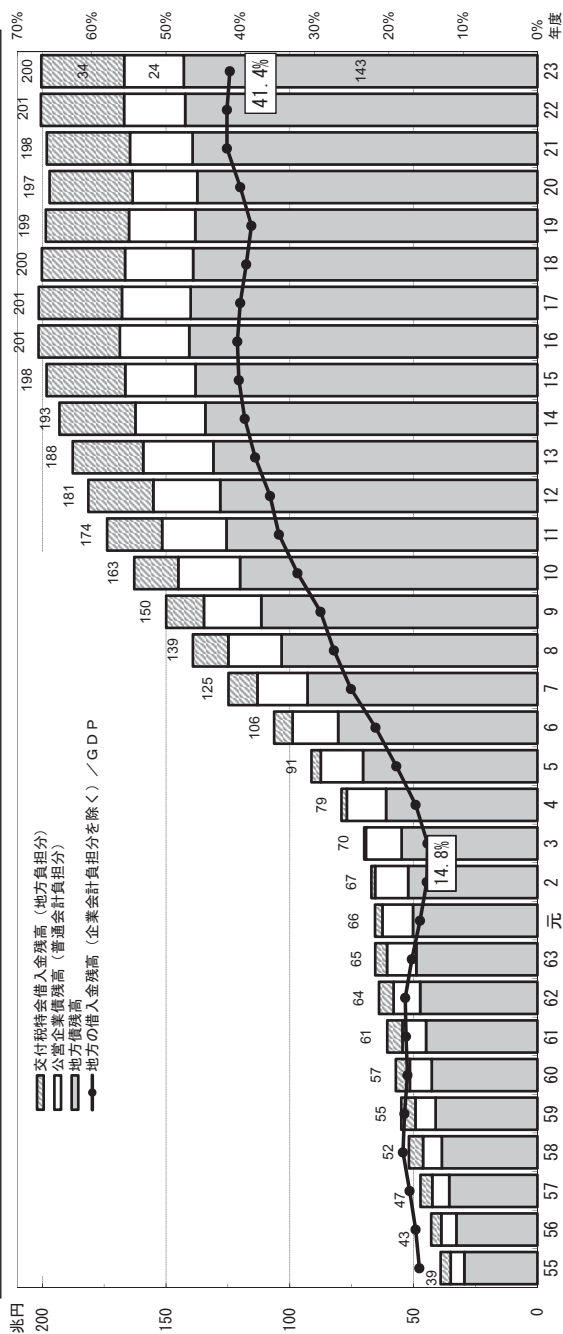
地方の財源不足額の推移

- 平成23年度は、企業収益の回復等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度回復することが見込まれる一方、社会保障関係費の自然増や公債費が依然高水準であることなどにより、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、14.2兆円の財源不足が生じる見込み。



地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、23年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。
(公営企業債(企業会計負担分)を合わせれば227兆円)



※1 地方の借入金残高は、平成21年度は決算ベース、平成22年度は実績見込み、平成23年度は地財対策時の年度末見込み。

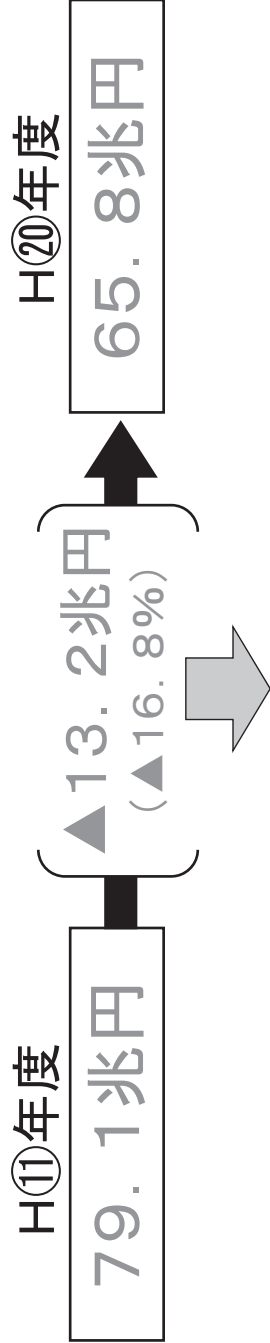
※2 GDPは、平成21年度は実績値、平成22年度は実績見込み、平成23年度は政府見通しによる。

※3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
公営企業 債権	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	33	32	31	30	30	28	27

地方一般歳出（決算ベース）の削減状況



(単位:億円)

	H ^⑪ 年度	H ^⑫ 年度	削減率(%)
全都道府県(合計)	430,880	344,249	▲ 20.1
財政力指数0.45以上の団体(※1)	11,272	9,622	▲ 14.6
財政力指数0.3以上0.45未満の団体(※2)	7,179	5,051	▲ 29.6
財政力指数0.3未満の団体(※3)	5,404	3,564	▲ 34.1
全市町村(合計)	419,733	370,818	▲ 11.7
10万人規模の市(※4)	270	261	▲ 3.3
5万人規模の市(※5)	157	135	▲ 14.2
5,000人規模の町村(※6)	41	27	▲ 33.1

※1 25団体(東京、愛知、神奈川、大阪、千葉、埼玉、静岡、茨城、栃木、福岡、京都、広島、兵庫、三重、群馬、滋賀、岡山、岐阜、宮城、長野、香川、石川、富山、山口、福島)の平均

※2 17団体(新潟、山梨、奈良、福井、愛媛、北海道、熊本、大分、佐賀、和歌山、山形、徳島、青森、岩手、鹿児島、沖縄)の平均

※3 5団体(秋田、長崎、鳥取、高知、島根)の平均

※4 人口9～11万人の市(29団体)の平均

※5 人口4～6万人の市(68団体)の平均

※6 人口4～6千人の町村(104団体)の平均

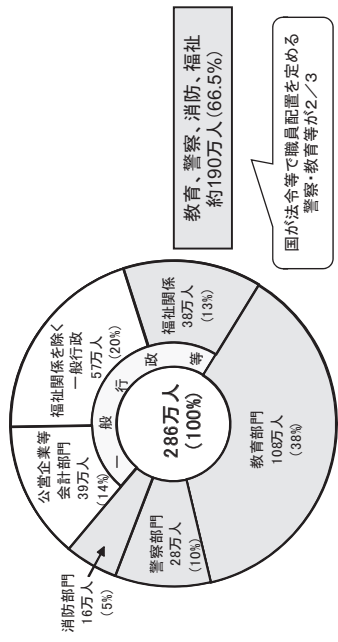
(注) I 地方一般歳出の総額については、都道府県と市町村との間の相互重複額を控除しているため、表中の「全都道府県(合計)」と「全市町村(合計)」との合算額とは一致しない。

II 表示単位未満四捨五入の関係で、計が一致しない箇所がある。

地方公共団体における定員管理の取組状況について

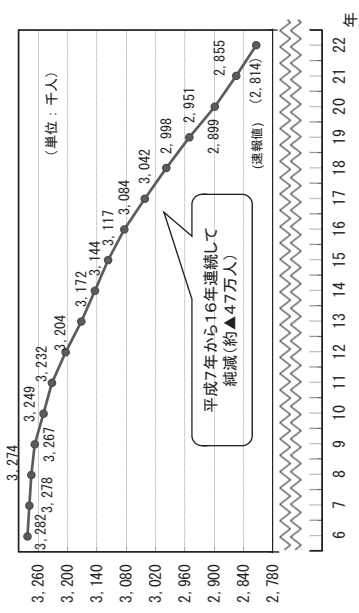
- 地方公務員の総数は約281万人(H22.4.1現在)。国が法令等で職員配置を定めている警察・教育等の部門が2/3を占める。
- 地方では集中改革プランを策定し、H17～22年で▲6.4%を目標に定員純減を実施。5年間で▲7.5%の純減。

全地方公共団体の部門別職員数(H21.4.1現在)



国が法令等で職員配置を定める警察・教育等が2/3

地方公務員数の推移

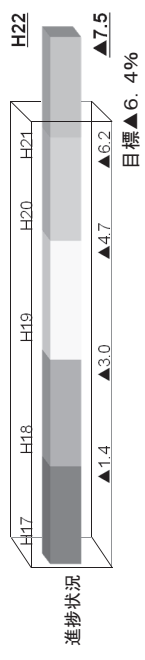


集中改革プランにおける純減目標及び実績(速報値)

区分	目標		実績
	H17～22年純減数	H17～22年純減率	H17～22年純減率(H22速報値)
都道府県	▲72,000	▲4.5	▲5.3
一般行政部門等	▲34,000	▲12.2	▲14.8
政令指定都市	▲26,000	▲9.4	▲10.6
市区町村	▲91,000	▲8.6	▲9.9
合計	▲189,000	▲6.4	▲7.5

※1 一般行政部門等の目標は、一般行政部門及び公営企業等会計部門の数値目標が個別に配賦できる団体の合計
※2 市区町村の目標は、政令指定都市及び一部事務組合を除く数値。市区町村の実績は指定都市を除き一部事務組合を含んだ数値

H17.4.1～H22.4.1の5年間で、▲7.5%の純減



H17.4.1～H22.4.1の5年間の純減目標
集中改革プランにおける地方公共団体の目標 ▲6.4%
国の閣議決定で要請している5年間の純減目標 ▲5.7%

地方公務員の給与水準

・ラスパイレス指数(※)(全団体平均)は、98.8(昨年より0.3ポイント増加)

→平成16年から7年連続で国家公務員を下回る。

・82.4%の団体(1,480団体)は、ラスパイレス指数が100未満

※学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員給与を100として計算した指数(H22.4.1現在)

ラスパイレス指数の推移(全地方公共団体平均)

	昭和 38年	昭和 49年	平成 元年	平成 11年	平成 15年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
	105.5	110.6	103.0	101.2	100.1	98.7	98.5	98.8

ラスパイレス指数の最高値・最低値

区分	最高値	最低値
都道府県	103.8 (静岡県)	92.0 (岡山県)
指定都市	105.1 (横浜市)	98.4 (浜松市・堺市)
市区町村	104.3 (兵庫県芦屋市)	71.4 (大分県姫島村)

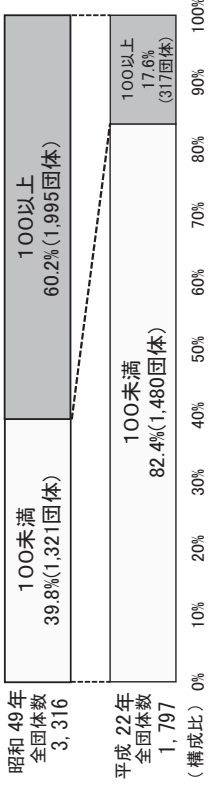
＜参考＞平均給与と月額の状態

諸手当を含む平均給与と月額については
○国が増加している一方、地方は減少している。
○地方の方が、平均年齢が高いにもかかわらず、
平均給与と月額は国を下回っている。

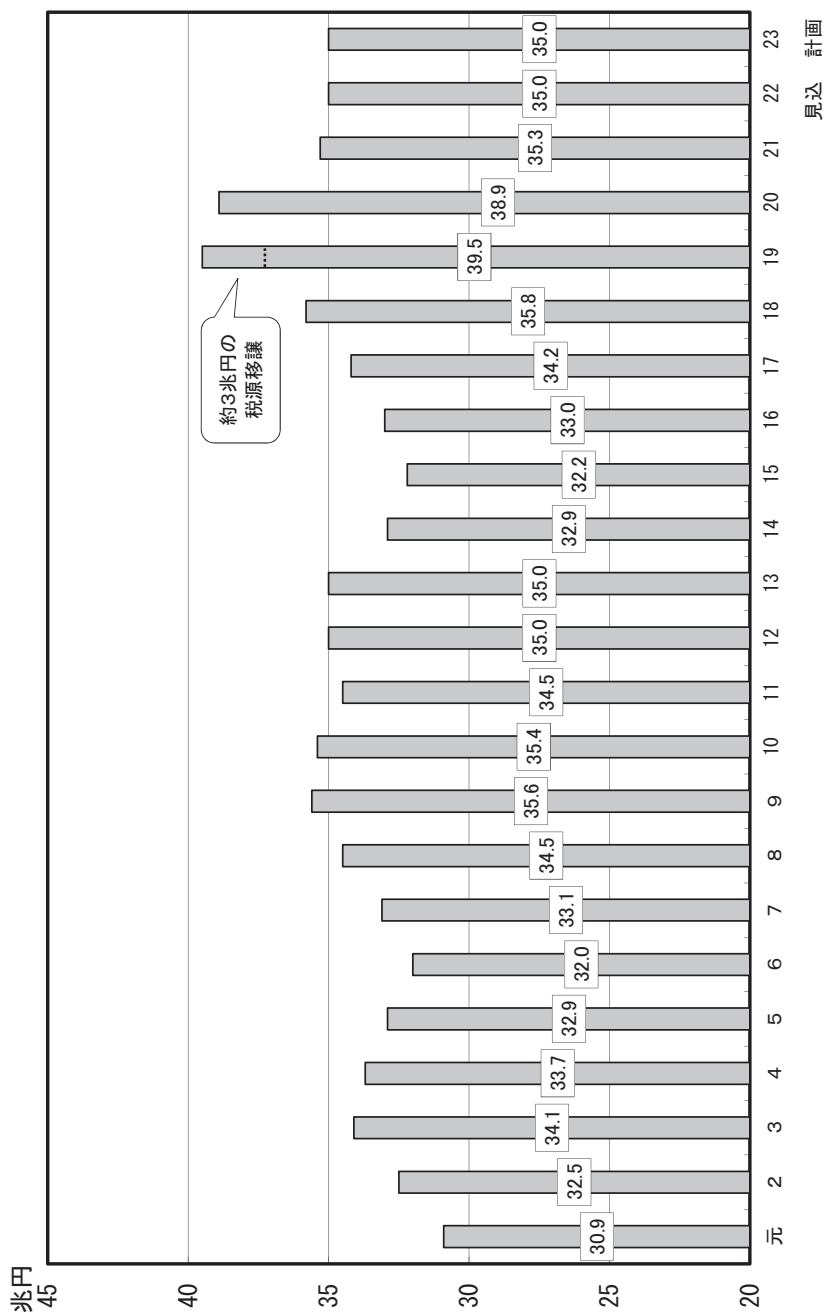
平均給与と月額と平均年齢(全職種) (単位:円・歳)

区分	H21	H22	22-21
国(A)	406,463 (41.9)	408,496 (42.2)	2,033 (0.3)
地方(B)	389,618 (43.1)	385,573 (42.9)	△4,045 (△0.2)
B-A	△16,845 (1.2)	△22,923 (0.7)	

ラスパイレス指数の分布状況



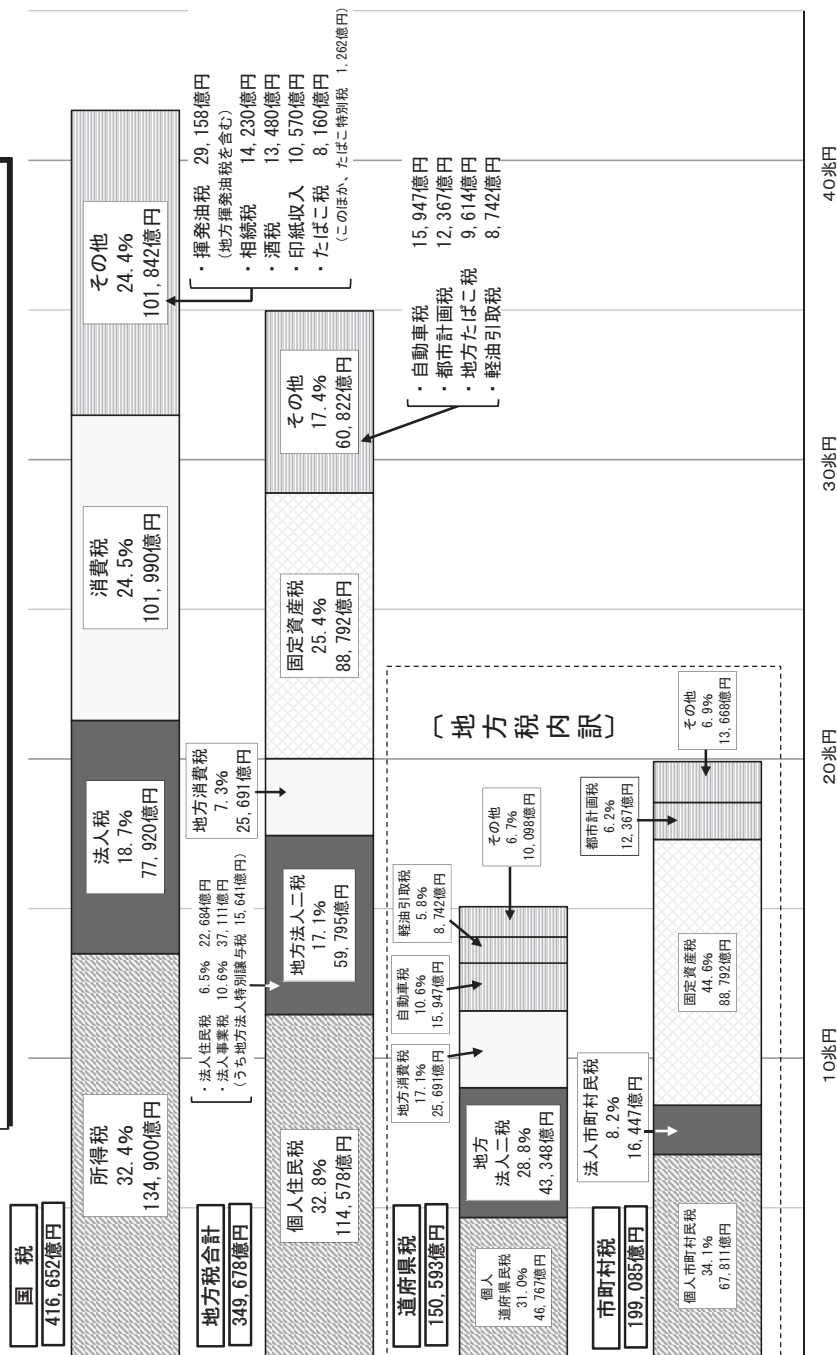
地方税収の推移



(注1) 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別譲与税を含む。

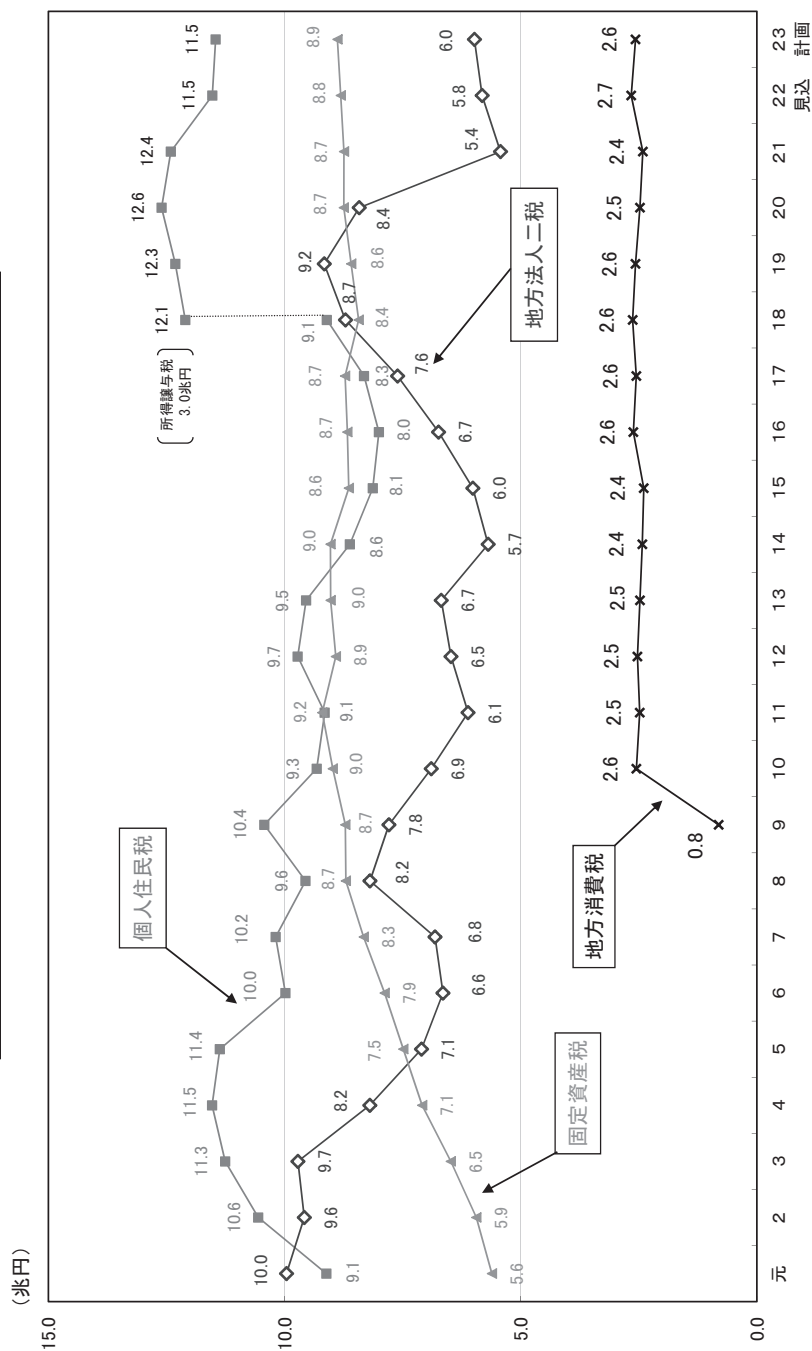
(注2) 平成21年度までは決算額、22年度は決算見込額、23年度は地方財政計画額である。

国税・地方税の税収内訳（平成23年度予算・地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの会計を100%とした場合の構成比である。
2 国税は予算額(特別会計を含む)、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。

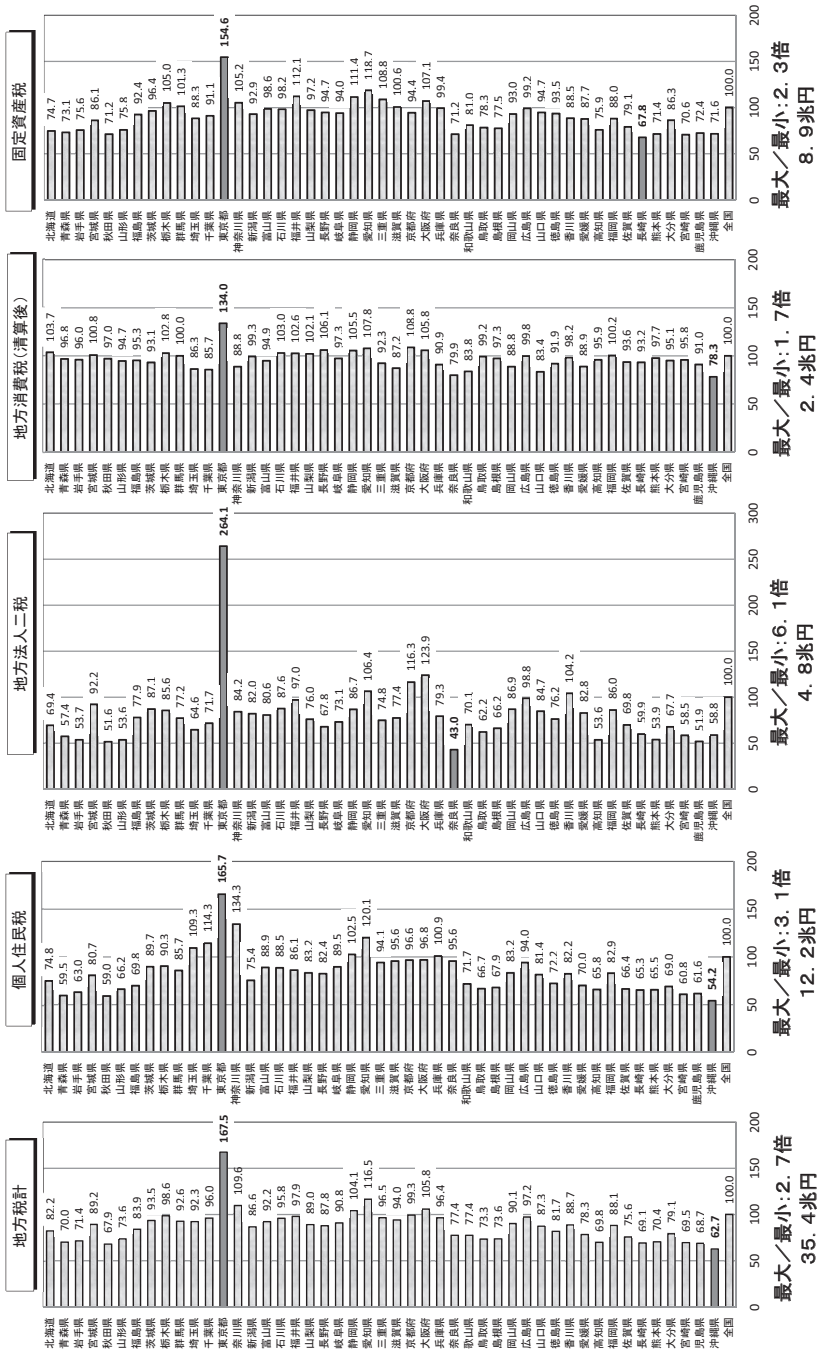
主要税目（地方税）の税収の推移



（備考） 1 計数は、超過課税及び法定外税等を含まず、地方法人特別課与税を含む。

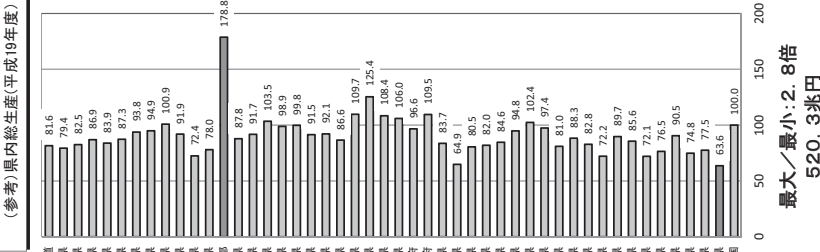
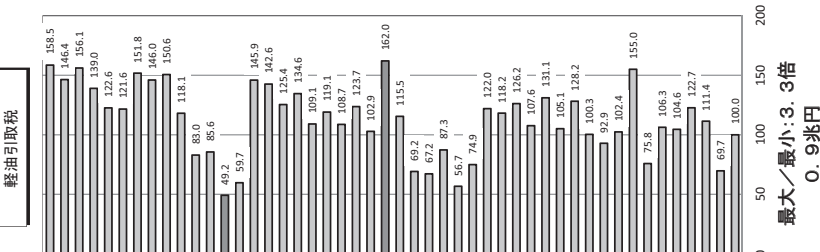
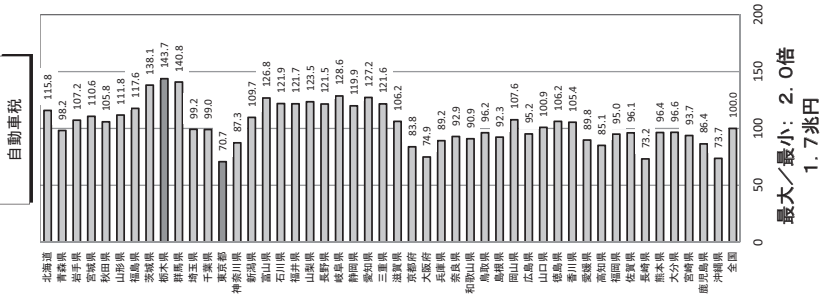
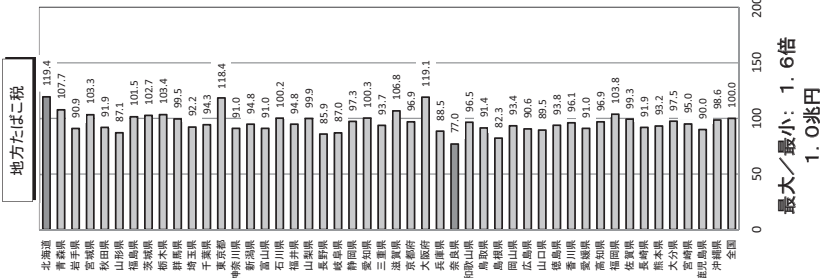
2 平成21年度までは決算額、22年度は決算見込額、23年度は地方財政計画額である。

人口一人当たりの税収額の指数(平成21年度決算)



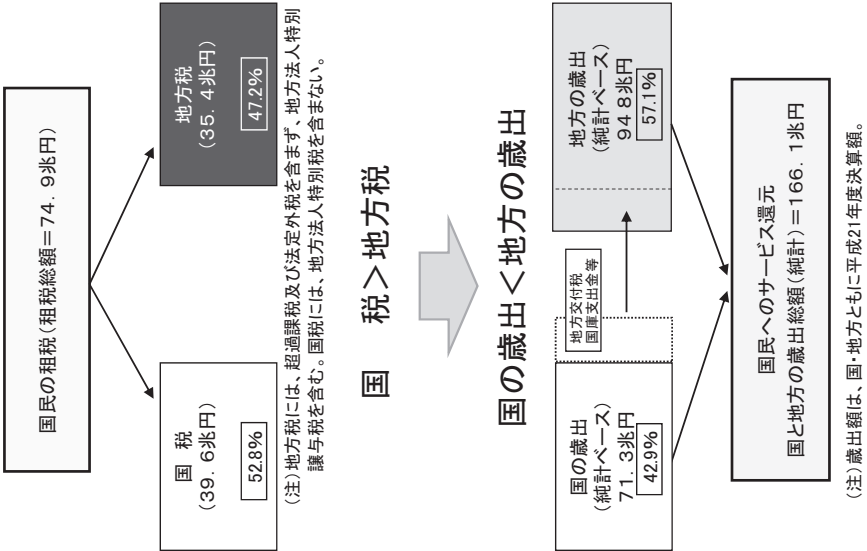
※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値と最小値で割った数値である。
(注1) 地方税収額は、地方法人特別課税(税)の額を含み、超過課税、法定外普通課税及び法定外目的税を除いたものである。また、地方消費税清算後の数値である。
(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(市町民税)及び個人市町民税(市町民税)の合計額であり、超過課税分を除く。
(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を省き、超過課税分を除く。
(注5) 人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

人口一人当たりの税収額の指数(平成21年度決算)



(注1) 地方たばこ税の税収額は、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額である。
(注2) 自動車税の税収額は、超過課税分を除く。
(注3) 軽油引取税の税収額は、普通税・目的税の合計額である。
(注4) 人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
(注5) (参考)は平成19年度の人口1人あたりの県内総生産額である。

国・地方の税源配分について(平成21年度)



◎税源配分の推移

年度	租税総額	国 税	地 方 税
H18	89.9兆円	54.1兆円 [60.2%]	35.8兆円 [39.8%]
H19	92.2兆円	52.7兆円 [57.1%]	39.5兆円 [42.9%]
H20	84.7兆円	45.8兆円 [54.1%]	38.9兆円 [45.9%]
H21	74.9兆円	39.6兆円 [52.8%]	35.4兆円 [47.2%]
H22見込	75.4兆円	40.4兆円 [53.6%]	35.0兆円 [46.4%]
H23計画	76.6兆円	41.7兆円 [54.4%]	35.0兆円 [45.6%]

(注) 地方税には、超過課税及び法定外税を含まず、地方法人特別譲与税を含む。
国税には、地方法人特別税を含まない。

所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則(抄)

(税制の抜本的な改革に係る措置)

- 第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一の引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改組は、二十年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間)をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。
- 2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改組は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。
- 3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。
- 一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。)の検討を含み歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に対応し、中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。
 - 二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース(課税

標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。)の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(租税特別措置法及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対応等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。

平成23年度税制改正大綱(抄)

平成22年12月16日
閣議決定

第1章 基本的な考え方

2. 平成23年度税制改正の基本的な考え方

(4) 地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革
地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していきます。平成23年度税制改正では、個人住民税の諸控除や税負担軽減措置等の見直しを行います。また、地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととし、成案を得たものから速やかに実施します。

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

9. 地域主権改革と地方税制

(1) 地方税の充実

地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要です。

また、少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

社会保障・税一体改革成案【抜粋】

平成23年6月30日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成21年度税制改正法附則104条第3項及び平成22年度・23年度税制改正大綱(閣議決定)で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

(5) 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

平成23年度税制改正大綱(抄)

平成22年12月16日
閣議決定

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

2. 個人所得課税

(2) 個人住民税

① 基本的な考え方

個人住民税は「地域社会の会費」として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有しています。そのため、所得税と異なる、次のような特徴を有しています。

- ・ 税率構造は、10%比例税率を基本とし、応益性を明確化
- ・ 所得控除は控除項目・金額ともに所得税の範囲内
- ・ 税額控除は課税技術上の控除が中心で、政策的な控除は極めて限定的

地域主権改革を進めていく観点からは、地方税源を充実することが必要であり、そのための方策の一つとして、個人住民税の充実強化を検討することは、地方消費税と並ぶ重要な課題です。

個人住民税の「地域社会の会費」的性格をより明確化する観点から、所得税における諸控除の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、個人住民税の諸控除の見直しについて検討を進めます。

3. 資産課税

(3) 固定資産税

固定資産税は、課税客体である固定資産がどの市町村にも広く存在しており、税源の偏りも小さく、地域主権改革の観点からも市町村税としてふさわしい基幹税目です。市町村が住民に身近な行政サービスを提供する上で、今後とも税収の安定的な確保が不可欠です。

このため、政策税制措置については、適用実態や有効性等を検証し、厳格に見直します。

また、平成24年度の評価替えに向けて、負担調整措置のあり方及び固定資産の適正な評価について検討を進めます。

4. 法人課税

(1) 基本的な考え方

デフレから脱却し、日本経済を本格的な成長軌道に乗せていくため、国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地を促進し、雇用と国内投資を拡大することが喫緊の政策課題となっています。こうした観点から、先進国の中で米国と並んで最も高い水準にある我が国の国税と地方税を合わせた法人実効税率について、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)の方針の下、課税ベースの拡大等により財源確保を図りつつ、引下げを行います。厳しい環境に置かれている中小法人に適用される軽減税率も引き下げます。

また、雇用を増加させた企業を支援する雇用促進税制、成長分野である環境分野への投資を促進するための税制措置、国際的な企業立地競争の中で我が国の魅力を向上させる税制措置を講じます。

このような税制面での対応により、国内の雇用や投資が増加し、それが持続的な経済成長をもたらし、新たな雇用や投資を生むという好循環の実現を目指します。

5. 消費課税

(2) 地方消費税

地方消費税は、偏在性が少なく税収が安定的で、経常的なサービスをあまねく提供する地方自治体の基幹税として適切な税です。

地方消費税のあり方については、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」(平成22年12月10日)において示された以下の内容などを尊重しつつ、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討を行ってまいります。

6. 環境関連税制

(4) 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

9. 地域主権改革と地方税制

(1) 地方税の充実

地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要です。また、少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

(2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

① 基本的考え方

税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していきます。

その際、「自主的な判断」の拡大の観点に立って、地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進めます。

また、「執行の責任」の拡大の観点に立って、地方自治体が課税に当たって納税者である住民と直接向き合う機会を増やすように改革を進めます。

個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市区町村(都道府県)に住所を有する個人である。

均等割 一定の所得を有する者に定額の負担を求めるもの

	標準税率 (年額)	税収	納税義務者数
市町村民税	3, 0 0 0 円	約2,400億円	約5,900万人
道府県民税	1, 0 0 0 円		

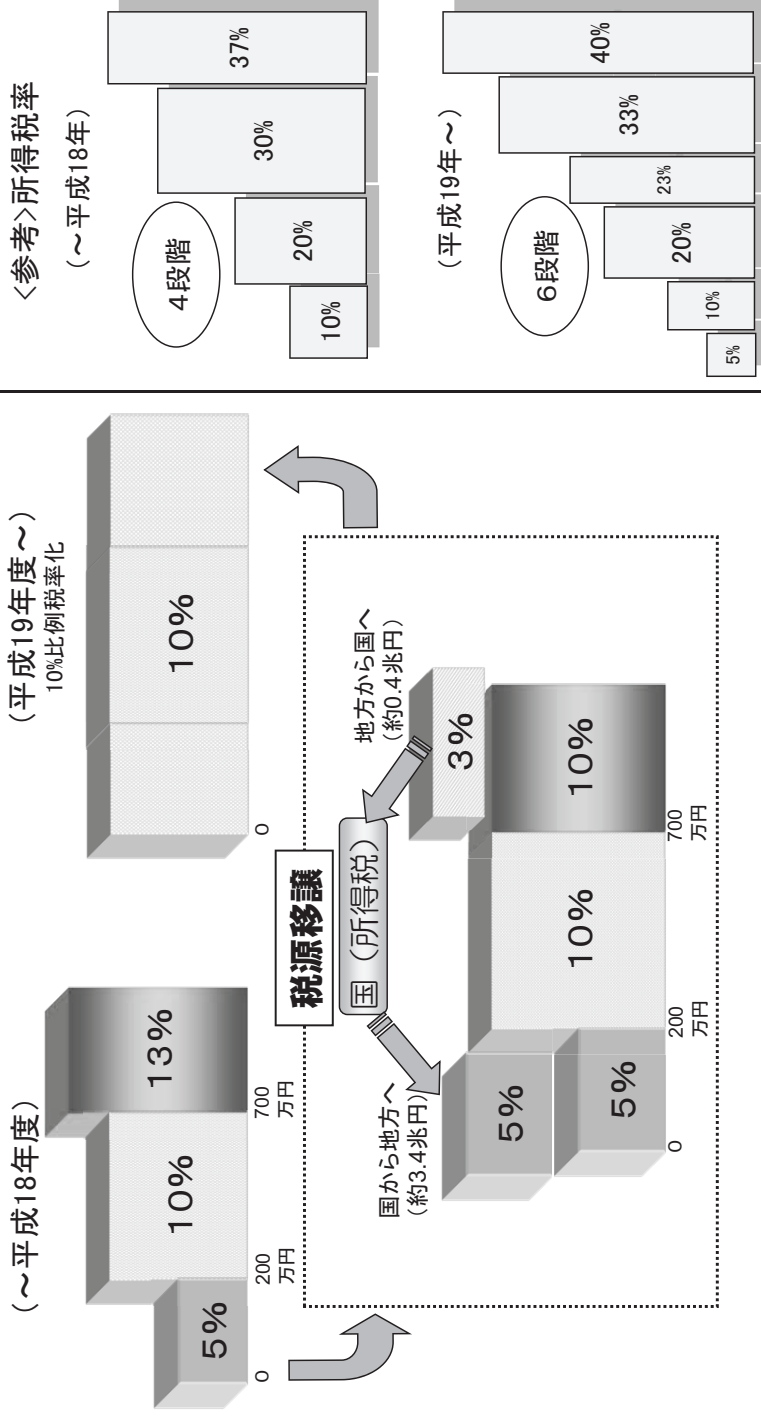
個人住民税

所得割 納税義務者の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの (一律10%)

	標準税率	税収	納税義務者数
市町村民税	6 %	約11兆円	約5,500万人
道府県民税	4 %	約12兆6,100億円	約5,100万人

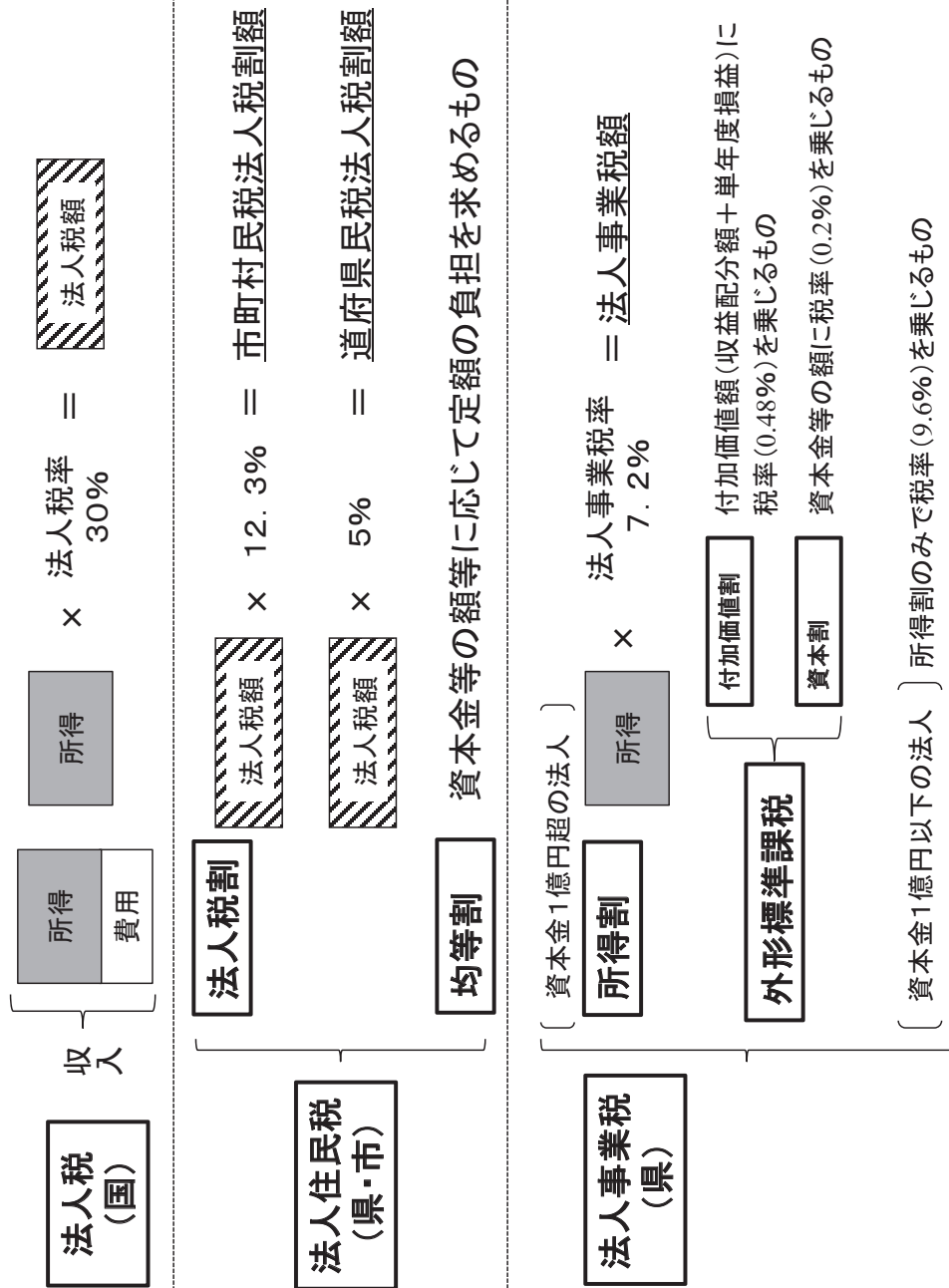
- (注) 1. 道府県民税の徴収も市町村民税と併せて市区町村が行っている。
2. 税収は、個人住民税は平成23年度地方財政計画額(超過課税分は除く)、所得税は平成22年度収入見込による。
3. 納税義務者数は個人住民税、所得税ともに「平成22年度 市町村課税状況等の調」による。

10%比例税率化による個人住民税の応益原則の強化



- 所得にかかわらず、等しく10%の税を納めることで、個人住民税の応益原則を強化
- 一方、所得税は最低税率10%→5%、最高税率37%→40%と累進性を強化

法人課税の概要



法人税率4.5%引下げの実効税率について

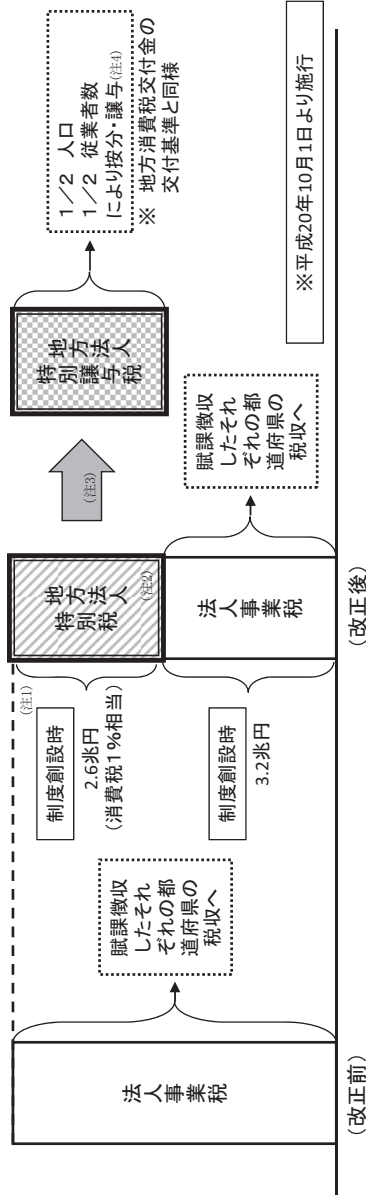
法人税	表面税率	▲4.5%(25.5%)
	実効税率	▲4.18%
法人事業税	表面税率	0.0%
法人住民税	表面税率	0.0%
	実効税率	▲0.87%(東京都ベース) ▲0.73%(標準税率ベース)
合計	実効税率	▲5.05%(東京都ベース)
		▲4.92%(標準税率ベース)

地方法人特別税・譲与税

1. 地方法人特別税等に関する暫定措置法の趣旨(第一条)

この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

2. 地方法人特別税・譲与税のイメージ



- (注) 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。なお、平成22年度当初の税収見込をもととした場合は、その規模は1.3兆円(平年度化後)に縮小すると見込まれる。
- 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
- 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
- 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

地方消費税の概要

項 目	内 容								
1. 課税主体	都道府県								
2. 納税義務者 (譲渡割) (貨物割)	課税資産の譲渡等（役務の提供を含む）を行った事業者 課税貨物を保税地域（外国貨物を輸入申告前に蔵置することのできる場所）から引き取る者								
3. 課税方式 (譲渡割) (貨物割)	当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付（本来は都道府県に申告納付） 国（税関）に消費税と併せて申告納付								
4. 課税標準	消費税額								
5. 税 率	1 0 0 分の 2 5（消費税率換算 1 %）								
6. 税 収 （平成23年度地方財政計画額）	2 5, 6 9 1 億円								
7. 清 算	国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算 <table><tr><th>指 標</th><th>ウェイト</th></tr><tr><td>「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額</td><td>6/8</td></tr><tr><td>「人口（国勢調査）」</td><td>1/8</td></tr><tr><td>「従業者数（事業所・企業統計）」</td><td>1/8</td></tr></table>	指 標	ウェイト	「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6/8	「人口（国勢調査）」	1/8	「従業者数（事業所・企業統計）」	1/8
指 標	ウェイト								
「小売年間販売額（商業統計）」と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6/8								
「人口（国勢調査）」	1/8								
「従業者数（事業所・企業統計）」	1/8								
8. 交 付 金	税収（清算後）の 2 分の 1 を市町村に交付。人口と従業者数であん分。 <table><tr><th>指 標</th><th>ウェイト</th></tr><tr><td>「人口（国勢調査）」</td><td>1/2</td></tr><tr><td>「従業者数（事業所・企業統計）」</td><td>1/2</td></tr></table>	指 標	ウェイト	「人口（国勢調査）」	1/2	「従業者数（事業所・企業統計）」	1/2		
指 標	ウェイト								
「人口（国勢調査）」	1/2								
「従業者数（事業所・企業統計）」	1/2								
9. 沿 革	平成 9 年 創設（平成 6 年改正）								

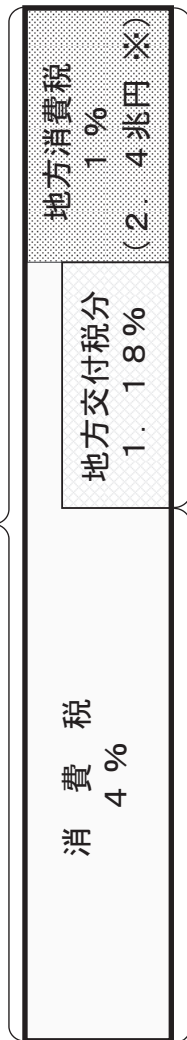
地方消費税の現状等について

- 地方消費税は消費税の25%（税率にして1%相当）。
- 消費税の29.5%は、地方交付税の原資とされている。

現状

※平成21年度 決算額

5 %



国

2.82%相当
【56.4%】

地方

2.18%相当
【43.6%】

※ 地方消費税の1/2は
人口と従業者数に応じて
市町村に交付

参考

【地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由説明（第131回国会）（平成6年10月）（抄）】

- 地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げる

社会保障・税一体改革成案【抜粋】

〔平成 23 年 6 月 30 日
政府・与党社会保障改革検討本部決定〕

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方 ～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

- ⑤ 国民の視点で、地方単独事業を含む社会保障給付の全体像を整理するとともに、地域や個人の多様なニーズに的確に対応できるよう、地方の現場における経験や創意を取り入れ、各種サービスのワンストップ化をはじめ制度の簡素化や質の向上を推進する。

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

VI 地方単独事業

- 以上の改革の方向も勘案し、地方自治体は、国費に関連する制度と相まって、地域の実情に応じて、社会保障関係の地方単独事業を実施する。

II 社会保障費用の推計

2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。※

※ 2011 年度予算ベースでは、社会保障給付に係る国・地方公費は39.4 兆円である。
他方、総務省推計によれば、2011 年度で、地方単独事業として社会保障に関連する支出は7.7 兆円と見込まれる。

Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

(1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理等、社会保障財源のあり方に関する累次の報告や関係法律の規定を踏まえ、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保する。

消費税収(国・地方)については、このうち国分が現在予算総則上高齢者三経費に充当されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条)に充当する分野を拡充する。社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実を図る。

(2) 消費税収の使途の明確化

消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する(消費税収の社会保障財源化)。

さらに、将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収(国・地方)を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度の一層の安定・強化につなげていく。

(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

上記(1)及び(2)の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。現行分の消費税収(国・地方)についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、Ⅱ-2における総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、Ⅳ(5)に掲げる地方税制の改革などを行う。

(4) 消費税率の段階的引上げ

上記(1)～(3)を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。

IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成21年度税制改正法附則104条第3項及び平成22年度・23年度税制改正大綱(閣議決定)で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めるとする。

(5) 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

V 社会保障・税一体改革のスケジュール

社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。

社会保障改革については、税制抜本改革の実施と併せ、別紙2に示された工程表に従い、各分野において遅滞なく順次その実施を図る。

税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。

上記の「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、上記の法制化の際に必要な措置を具体化する。

以上のスケジュールに基づき、国会議員定数の削減や、公務員人件費の削減、特別会計改革や公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳入の無駄の排除に向けた取組みを強めて、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。

社会保障サービスにおける地方単独事業

- 1 今回の「社会保障改革案」に示された「社会保障給付費」推計対象は、技術的な理由などから基本的に年金などの国の事業及び地方団体が実施する社会保障サービスのうち国庫補助負担事業に限定されている。
- 2 「地方単独事業」とは、地方団体が行う事業のうち国庫補助負担事業以外のものを指し、その大半は、「法令等により義務づけられたもの」、「全国的に実施されておりその上に立って国庫補助負担事業が制度化されているもの」であり、それらの中には、国庫補助負担事業が同化定着したため地方分権の観点から一般財源化されたものもある。また、離島、山村、過疎、豪雪地帯などについては、地域の実情に応じて特別に実施される事業であっても、その地域の住民にとっては必要不可欠なものが多い。
- 3 社会保障サービスのうち、年金以外のものはほとんどが地方団体により提供されており、それが国庫補助負担事業であるか地方単独事業であるかは、国民には分らないし、国民にとっては区別する実益がない。両者が一体として安心・安全な国民生活に寄与しているものである。
- 4 従って、今回の社会保障と税の一体改革の検討にあたっては、国の事業及び国庫補助負担事業を中心とした「社会保障給付費」という狭い概念で議論するのではなく、「地方単独事業」を含めた社会保障サービスの全体像を国民に提示して、その財源問題を議論すべきである。

6月13日「政府・与党社会保障改革検討本部第2回成案決定会合」総務大臣提出資料より

国民の視点から見た社会保障サービス

- 国民の視点から見ると、年金を除く社会保障サービスは、地方公共団体から、補助事業と地方単独事業の区別なく提供されている。
- このため、国民に対する給付と負担の視点から、社会保障制度改革に伴う費用推計を行う際には、地方単独事業を含めた社会保障サービス全体を対象に。

社会保障サービスにおける補助事業と地方単独事業の例

項 目	補助事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1/2)	予防接種自体(インフルエンザ等)【1,110億円】
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)	一般的保健所経費【2,630億円】
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診【850億円】
児童福祉	子ども手当(固定率負担)、児童扶養手当(国1/3)	児童相談所【350億円】、乳幼児医療費※【2,400億円】
保育所経費	私立認可保育所(1/2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設)(保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担1割水準まで軽減)(国1/2)	その他障害者医療費※【2,150億円】
生活保護	生活保護扶助(国3/4)	福祉事務所(ケースワーカー等)【750億円】
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減【3,670億円】

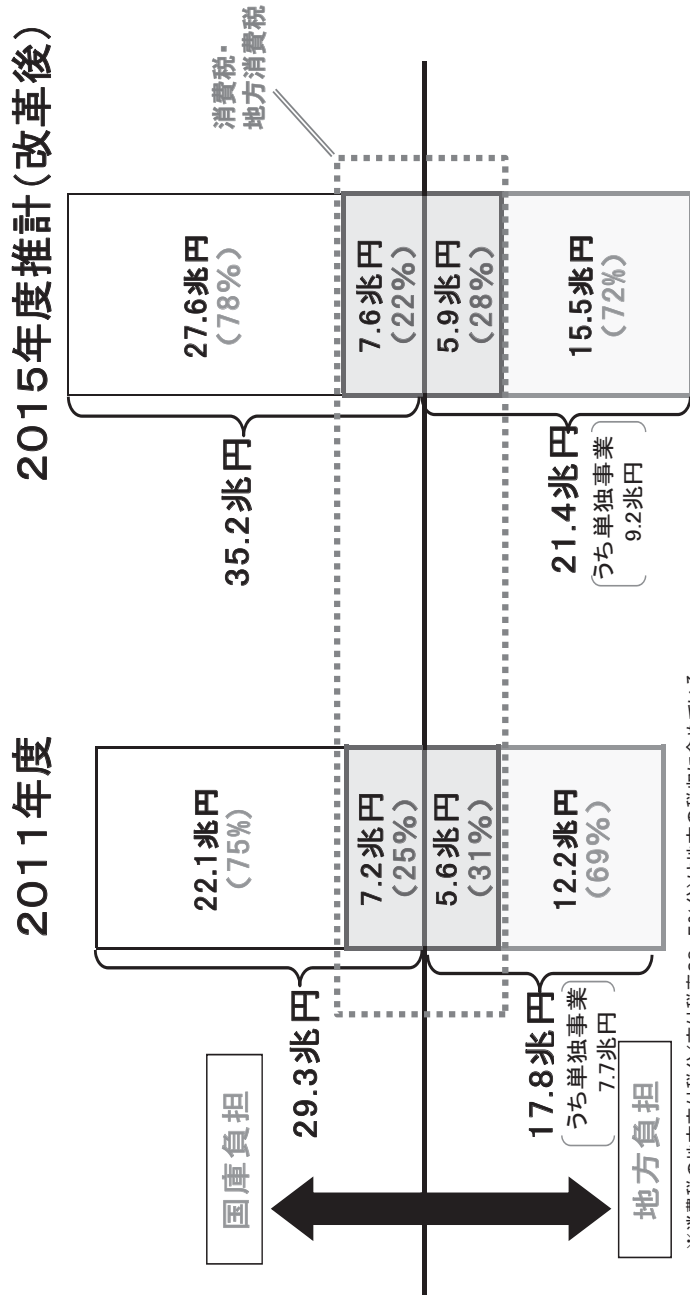
注：地方単独事業の金額は、総務省調査による平成20年度決算値

下線部の地方単独事業は、過去、全部又は一部が国庫補助事業だったが、一般財源化され、地方単独事業に移行したもの

※：地方単独事業として乳幼児や障害者を対象に医療費助成を行った場合、医療費が増えるという理由で市町村国保に対する国庫負担金が減額される
(平成20年度実績 350億円(うち乳幼児原分69億円))

社会保障関係費に対する消費税収の将来推計

- 国、地方ともに、社会保障費が毎年大幅に増加するため、現行制度での消費税収でカバーできる金額及び割合は減少傾向。



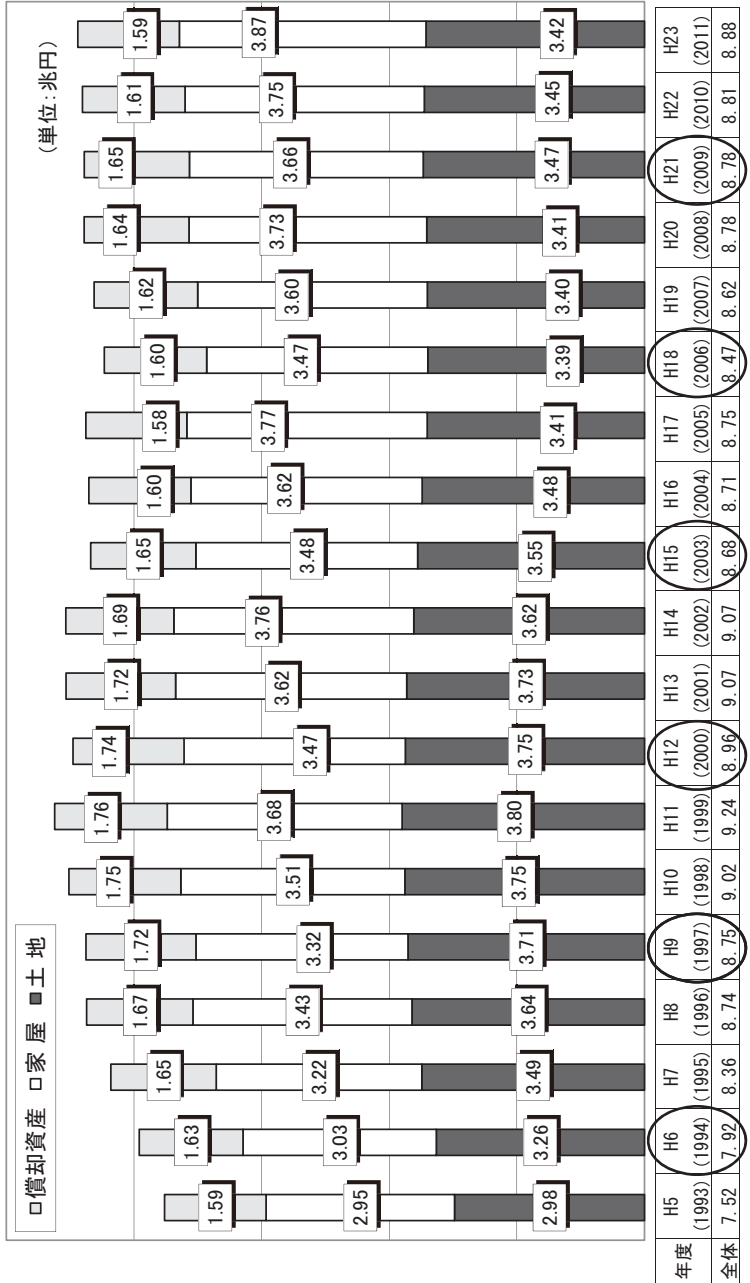
※消費税の地方交付税分(交付税率29.5%)は地方の税収に含めている。
※2015年度推計は、平成23年6月2日に公表された「社会保障改革案」別紙2を参考とし、社会保障関係費の国・地方の負担割合が2011年度と同じことを前提に推計している。地方負担は、総務省推計による地方単独事業を含む。

固定資産税の概要

課税主体	全市町村 (東京都23区の区域内は東京都が課税)
課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地：1 億 7,903万筆、家屋：5,894万棟)
納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地：3,942万人、家屋：3,938万人、償却資産：402万人)
課税標準	価格（適正な時価） ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え (次の評価替えは平成24年度)
税率	標準税率 1.4%
税収	8兆8,792億円（平成23年度地方財政計画額）

※1 税収以外のデータは、平成22年度実績。

固定資産税収の動向

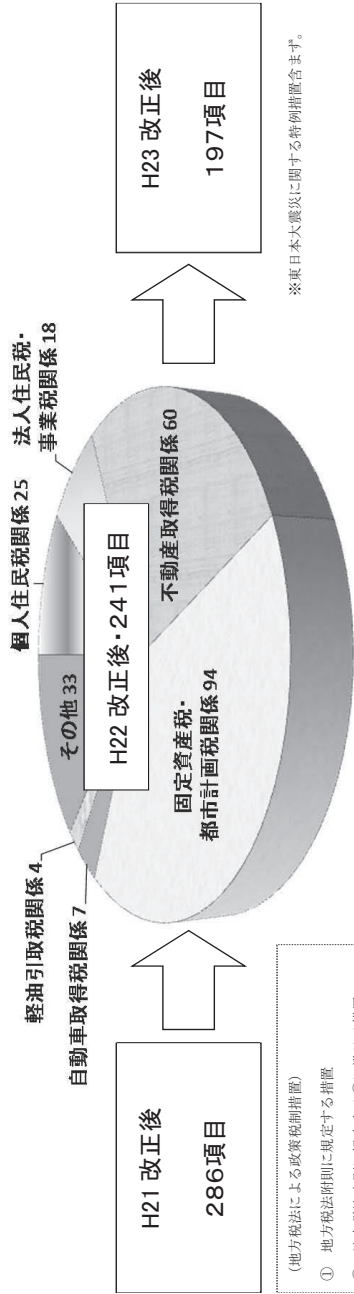


(注) 1 平成21年度までは決算額、平成22年度及び平成23年度は地方財政計画ベースの収入見込額である。

2 丸がついた年度は、評価替え年度である。

3 大規模償却資産に係る道府県分は含まれていない。

地方税法による政策税制措置(H22改正後・241項目)の概要



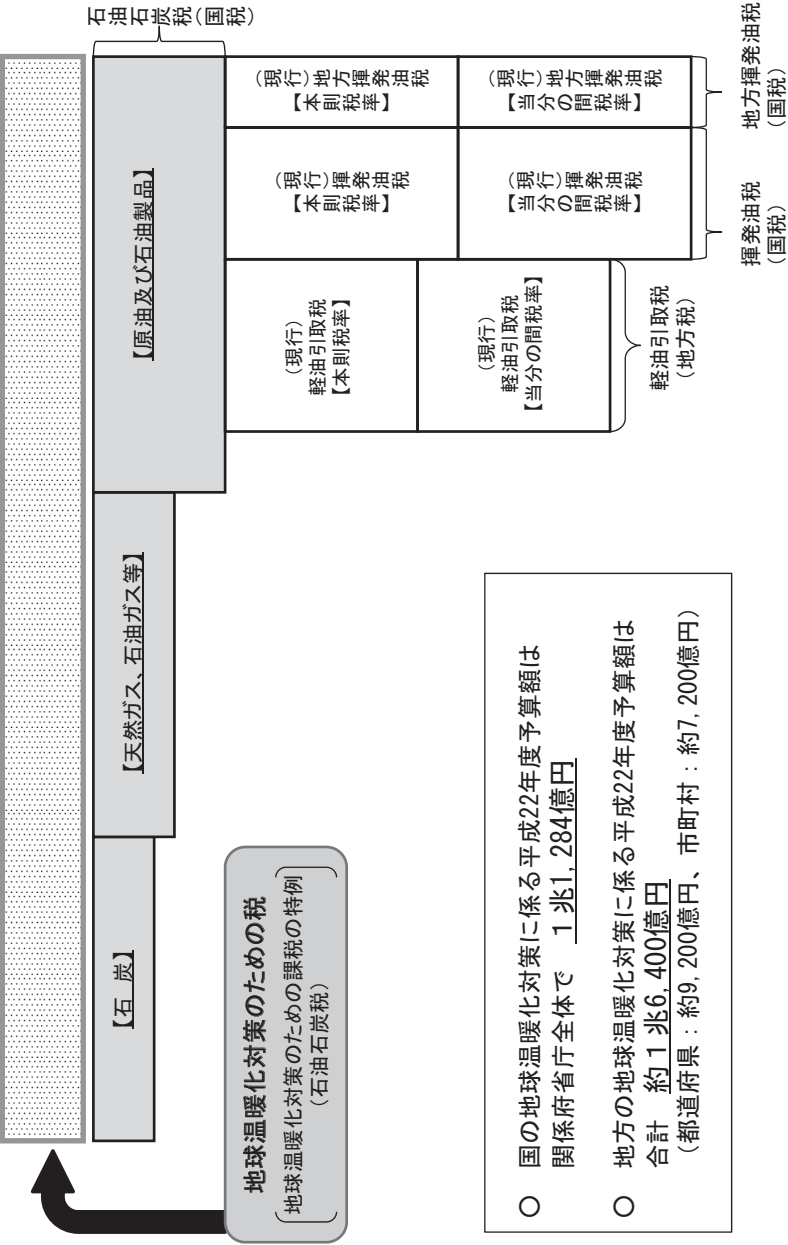
※東日本大震災に関する特例措置含まず。

地方税の政策税制措置による減収額(総計 1.2 兆円)の内訳(平成 22 年度見込み額) (億円)

個人住民税 (18.1%) 2,178		法人住民税 ・事業税 (8.6%) 1,028		不動産取得税 (30.6%) 3,680		固定資産税 ・都市計画税 (21.3%) 2,564		自動車取得税 (12.9%) 1,554		軽油引取税 (7.6%) 916		その他 (0.7%) 90	
住宅ローン 特別控除 (8.5%) 1,019	配当所得 (5.3%) (4.3%) 522	その他 (4.3%) 522	診療の 非課税 ・医療法人 税率特例 (8.0%) 961	宅地評価土地の 取得に係る 課税標準の特例 (21.6%) 2,599	住宅・土地 取得に係る 税率の特例 (7.5%) 903	新築住宅 特例 (12.0%) 1,447	その他 (9.3%) 1,117	エコカー減税 (11.6%) (1.3%) 1,395	その他 (1.3%) 159	課税免除等 (7.6%) 916	その他 (0.7%) 90		

※自動車取得税・軽油引取税の「当分の間」の税率による増収(5,221 億円)を差し引いた増減収の合計は 6,789 億円
※数値は1億円単位で計上しているため、四捨五入等の調整を行っている。

地球温暖化対策関係税の全体イメージ



第8回税制調査会
提 出 資 料

地球温暖化対策に係る国と地方の基本的役割

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)で定められている国と地方公共団体の基本的役割は次のとおり。

「国」の基本的役割	「地方公共団体」の基本的役割
＜地球温暖化対策の総合的推進＞ ○ 我が国の地球温暖化対策の全体枠組みの形成と地球温暖化対策の総合的実施 ○ 国の各機関は、全体枠組みに沿って十分な連携を図り、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法、環境影響評価、社会資本の整備等の措置の活用を含む多様な政策手段を動員して、対策を推進	＜地域の特性に応じた対策の実施＞ ○ 地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施 ○ 計画本文に掲げられている具体的な取組 ・ 低炭素型のまちづくり ・ 公共交通機関や自転車の利用促進 ・ バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入 ・ 地域住民に身近なごみ問題への取組 ・ 太陽光、風力等の利用の促進 ・ 都市における緑地の保全及び緑化の推進 ・ 廃棄物等の発生の抑制の促進等

地方税の電子化について

1. eLTAX(エルタックス:地方税共同電子申告システム&ネットワーク)の現状(平成23年4月)

○ eLTAX接続団体・・・全47都道府県 及び 1,747市区町村 (全19政令市を含む) / 全1,747市区町村 (100%)

※ 全都道府県、全市区町村がeLTAXに接続

○ 電子申告受付サービス対応団体・・・全47都道府県 及び 1,060市区町村 (全19政令市を含む) / 全1,747市区町村 (60.68%)

※ 1,060市区町村は、「2. 提供サービスの内容 (1) 【対象税目等】」のうち、いずれか1つ以上対応している団体数

2. 提供サービスの内容

(1) 電子申告受付サービス・・・インターネットを通じた地方税の電子申告等

【対象税目等】

- 法人2税 (1,068団体)、固定資産税(償却資産) (996団体)、事業所税(62団体) の電子申告
- 給与支払報告書(1,057団体)、法人設立届等 (1,031団体) の電子的提出
- 電子納税 (10団体)

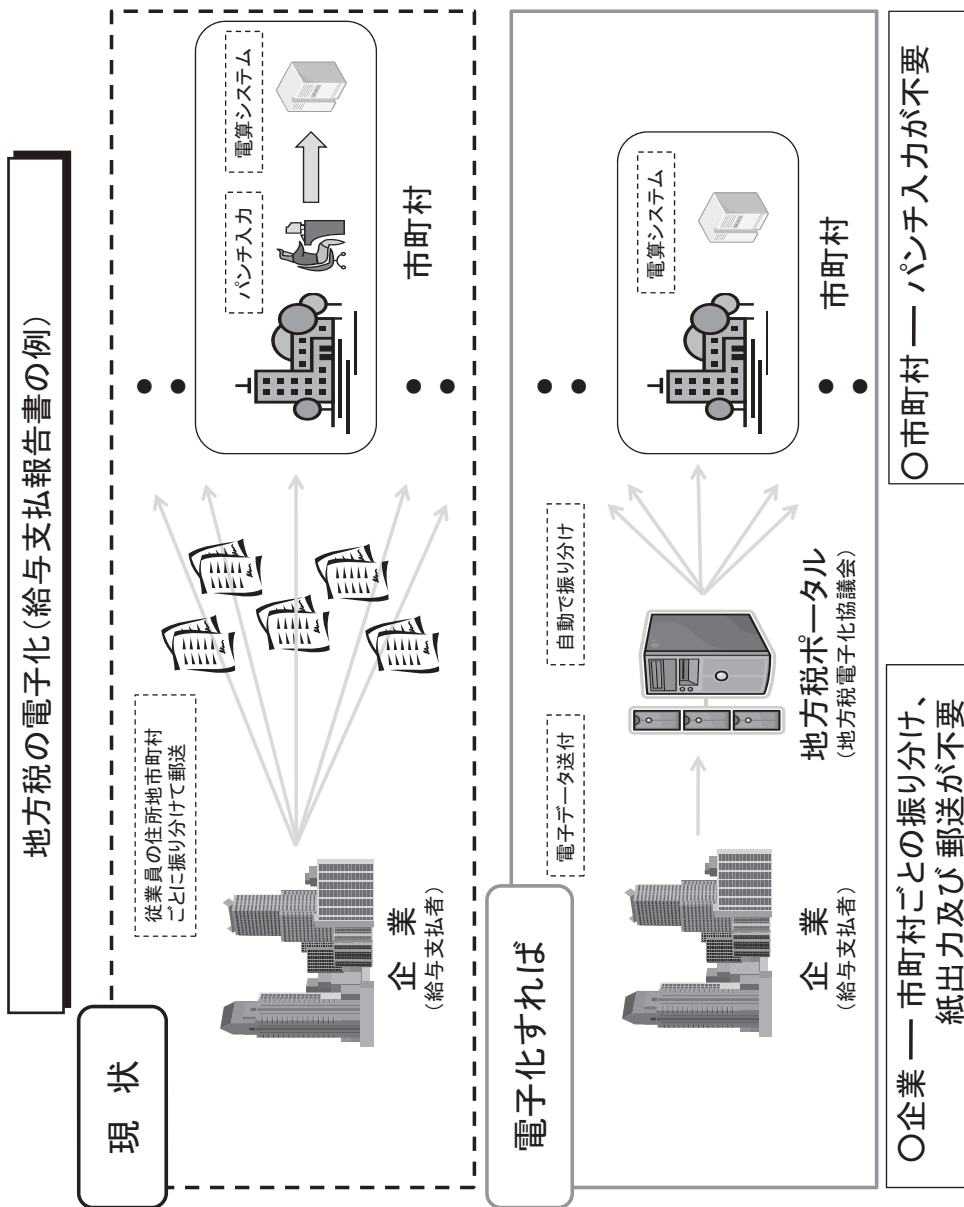
※ 団体数は、都道府県及び市区町村の対応団体数

(2) 年金特徴・・・公的年金からの個人住民税の特別徴収に関する年金保険者と市区町村のデータのやりとり

全市区町村が利用

(3) 国税連携・・・所得税申告書等の国税庁から地方団体へのデータ送信

全47都道府県及び全市区町村が利用



國際課稅關係資料

財務省主税局参事官室

目 次

(国際課税資料1) 国際課税の基本的考え方	99
(国際課税資料2) 国内法に定める国際課税	100
(国際課税資料3) 我が国の課税権の範囲	101
(国際課税資料4) 個人納税者の区分と課税所得の範囲	102
(国際課税資料5) 法人納税者の区分と課税所得の範囲	103
(国際課税資料6) 外国税額控除制度の概要	104
(国際課税資料7) 外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直し (平成21年度改正)	105
(国際課税資料8) 外国子会社合算税制について	106
(国際課税資料9) 移転価格税制について	107
(国際課税資料10) 過小資本税制の仕組み	108
(国際課税資料11) 国際課税関係の主な平成23年度税制改正事項	109
(国際課税資料12) 移転価格税制における独立企業間価格の算定方法の優先順位の 見直し	110
(国際課税資料13) 独立企業間価格の算定方法の整備	111
(国際課税資料14) 独立企業間価格幅(レンジ)の明確化(案)	112
(国際課税資料15) シークレット・コンパラブルの運用の明確化(案)	113
(国際課税資料16) 税率が納税者と外国当局等との合意により決定された外国税に 関する規定の整備	114
(国際課税資料17) 外国法人税の範囲	115
(国際課税資料18) 条約相手国における課税に係る二重課税の排除	116
(国際課税資料19) 外国税額控除制度の適正化(案)	117
(国際課税資料20) 非居住者等が受ける振替公社債の利子等の非課税制度の拡充等	118
(国際課税資料21) 外国子会社合算税制の概要	119
(国際課税資料22) 外国子会社合算税制における適用除外基準の判定の取扱いの 明確化	120
(国際課税資料23) 統括会社及び被統括会社の定義	121
(国際課税資料24) 特定外国子会社等の判定におけるトリガー税率の計算の見直し	122
(国際課税資料25) 外国金融機関等が行う債券現先取引に係る利子の非課税制度の 拡充	123
(国際課税資料26) 税制調査会専門家委員会国際課税小委員会委員名簿	124
(国際課税資料27-1) 税制調査会専門家委員会「国際課税に関する論点整理」の ポイント①	125
(国際課税資料27-2) 税制調査会専門家委員会「国際課税に関する論点整理」の ポイント②	126
(国際課税資料27-3) 税制調査会専門家委員会「国際課税に関する論点整理」の ポイント③	127

(国際課税資料28－1) 平成23年度税制改正大綱 (抄) (1)	128
(国際課税資料28－2) 平成23年度税制改正大綱 (抄) (2)	129
(国際課税資料29) 恒久的施設 (PE) の帰属所得に関する検討	130
(国際課税資料30) 外国法人の事業所得課税の考え方	131
(国際課税資料31) 税務行政執行共助条約の概要	132
(国際課税資料32) 徴収共助 (イメージ)	133
(国際課税資料33) OECD 租税委員会の組織と活動の概要	134
(国際課税資料34) 租税条約の概要	135
(国際課税資料35) 租税条約ネットワークの拡充	136
(国際課税資料36) 投資交流の促進	137
(国際課税資料37) 相互協議にかかる仲裁制度〔イメージ図〕	138
(国際課税資料38) 租税回避をめぐる国際的な議論の動向	139
(国際課税資料39) G20ロンドン・サミット首脳宣言 (抄)	140
(国際課税資料40) 税に関する情報交換	141
(国際課税資料41) 我が国の租税条約ネットワーク	142
(国際課税資料42) 租税条約交渉の現状	143

国際課税の基本的考え方

- ・ 近時、経済取引のグローバル化や企業の海外進出形態の複雑化・多様化がますます進展し、これに伴い、税務執行も困難化。
- ・ 国際課税に関しては、こうした経済実態の変化を踏まえつつ、以下の政策目的の実現に向けた施策を不断に実施していく必要。

➤ 我が国の適切な課税権の確保

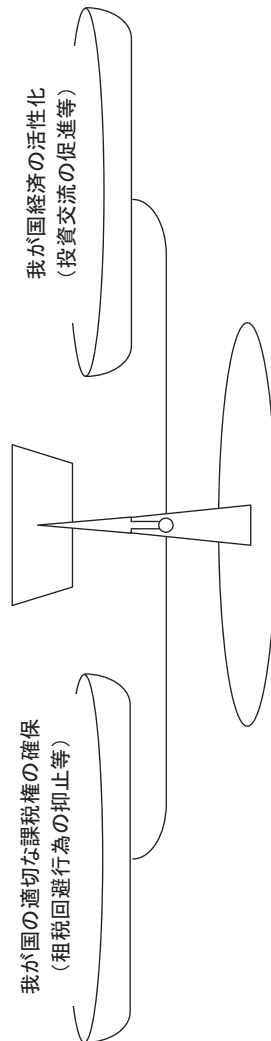
- 租税条約等による外国当局との間の情報交換ネットワークの構築
- 国際的租税回避への対応(外国子会社合算税制、移転価格税制等)等

➤ 我が国経済の活性化

- 投資交流促進等

➤ 国際的な二重課税の調整

- 外国税額控除制度、外国当局との調整の場の設定等



国内法に定める国際課税

- (1) 我が国の課税権の範囲（外国人・非居住者課税（明治32年～）等）
- (2) 外国税額控除制度（昭和28年～）
- (3) 外国子会社合算税制（昭和53年～）
- (4) 移転価格税制（昭和61年～）
- (5) 過少資本税制（平成4年～）

《国内法改正にあたっての3つの視点》

- ① 経済活動の実態の変化への対応
- ② 税の公平性・中立性の確保／租税回避行為への対応
- ③ 確実な執行の確保・手続の整備

我が国の課税権の範囲

○ 我が国において課税の対象としているのは、居住者・内国法人の場合には全世界所得、非居住者・外国法人の場合には国内源泉所得。

我が国課税権の範囲



居住者・内国法人： 全世界所得課税 (①+②)
非居住者・外国法人： 国内源泉所得のみ課税 (③)

所得源泉地	
日本	外国
①国内源泉所得	②国外源泉所得
③国内源泉所得	④国外源泉所得

- 各国の課税権が競合すると、国際的な二重課税が発生することとなるが(上記②、③の領域)、その調整は原則として居住地国が行うこととされている。
 - ・ ②に係る課税について、我が国は、外国税額控除制度及び外国子会社配当益金不算入制度により調整している。
 - ・ ③に係る課税について、相手国は、概ね、外国税額控除制度若しくは国外所得免除制度で調整している。
 - ・ 通常、租税条約において、これらの二重課税の調整義務及びその具体的な方法が規定される。

個人納税者の区分と課税所得の範囲

納税者の区分		課税所得の範囲
居住者	○ 国内に住所を有する個人 ○ 現在まで引き続き1年以上居所を有する個人	○ すべての所得（全世界所得）
	○ 日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人	○ 国内源泉所得 ○ 国外源泉所得（国内払い・国内送金分に限る）
非居住者	○ 居住者以外の個人	○ 国内源泉所得のみ

法人納税者の区分と課税所得の範囲

納税者の区分		課税所得の範囲
内 国 法 人	国内に本店又は主たる事務所を有する法人	全ての所得（全世界所得） ※ただし、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける配当については、その95%相当額を益金不算入。
外 国 法 人	内国法人以外の法人	国内源泉所得のみ

外国税額控除制度の概要

- 居住者・内国法人は全世界所得に課税されるため、国外源泉所得に対して源泉地国で課税される部分は、二重課税が発生することになる。
- 外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除するため、外国で納付した外国税額を、国外所得に対しわが国で納付すべき法人税額の範囲内で、控除することを認める制度。
- 平成 21 年度税制改正において、それまでの間接外国税額控除制度（外国子会社等が納付した外国税額のうち内国法人が受ける配当に対応する部分を控除するもの）を廃止し、それに代えて、外国子会社からの配当について、親会社の益金不算入とする制度を導入。

外国税額控除額の推移



(出所) 国税庁「会社課税調査結果報告」

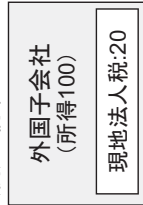
外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直し(平成21年度改正)

《21年度改正前》

○ 間接外国税額控除制度

(外国子会社からの配当について、我が国で課税した上で、外国で支払った税額を調整)

(例) <税率20%>



<税率30%>



$$\text{納税額: } (300+100) \times 0.3 - 20 = 100$$

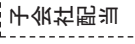
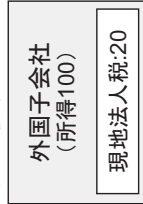
課税対象+税額控除

《21年度改正後》

○ 外国子会社配当益金不算入制度

(外国子会社からの配当は、我が国では益金不算入)

(例) <税率20%>



<税率30%>



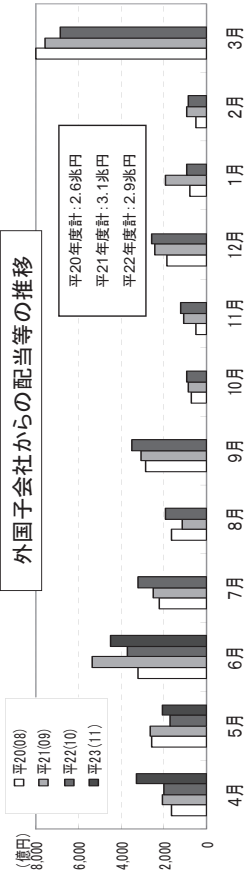
$$\text{納税額: } (300) \times 0.3 = 90$$

課税対象

⇒ 外国子会社が、税制に左右されずに国内への配当の時期やその額を決められるようになった。

(注) 実際に課税されないのは、配当額の95%。

外国子会社からの配当等の推移



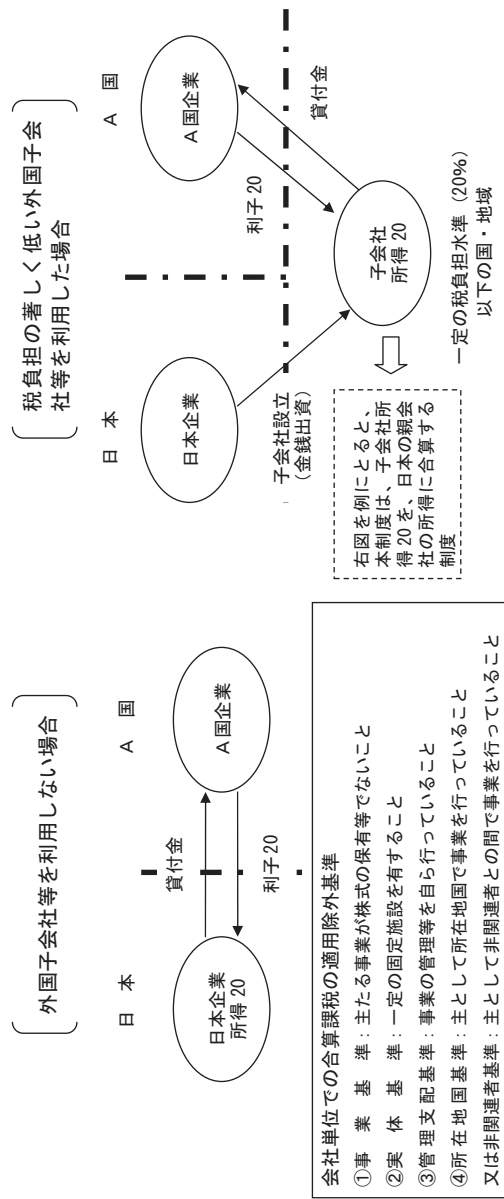
(注1)「日本銀行 国際収支統計」(配当金・配分済支店収益受取額)に基づいて作成。

(注2)配当金受取とは、出資の割合が原則として10%以上の外国法人からの配当金受取をいう。

(注3)配分済支店収益受取とは、本邦にある法人の海外支店からの利潤の受取をいう。

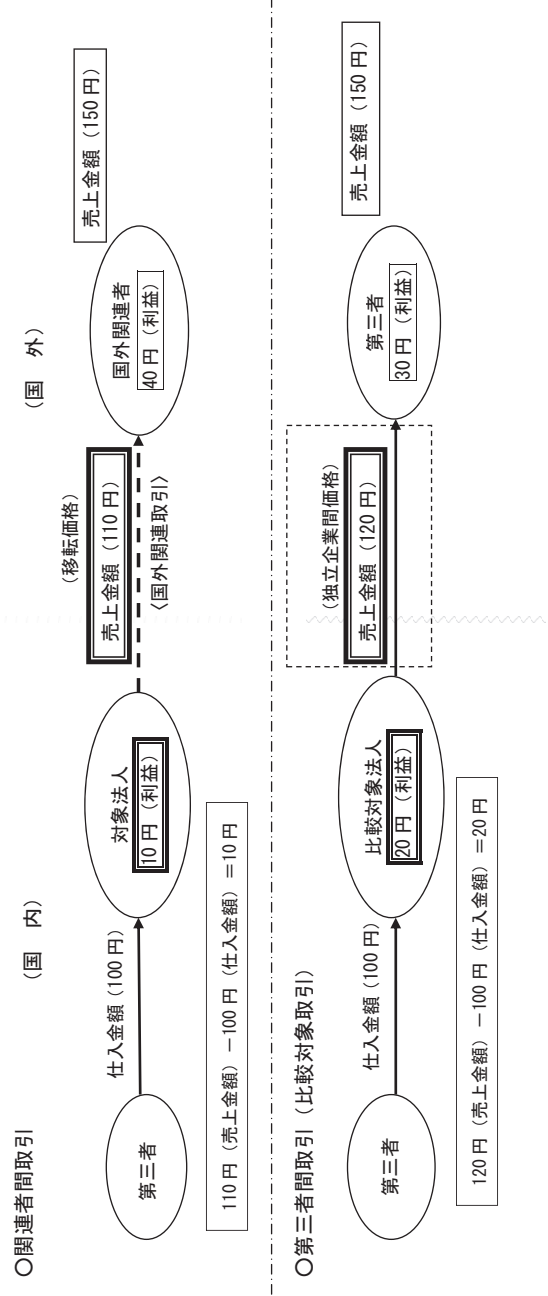
外国子会社合算課税について

- わが国の内国法人等が、税負担の著しく低い外国子会社等を通じて国際取引を行うことによって、直接国際取引した場合より税負担を不当に軽減・回避し、結果としてわが国での課税を免れる事態が生じ得る。
 - このような租税回避行為に対処するため、一定の税負担の水準（20％）以下の国・地域にある子会社等の所得に相当する金額について、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税（会社単位での合算課税）。
- (注) 外国子会社等が、実体のある事業を行っている等、一定の条件（適用除外基準）を満たす場合には、会社単位での合算課税の対象とならない。
- また、一定の税負担の水準（20％）以下の外国子会社等が得る資産運用的な所得については、適用除外基準を満たす場合でも、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税（資産性所得の合算課税）。



移転価格税制について

- 企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となる。
- 移転価格税制は、このような所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常の取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度。移転価格税制の適用により発生する二重課税については、租税条約において、関係国との間で「相互協議」を通じて調整する枠組みが設けられている。

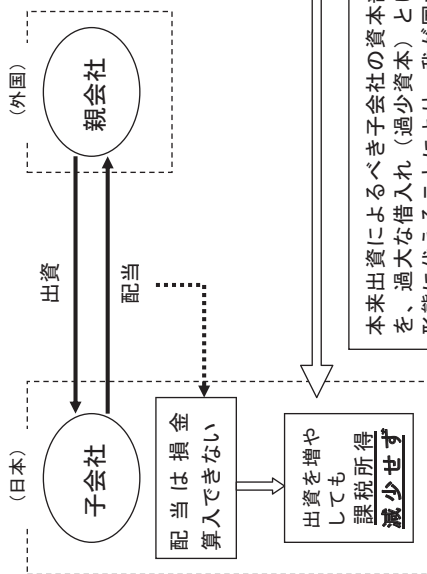


過少資本税制の仕組み

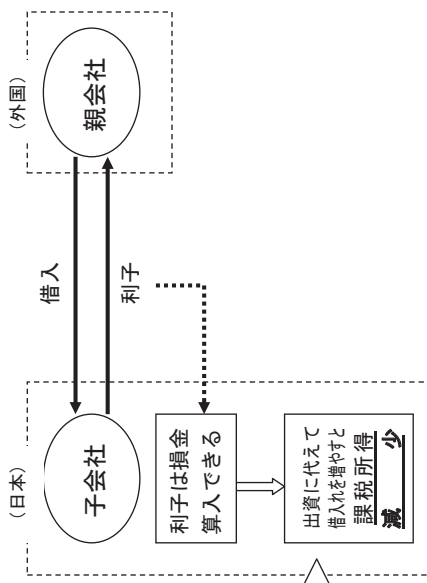
過少資本税制

海外の関連企業との間において、出資に代えて借入れを多くすることによる税負担の軽減を防止するために、一定の割合を超える支払利子の損金算入を認めないこととする（出資に対する配当は損金算入されないが、借入れに対する支払利子は損金算入される）。

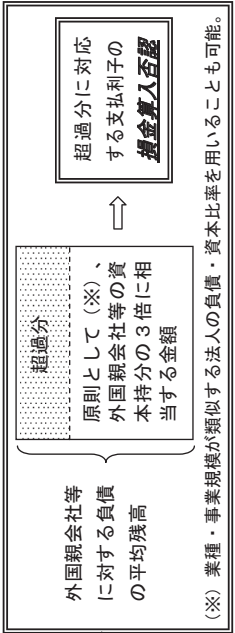
【出資により資金調達する場合】



【出資に代えて借入れにより資金調達する場合】



本来出資によるべき子会社の資本部分を、過大な借入れ（過少資本）という形態に代えることにより、我が国での税負担を軽減することができる。



《過少資本税制による租税回避の防止》

（※）業種・事業規模が類似する法人の負債・資本比率を用いることも可能。

国際課税関係の主な平成 23 年度税制改正事項

○ 移転価格税制の見直し

- ① 移転価格税制に関する国際的な指針である OECD 移転価格ガイドラインの見直しを踏まえ、独立企業間価格の算定方法に係る適用上の優先順位を見直し、個々の事案に応じて最も適切な方法を選択する仕組みへの改正を行った。
- ② 納税者の予見可能性を確保する観点から、独立企業間価格の幅（レンジ）の取扱いや、シークレットコンパラブル（第三者から入手した比較対象取引の情報）の運用について明確化を行う。

○ 外国税額控除制度の適正化

外国税額控除制度について、「税率が納税者と外国当局等との合意により決定された」ような外国法人税として捉えるのが不適当な部分は、外国法人税に含まれない旨の規定の明確化を行った。

また、外国税額控除における控除限度額の計算上、条約相手国に条約上課税権を認めた所得は「国外所得」に該当する、との措置を講ずることにより、居住者について生じた二重課税の排除を行った。

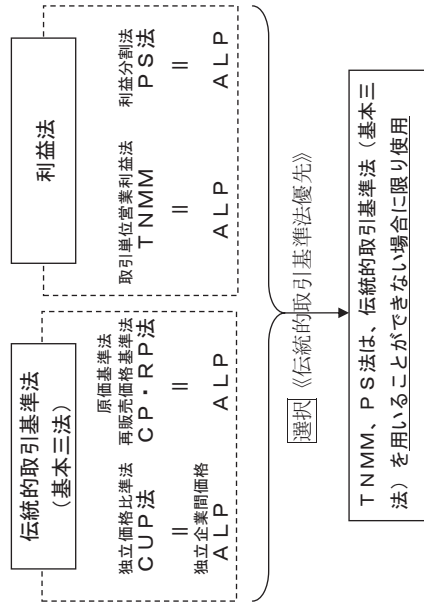
○ 非居住者等が受ける振替公社債の利子等の非課税制度の拡充

外国からのわが国公社債市場への投資の活性化を図る観点から、外国投資家が受ける特定目的信託の社債的受益権の分配を非課税措置の対象に追加する改正を行った。

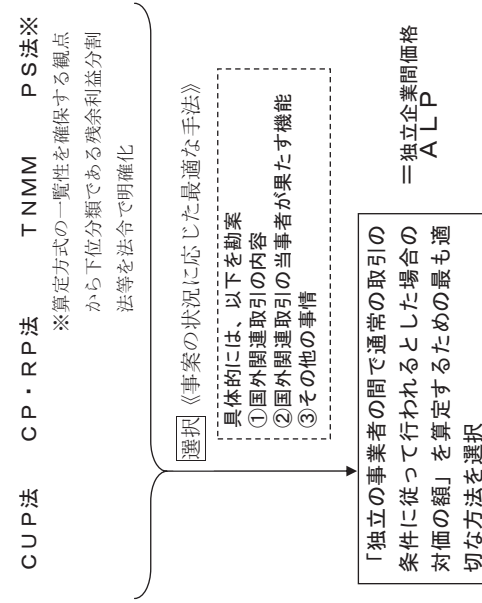
移転価格税制における独立企業間価格の算定方法の優先順位の見直し

- OECD移転価格ガイドラインは、独立企業間価格（ALP）の算定方法の優先順位（伝統的取引基準法が優先適用され利益法はラストリゾートとして用いられる）を見直し、事案の状況に応じ独立企業原則の考え方に照らして最も適切な方法を見出すことを常に目指す、との考え方を明示。
- こうした国際標準との整合性を確保する観点から、我が国の移転価格税制においても、算定方法の優先順位を廃止し、個々の事案の状況に応じて独立企業原則に一致した最も適切な方法を選択する仕組みに改正。

【改正前】



【改正後】



独立企業間価格の算定方法の整備

- 個々の事案に応じて最も適切な方法を選択する「最適アプローチ」が導入されることから、利用可能な独立企業間価格の算定方法の選択肢を法令において一覧で示ることが望ましい
- 利益分割法の下位分類としてOECD移転価格ガイドラインで認められている「比較利益分割法」、「寄与度利益分割法」及び「残余利益分割法」について、法令上は利益分割法として一括りで規定
- これらの下位分類について、それぞれ法令において明確化

○ 基本3法

- 独立価格比準法
- 再販売価格基準法
- 原価基準法

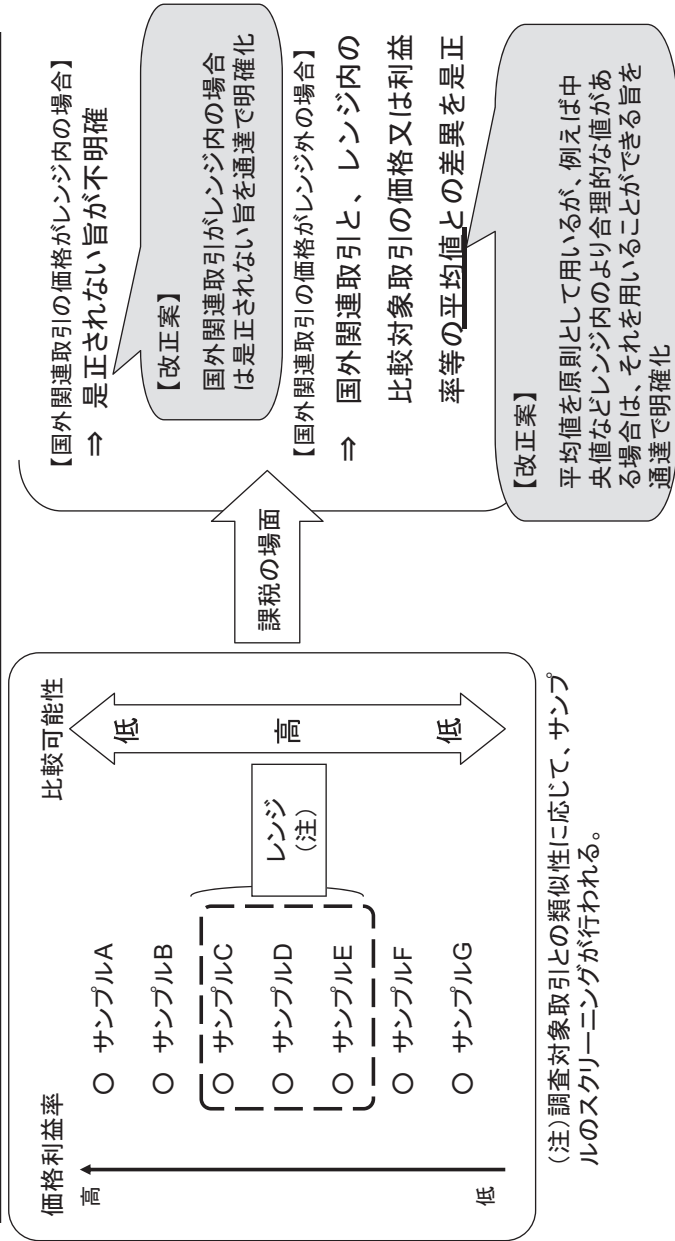
○ その他の方法

- 取引単位営業利益法
- 取引単位営業利益法に準ずる方法
- 利益分割法
 - ・ 比較利益分割法
 - ・ 寄与度利益分割法
 - ・ 残余利益分割法

独立企業間価格幅(レンジ)の明確化(案)

OECD移転価格ガイドラインでは、レンジ内の取引は是正されるべきではないとされている。また、レンジ外の場合には是正するポイントについての具体的な言及はこれまでなかったが、改訂後においては、比較可能性が高い場合は、レンジ内のいずれも独立企業間価格たりえとしつつ、比較可能性の欠陥が残るリスクを最小化するために中心傾向(平均値等)の利用が適切な場合もある、とした。

○わが国の運用も、こうしたガイドラインの考え方を踏まえた見直しを行うこととする。

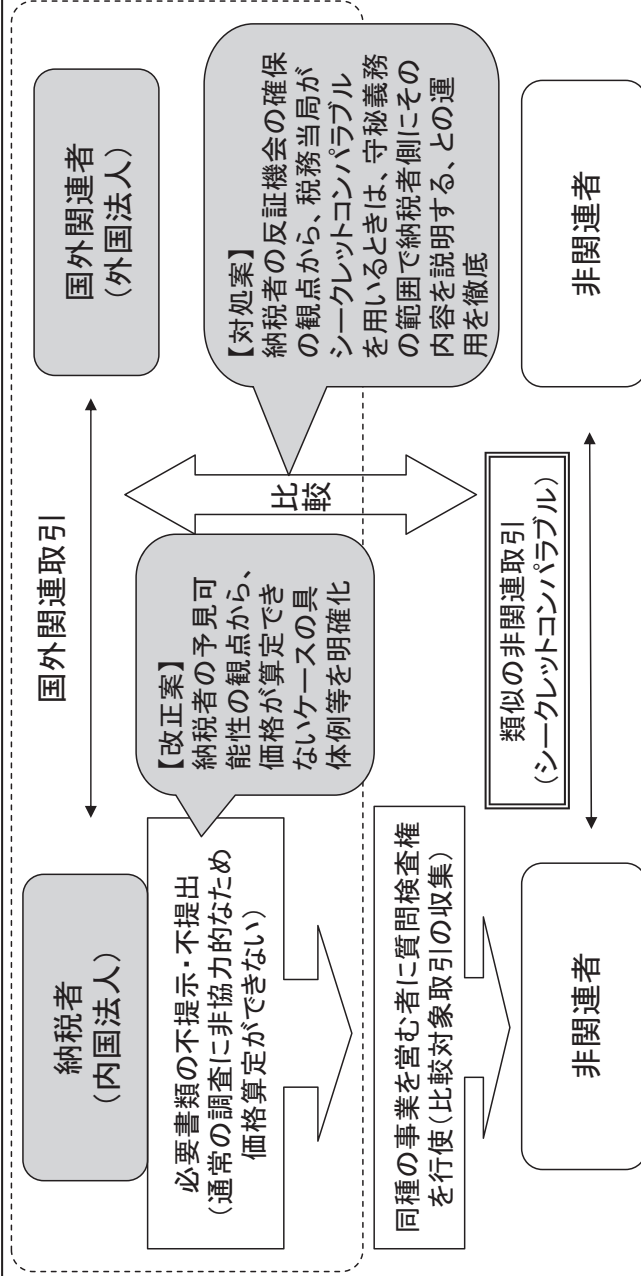


シークレット・コンパラルの運用の明確化（案）

○シークレットコンパラル（納税者に開示されない比較対象取引）について、OECD移転価格ガイドラインでは、従来から、税務当局が用いている場合には守秘義務の範囲内でその内容を開示し、納税者に反証の機会が与えられるようにすべき旨指摘。

○わが国でも、これまでシークレットコンパラルの適用は必要最小限の範囲で行ってきたところであり、どのような場合に適用を受けることになるかの具体例等を通達で更に明確化する。また、適用に際してはこれまでも納税者に対しシークレットコンパラルの内容について必要な説明に努めてきたところであり、こうした運用を徹底する。

（注）平成22年度改正大綱で「ガイドラインの見直しを踏まえ、シークレットコンパラルのあり方を検討」とされた。



（※）〔 〕部分は納税者・企業グループにとって、アクセスが可能な情報

税率が納税者と外国当局等との合意により決定された外国税に関する規定の整備

- 国際的二重課税を調整する外国税額控除制度や、税負担の著しく低い外国子会社を通じた租税回避を防止する外国子会社合算税制では、「外国法人税」の定義が法令で定められており、納付後任意に納税者が還付請求できるような「税」など、「外国法人税」として捉えるのが不適当なものは法令で除外されている。
- しかしながら、「税率が納税者と税務当局との合意により決定される税」を外国法人税から除外する規定はないところ、このような税を納付する外国子会社が、外国子会社合算税制のトリガー税率（税負担が著しく低いか否かの基準税率）をちょうど上回る税率を選択した事案において、最高裁判所は、明文の規定がない以上、こうした税が外国法人税に該当しないとはいえない、と判示した（平成 21 年 12 月）。
- 従来から、租税回避を目的として任意に「税」を納付する場合のように、外国法人税として捉えるのが不適当なものは法令で明確にされてきたところであるが、上記の判例を踏まえ、「税率が納税者と外国当局等との合意により決定された」ような外国法人税として捉えるのが不適当な部分は含まれない旨の規定の明確化が行われた。

外国法人税の範囲

《法律》 外国法人税とは、外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるもの（税法 69①）

《政令》

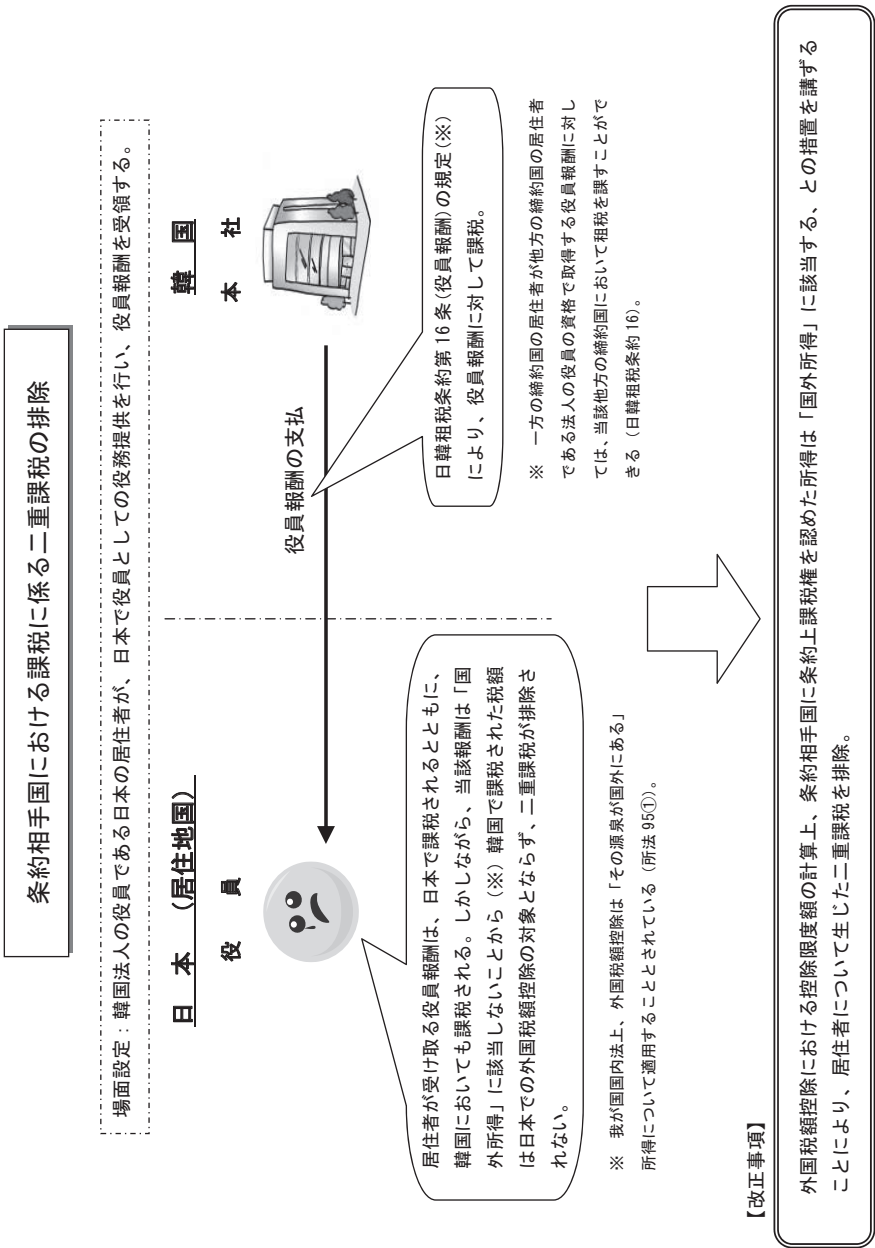
① 外国法人税とは、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいう（法令 141①）

② 外国法人税に含まれるもの（法令 141②）

- 超過利潤税その他法人の所得の特定の部分を課税標準として課される税
- 法人の所得又はその特定の部分を課税標準として課される税の附加税
- 法人の所得を課税標準として課される税と同一の税目に属する税で、法人の特定の所得につき、徴税上の便宜のため、所得に代えて収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課されるもの
- 法人の特定の所得につき、所得を課税標準とする税に代え、法人の収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課される税

③ 外国法人税に含まれないもの（法令 141③）

- 税を納付する者が納付後任意に還付を請求できる税
- 税を納付する者が納付猶予期間を任意に定めることができる税
- 徴税の税率の中から税の納付をすることとなる者と外国若しくはその地方公共団体又はこれらの者により税率の合意をする権限を付与された者との合意により税率が決定された税（当該徴税の税率のうち最も低い税率（当該最も低い税率が当該合意がないものとした場合に適用されるべき税率を上回る場合には当該適用されるべき税率）を上回る部分に限る。）【改正事項】
- 外国法人税に附帯して課される附帯税に相当する税その他これに類する税



外国税額控除制度の適正化（案）

- 外国税額控除制度は、国際的二重課税を排除するために、外国で納付した外国税額を、国外所得に対しわが国で納付すべき法人の税額（控除限度額）の範囲内で控除するもの。
- 現行制度上、現実には国際的二重課税が発生していない部分について法人の税額からの控除が可能となる仕組み（いわゆる「彼此流用の問題」）や、日本に本店がある法人もほとんど日本で税を負担しない仕組み（特定の法人のみが恩恵を受けている特例）などの制度上の歪みがあり、これを適正化する必要があることから、以下のとおり改正する。
 - ① 外国税額控除の対象外である「高率」な外国法人税の水準を、わが国の法人実効税率（引下げ後の法人実効税率）とおおむね同水準となるよう「35%超」（現行：「50%超」）に引下げ
 - ② 控除限度額の計算上、非課税の国外所得の全額（現行2/3）を国外所得から除外（激変緩和のための経過措置を講ずる）
⇒ 二重課税が発生していない非課税の部分は限度額にカウントしないことで、彼此流用の余地の縮減を図る。
 - ③ 国外所得割合の90%制限に係る特例の廃止
⇒ 最低限のわが国での納税を確保する。

控除の対象となる外国法人税	○ 外国の法令により課される法人税に相当する税 ※ 外国法人税額のうち、その所得に対する負担が高率（所得に対する租税負担割合が50%超）な部分は控除の対象から除外 【改正案①】 「35%超」に引下げ
控除限度額の計算	○ 一括限度額方式 $\left[\begin{array}{l} \text{控除限度額} = \text{法人税額} \times \frac{\text{国外所得(注1)(注2)}}{\text{全世界所得}} \end{array} \right]$ 【改正案②】 非課税所得の全額を除外 (経過措置として2年間は5/6を除外) 【改正案③】廃止 （注1） 非課税国外所得の2/3を国外所得から除外 （注2） 国外所得は、原則として全世界所得の90%までに制限 ただし、国外所得が全世界所得の90%超の場合にも右の特例あり ○ 全世界所得×国外使用人割合 ○ 全世界所得×外国での税負担割合 に一定の算式に基づき算出した割合（90%～100%） のいずれか高い方を 国外所得の上限とする特例

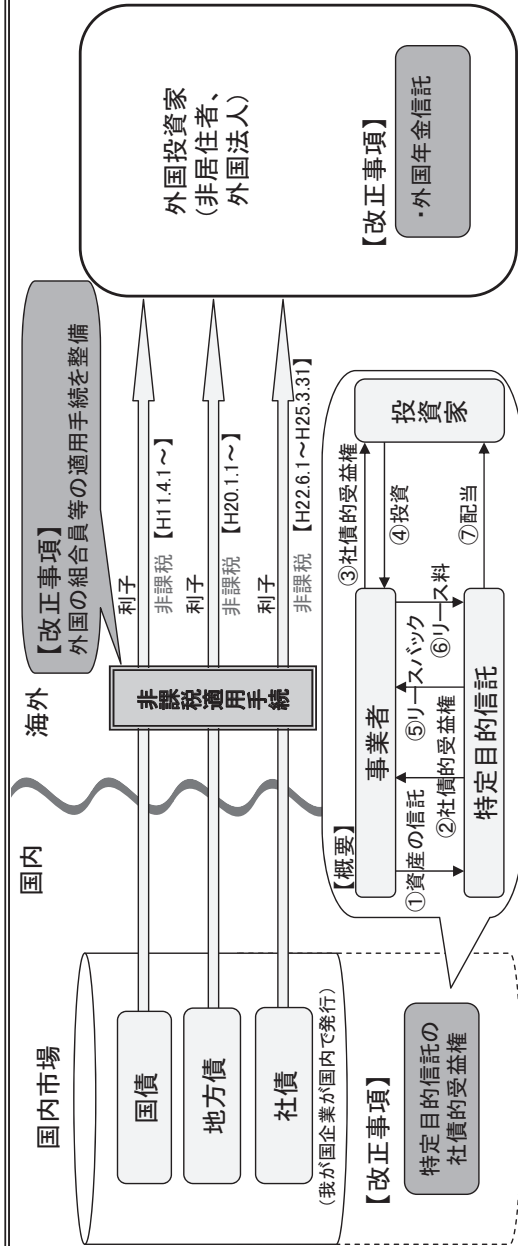
非居住者等が受ける振替公社債の利子等の非課税制度の拡充等

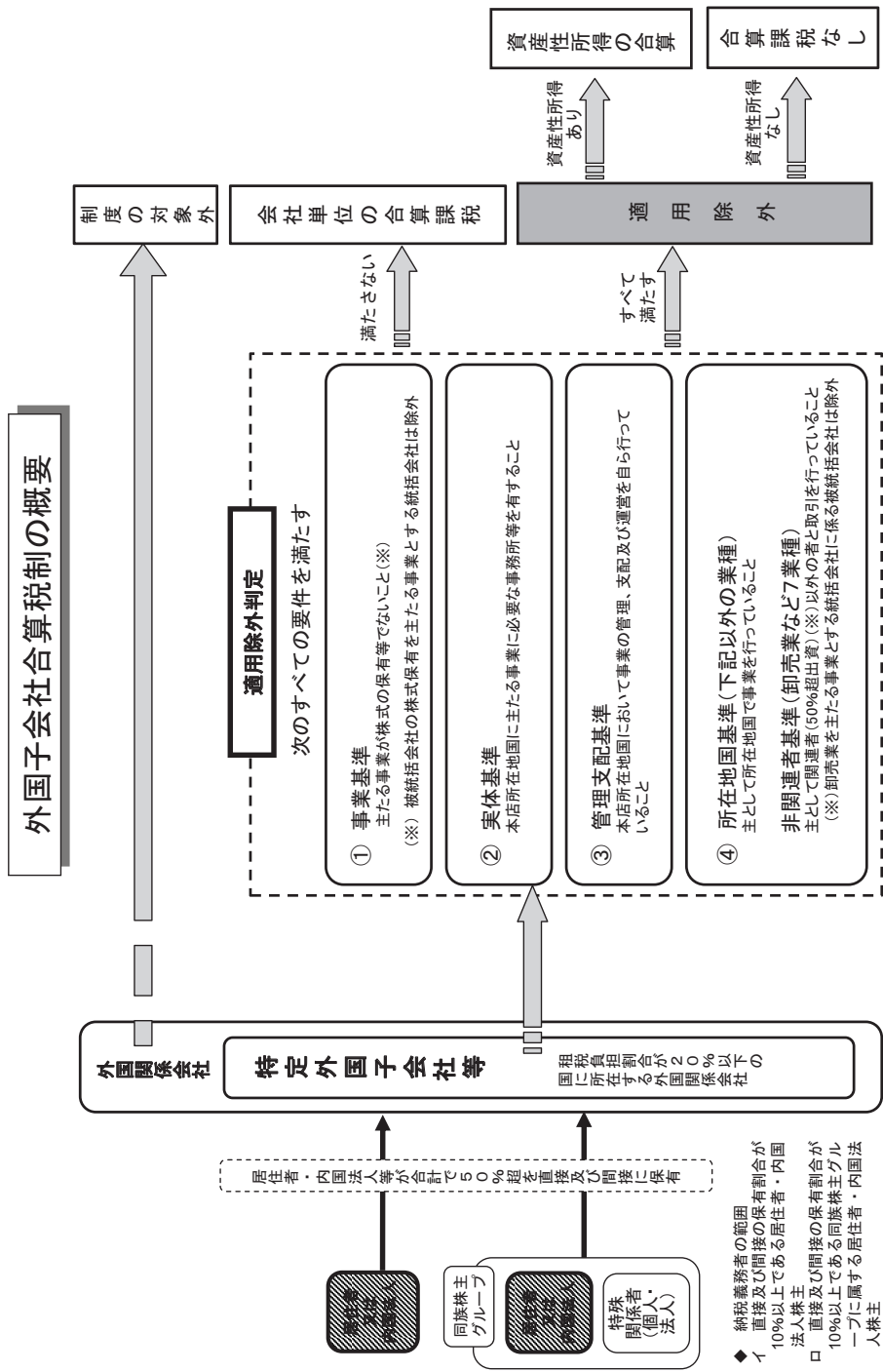
【改正前の制度の概要】

- 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替公社債の利子等については、非課税適用申告書の提出等を要件として、所得税又は法人税を課さない。

【改正事項】

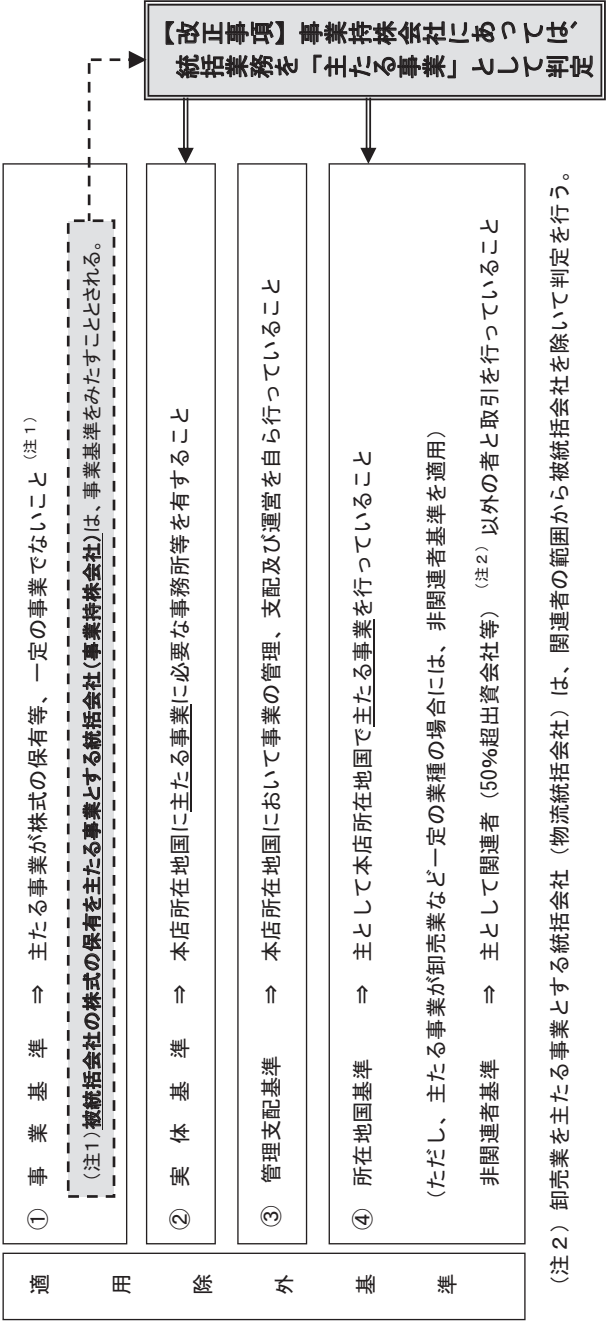
- 外国投資家が受ける特定目的信託の社債的受益権の分配を非課税の対象に追加
 - ・特定目的信託：資産流動化法に基づき、資産の流動化を目的として、委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とする信託
 - ・社債的受益権：あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権
- その他、(1)非課税の対象者に外国年金信託が含まれることを明確化
(2)任意組合等及び受益者等課税信託について、適用手続を整備





外国子会社合算税制における適用除外基準の判定の取扱いの明確化

- 外国子会社合算税制は、一定の税負担の水準（20％）以下の外国子会社等の所得に相当する金額について、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税する制度。
- ただし、外国子会社等が、以下のすべての条件（適用除外基準）を満たす場合には、会社単位での合算課税の対象とならない。



（注2）卸売業を主たる事業とする統括会社（物流統括会社）は、関連者の範囲から被統括会社を除いて判定を行う。

参考

統括会社及び被統括会社の定義

統括会社

次の全ての要件を満たす特定外国子会社等をいう。

- (1) 一の内国法人に発行済株式等の **全部** を直接又は間接に保有されていること
- (2) 二以上の **被統括会社** を有し、その被統括会社に対して **統括業務**【※】を行っていること。
- (3) 本店所在地において統括業務に係る固定施設等及びその統括業務に従事する者（役員等を除く。）を有すること。

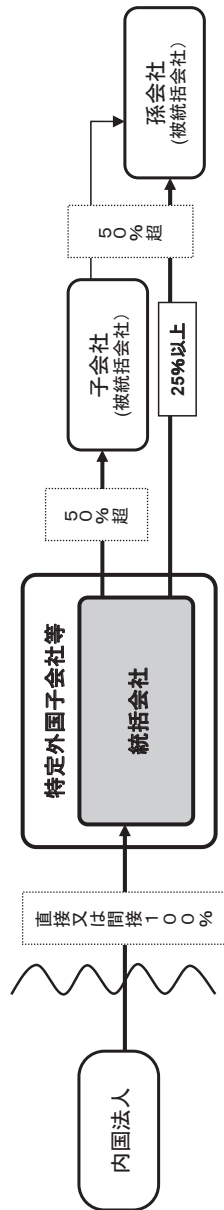
【※】統括業務：特定外国子会社等が被統括会社との間における契約に基づき行う業務のうち当該被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの（当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。）であつて、当該特定外国子会社等が二以上の被統括会社に係る当該業務を一括して行うことによりこれらの被統括会社の収益性の向上に資することと認められるものをいう。

被統括会社

次に掲げる外国法人で、上記の特定外国子会社等とその株式等及び議決権のいずれも25%以上を保有され、かつ、本店所在地に事業を行うに必要と認められるその事業に従事する者を有するものをいう。

- (1) 特定外国子会社等、当該特定外国子会社等の発行済株式等の10%以上を直接及び間接に有する内国法人及び当該内国法人と当該特定外国子会社等との間に株式等の所有を通じて介在する外国法人（以下「判定株主等」という。）が外国法人を支配している場合における当該外国法人（以下「子会社」という。）
- (2) 判定株主等及び子会社が外国法人を支配している場合における当該外国法人（以下「孫会社」という。）
- (3) 判定株主等並びに子会社及び孫会社が外国法人を支配している場合における当該外国法人

（注）上記の「支配している場合」とは、発行済株式等の過半数を有する場合、重要な事項に関する議決権の過半数を有する場合又は株主等の総数の過半数を占める場合のいずれかに該当する場合をいう。



特定外国子会社等の判定におけるトリガー税率の計算の見直し

特定外国子会社等の範囲

外国関係会社のうち、本店所在地国における租税負担割合（トリガー税率）が 20%以下である者

トリガー税率の計算式

本店所在地国等において課される外国法人税 + みなし納付外国法人税

本店所在地国の法令に基づき所得の金額 + 本店所在地国の法令で非課税とされる所得（※） + 損金算入支払配当 + 損金算入外国法人税 - 還付外国法人税

（※）次の配当は、非課税とされる所得から除く。

- (1) 本店所在地国に所在する法人から受ける配当（内一内）
- (2) 本店所在地国以外の国等に所在する法人から受ける配当のうち次のもの（外一内）
 - ① 一定の持株割合を要件として非課税とされるもの
 - ② 本店所在地国の法令に定められた外国法人税の負担を減少させる仕組みに係るものでないことを要件として非課税とされるもの（英国における配当非課税制度に係る配当等）

【改正事項】非課税とされる所得から除外されるための持株割合要件等を廃止

外国金融機関等が行う債券現先取引に係る利子の非課税制度の拡充

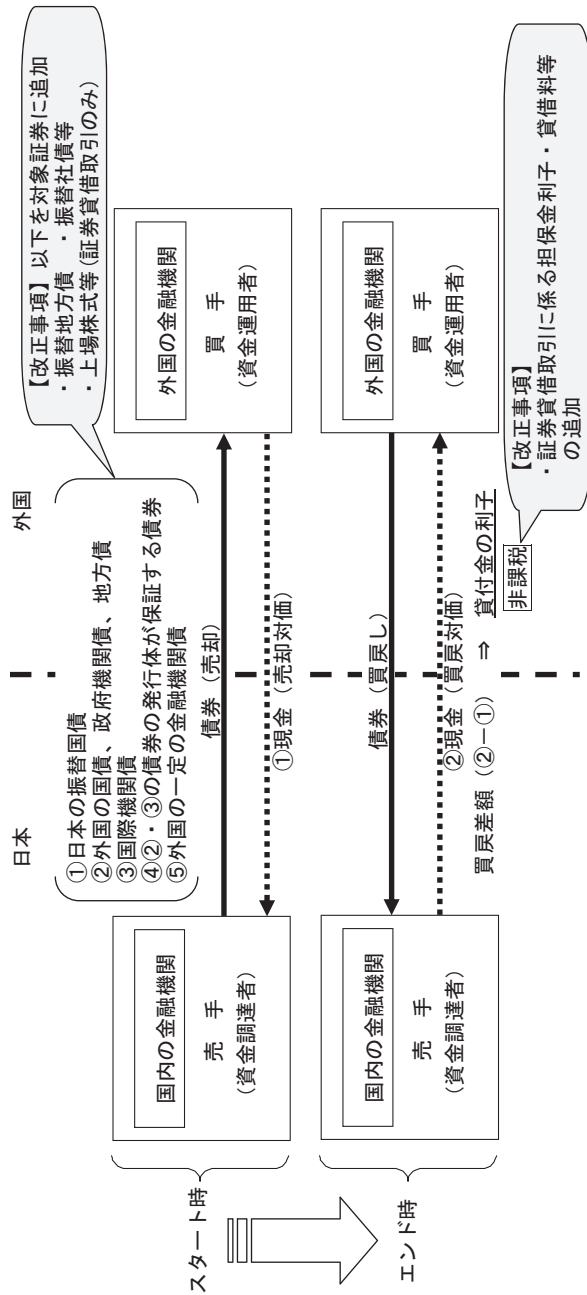
【改正前の制度の概要】

- 外国の金融機関が国内の金融機関との間で行う債券現先取引(いわゆる「レモ取引」)により生ずる利子相当額は、一定の要件の下で非課税とされる。

※ 債券現先取引(いわゆる「レモ取引」とは、短期の資金調達を目的として一定期間経過後に債券を買い戻すことを条件として行われる債券の売買取引をいう。

【改正事項】

- 対象取引に証券貸借取引(担保付)を追加し、担保金利子及び貸借料等を非課税とする。
- 対象証券に振替地方債、振替社債等、上場株式等を追加する。



税制調査会 専門家委員会
国際課税小委員会 委員名簿

(委員・特別委員ごとに五十音順)

(委員)	田近 栄治	一橋大学教授
	辻山 栄子	早稲田大学教授
○	中里 実	東京大学教授
	三木 義一	青山学院大学教授
(特別委員)	青山 慶二	筑波大学教授
	渚 圭吾	学習院大学教授
	増井 良啓	東京大学教授
	森信 茂樹	中央大学教授
	○は座長	

税制調査会 専門家委員会 「国際課税に関する論点整理」のポイント①

I. 国際連帯税を巡る国際的な動向の整理等

1. 国際連帯税に関する一連の動き

貧困問題、環境問題などの地球規模の問題への関心の高まりを背景に、新たな資金調達方法の一つとして、2000年代後半からフランスや韓国などで国際連帯税（航空券連帯税）が導入されている。

2. 航空券連帯税についての議論

国際航空に課税する航空券連帯税については、消費税が免税となっっている国際航空と国内航空との間の消費課税の非中立性の改善に資する一方で、航空産業に与える影響等については十分な検討が必要である。なお、航空に對する課税に着目すると、主要国では、旅客数や航空料金等に応じた課税を行っており、税収の使途については一般財源もあれば特定財源もある。

3. 通貨取引税についての議論

開発資金調達や投機的な為替取引抑制を目的として外国為替取引に課税を行う通貨取引税については、低率の課税であっても多額の財源を調達できる一方で、経済取引に歪みを生じさせる可能性や租税回避が行われる可能性等の種々の問題点について十分な検討が必要である。

税制調査会 専門家委員会 「国際課税に関する論点整理」のポイント②

Ⅱ. 国際課税に関する中長期的な課題

1. 企業活動の国際化等を踏まえた国際課税のあり方

経済のグローバル化が進化の中で、租税回避など課税管轄権からの離脱を防ぐ措置 (strong fences policy) と、広く門戸を開いて通商の拡大を図る措置 (open doors policy) との間で適切なバランスをとる必要がある。

2. 非居住者及び外国法人の課税ベース―帰属主義への見直し―のあり方

外国法人について、支店が国内に存在する場合に、従来、国内法上は「総合主義」(すべての国内源泉所得に課税)に基づき課税する一方で、租税条約においては「帰属主義」(支店に帰属するすべての所得に課税)を原則としてきた。今般、OECD モデル租税条約が「帰属主義」に基づく課税のあり方を明確化した改定を行ったことを契機に、今後、国内法を「総合主義」から「帰属主義」に見直す一方、適正な課税を確保するため、必要な整備の検討を進めるべきである。

税制調査会 専門家委員会 「国際課税に関する論点整理」のポイント③

3. 国際的租税回避の防止に向けた今後の課題

(1) 無形資産の取扱い

多国籍企業グループが事業再編等を通じて無形資産を軽課税国に移すことで税負担の軽減を図るリスクが高まつつある。我が国も、無形資産の移転に係る国際課税のあり方につき、今後のOECD等での国際的な議論の進展や経済活動の実態なども見極めつつ、検討する必要がある。

(2) 国際課税における手続法の課題

納税者が課税逃れのために国外に資金を移転するリスクが高まっており、これに対応するため、国外資産に関する報告制度など様々な資料情報収集の手続整備や、外国との間で租税徴収の共助を行うための仕組みについて検討を進める必要がある。

平成23年度税制改正大綱(抄)

平成 22 年 12 月 16 日
閣 議 決 定

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

8. 国際課税

(1) 基本的な考え方

国際課税については、国際的租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、投資交流の促進等により我が国経済を活性化する観点から、制度・執行の両面において対応する必要があります。

近年の経済取引や企業活動のグローバル化に対応した国際課税の課題については、今般、税制調査会専門家委員会において「国際課税に関する論点整理」がとりまとめられました。

この「論点整理」は、国際的経済活動を阻害しない形で、税収の適切な確保を目指す必要があるとの視点に立った上で、課題の提起を行っています。具体的には、① 非居住者及び外国法人に対する課税原則について、今般のOECDモデル租税条約の改定を踏まえ、今後、国内法をいわゆる「総合主義」から「帰属主義」に見直すとともに、これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備を検討する必要性、② 国際的な事業再編等を通じた無形資産の移転に係る国際課税のあり方、③ 国外資産に関する報告制度など様々な資料情報収集の手續整備や、外国との間で租税徴収の共助を行うための仕組みについて検討を進める必要性、などについて課題が提起されました。

(2) 改革の方向性

今後、この「論点整理」で提起された点も参考にしつつ、まずは、上記①(帰属主義への見直し)及び③(資料情報収集及び徴収共助の手續整備)の点について具体的な検討を進める必要があります。また、②(無形資産の取扱い)の点については、今後OECDにおいて無形資産の移転に係る国際課税のあり方に関する議論が行われることから、当面は「論点整理」で示された点を参考にしつつ、こうした国際的な議論に参画していく必要があります。

さらに、租税条約については、今後とも我が国経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、我が国の経済構造及び国内法制、国際課税を巡る状況等を勘案しつつ、国際的な税務当局間の協力・協議の法的枠組みの強化を含め、そのネットワークの迅速な拡充に努めます。

(3) 国際連帯税

国際連帯税については、貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策のための財源確保を目的としたものであり、代表例として航空券連帯税や通貨取引税が挙げられます。航空券連帯税については、既にフランスや韓国等で導入されています。また、通貨取引税については、フランスやベルギーにおいて、他の全てのEU加盟国での実施等を前提として導入することとされています。今後、上記「論点整理」も参考にしつつ、真摯に検討を行います。

第3章 平成23年度税制改正

9. 検討事項

〔国税〕

- (13) 非居住者及び外国法人に対する課税原則については、今般のOECDモデル租税条約の改定及び税制調査会専門委員会による「国際課税に関する論点整理」を踏まえ、様々な産業における実態等を把握しつつ、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定に見直すとともに、これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行います。
- (14) 国外資産に関する報告制度など様々な資料情報収集の手続整備に向け、適切な課税・徴収の確保の観点から、具体的な方策について引き続き検討します。
- (15) 外国との間で租税徴収の共助を行うための仕組みについては、欧州評議会・OECD税務行政執行共助条約などの国際的な取組み等を踏まえつつ、具体的な検討を行います。

恒久的施設 (PE) の帰属所得に関する検討

➤ 経緯

OECD モデル租税条約では恒久的施設 (PE) を独立企業であるかのように擬制することによって PE に帰属する所得を計算することとされている。しかし、OECD では、各国の課税の実務において、恒久的施設 (PE) に帰属する所得の算定方法に相違が生じており、この相違に伴い、二重課税が生じている場合があるとして、PE 帰属所得の計算の考え方について統一ルールの検討をしてきた。

2008 年 7 月、検討の成果として「恒久的施設への帰属利益の算定に関する報告書」が OECD 理事会において承認され、この報告書で採用された PE 帰属所得の計算の考え方は、2010 年 7 月、OECD モデル租税条約に反映された。

➤ 報告書で採用された PE 帰属所得の計算の考え方 (AOA)

独立企業としての擬制をより厳格に行うこととして、PE 帰属所得の計算を行うこととされる。つまり、①PE の機能・事実分析に基づいて、資産の経済的所有権、リスクや資本を帰属させ、同一企業内の内部取引を認識し、②その内部取引が独立企業間価格で行われるものとして、計算される所得が、PE 帰属所得であるとされる (AOA (Authorised OECD Approach))。

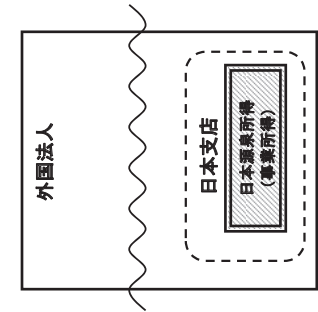
➤ 報告書の OECD モデル租税条約への反映の経緯

報告書の考え方 (AOA) は、以下の二段階で OECD モデル条約に反映された。

- 〔① 従前の OECD モデル条約の規定と整合する範囲内でコメントリを改定 (2008 年改定)
- ② 同報告書の内容を完全に実施するため、OECD モデル条約の規定及び関連するコメントリを改定 (2010 年改定)
〕

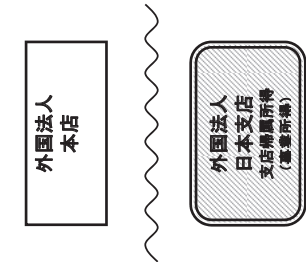
外国法人の事業所得課税の考え方

【国内法】



日本源泉所得に対して課税

【モデル条約】(帰属主義)



日本支店に帰属する所得に対して課税権が認められる。

基本的な考え方の違い

	国内法	モデル条約 (帰属主義)
支店の捉え方	・ 外国法人全体のうちの一部	・ 1 個の独立した課税主体と擬制
課税上の支店の機能	・ 外国法人に対する課税の根拠 (PE なければ課税なし)	・ 外国法人に対する課税の根拠 (PE なければ課税なし) ・ 課税所得の範囲の決定要因 (支店帰属所得)
課税の範囲についての考え方	・ 外国法人の所得 (全世界所得) のうち日本で得た所得 (国内源泉所得) について課税 ・ 「どこで」所得を稼いだかに着目 (所得の地理的帰属に着目)	・ 外国法人の日本支店が得た所得 (支店帰属所得) に対して課税 ・ 「誰が」所得を稼いだかに着目 (所得の人的帰属に着目)

税務行政執行共助条約の概要

- 条約参加国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力を行うための多国間条約（1988年に署名開放）
 - ① 情報交換：参加国の税務当局間で租税の賦課・徴収に関する情報を交換する仕組み
 - ② 徴収共助：租税債権の徴収を外国の税務当局に依頼する仕組み
 - ③ 文書送達共助：税務文書の送達を外国の税務当局に依頼する仕組み
- 当初、OECD加盟国及び欧州評議会加盟国のみ参加可能であったが、2010年5月の改正議定書により、2011年6月以降は非加盟国も参加可能になった。
- また、2010年5月の改正議定書により、情報交換規定が国際標準（①銀行機密の否定、②自国に課税の利益がない場合でも情報を収集し提供する）にそった形に改正された。
- 2011年2月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、本条約に署名することを奨励する共同声明を採択。
- 2011年9月1日現在の署名国は、米、英、独、仏、伊、加、韓等24か国。
アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、米、英、伊、ウクライナ、オランダ、加、韓、グルジア、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、独、ノルウェー、フィンランド、仏、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、モルドバ

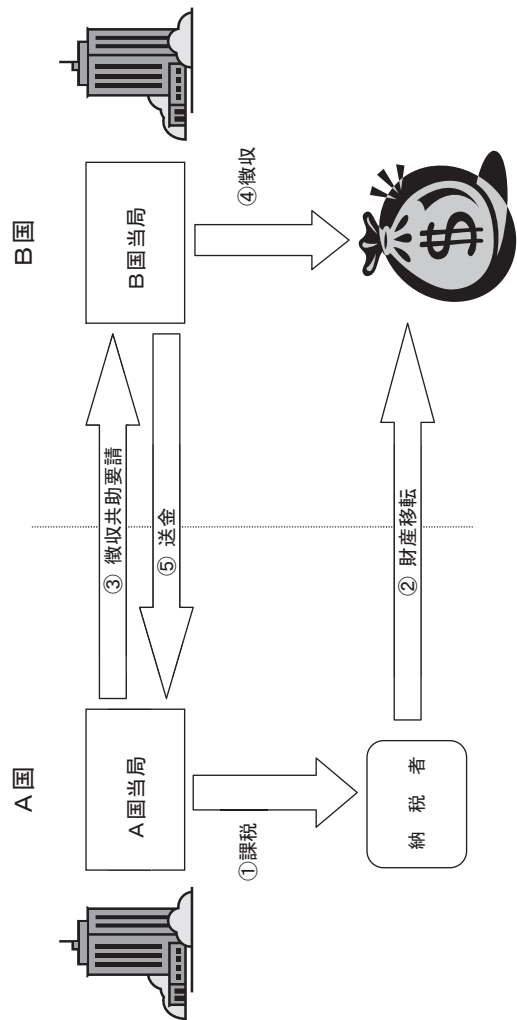
徴収共助（イメージ）

徴収共助とは、相互主義の下、ある国の税務当局が、他国の税務当局からの要請に基づき、当該他国の租税債権を当該他国のために、当該他国の納税者又は納税者の財産から徴収することをいう。

徴収共助は、租税債権の徴収において存する執行地という制約を取り払い、各国の課税当局が協同して条約相手国の租税債権を徴収していくとするとする枠組み（注）である。

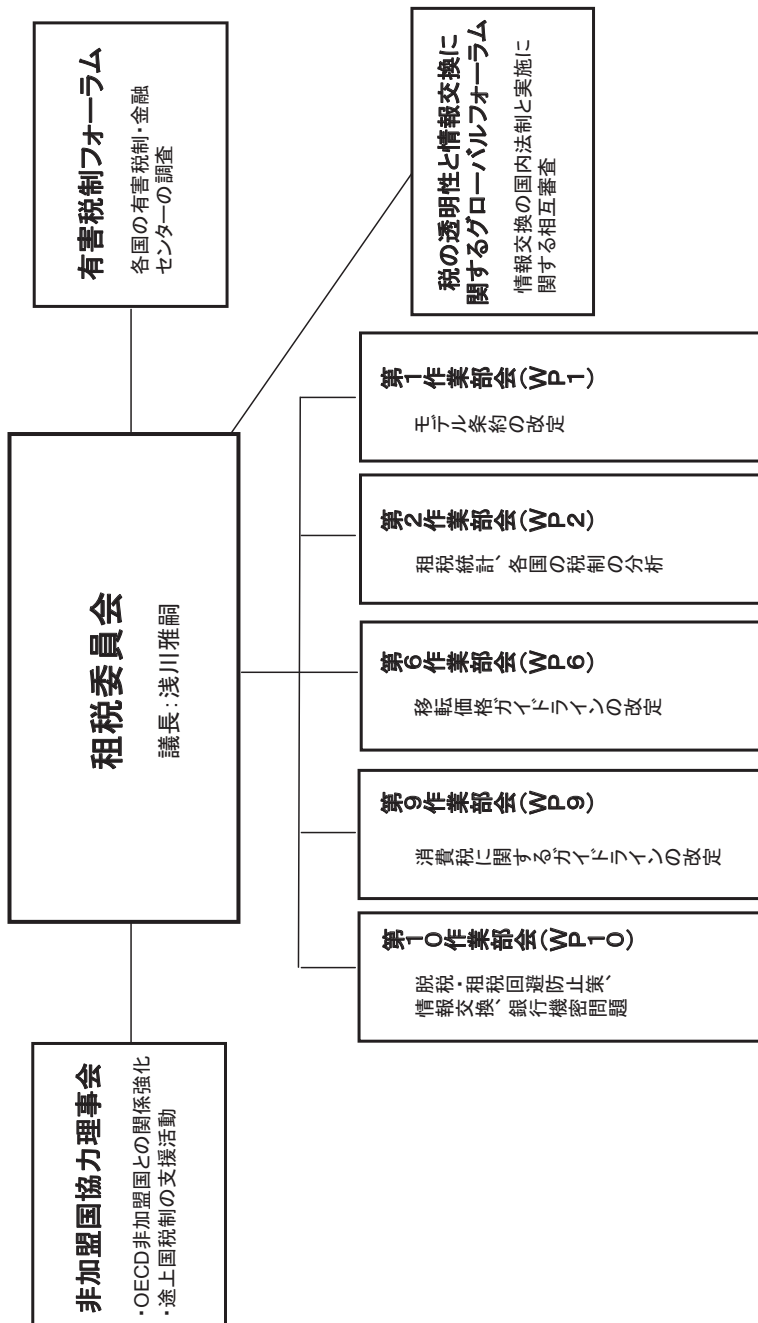
経済活動の国際化の進展に伴い、国境を越えた脱税、租税回避等が問題となっており、租税債権の徴収についても、国際的な協力を行うことの必要性が国際的にも認識されてきている。

（注）具体的な条約の枠組みとしては、1988年に成立した欧州評議会・OECD 税務行政執行共助条約等が存在。また、OECD のモデル条約にも徴収共助の規定が盛り込まれている（2003 年）。



(2011年8月現在)

OECD租税委員会の組織と活動の概要



租税条約の概要

租税条約は、二重課税の調整、脱税及び租税回避への対応等を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものである。

租税条約には、国際標準となる「OECDモデル租税条約」があり、OECD加盟国を中心に、租税条約を締結する際のひな型となっている。加盟国である我が国も、これに沿った規定を採用している。

【OECDモデル租税条約の主な内容】

- 二重課税の調整
 - ・ 源泉地国（所得が生ずる国）の課税できる所得の範囲の確定
 - － 事業所得は、支店等の活動により得た所得のみに課税
 - － 投資所得（配当、利子、使用料）は、税率の上限を設定
 - ・ 発生した二重課税の排除方法
 - － 外国税額控除等
- 脱税及び租税回避への対応
 - ・ 税務当局間の納税者情報（銀行機密を含む）の交換
- その他
 - ・ 紛争解決（税務当局間の相互協議（その仲裁制度を含む））、租税に関する徴収共助、無差別待遇

（参考）基本的な租税条約交渉の流れ（外務省主管）

条約交渉開始 → 基本合意 → 署名 → 国会承認（衆・外務委員会、参・外交防衛委員会で審査） → 公文の交換 → 発効・公布

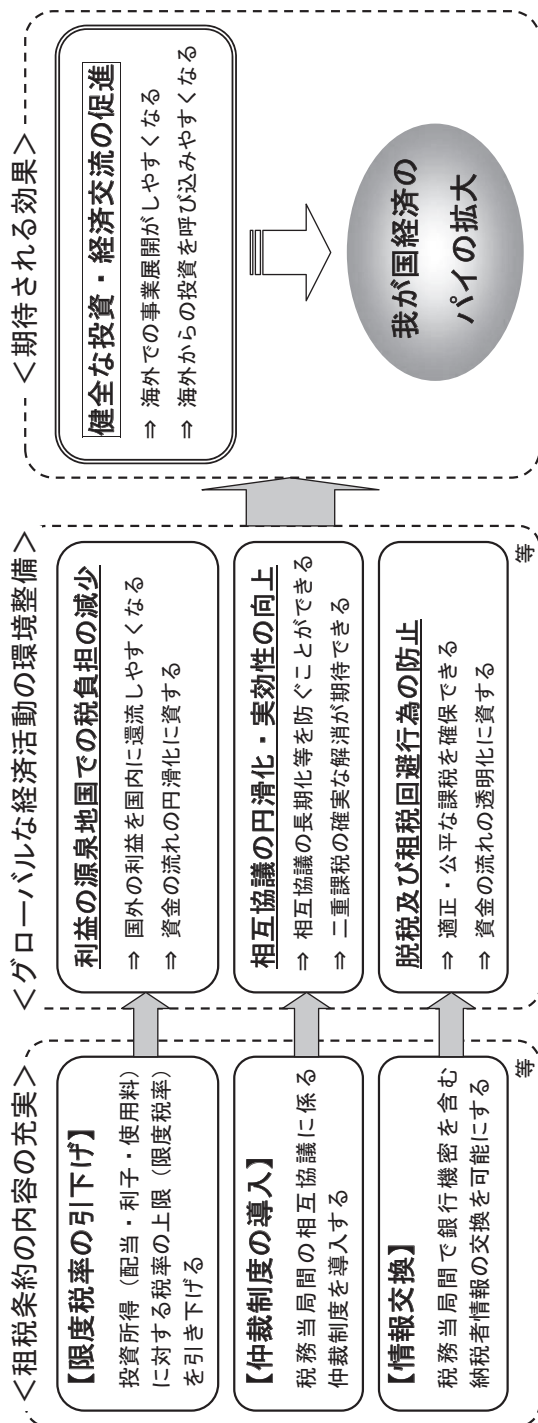
（注）署名、国会提出、公文の交換及び公布に当たっては、外務省の閣議請議により閣議決定を行う。

租税条約ネットワークの拡充

- 租税条約は、企業等が利益を稼得した国（源泉地国）とその所在地国（居住地国）で同一の利益に課税されることで生じる二重の税負担（二重課税）の回避、税務当局間での納税者情報の交換等のための重要な経済インフラ。
- 我が国の対外直接投資のうち、既に租税条約を締結している国に対するものが約9割を占めていること等を踏まえれば、新規条約の締結によるネットワークの更なる拡大だけでなく、経済関係が深化した国々との間の既存の租税条約を改正し、その内容を充実していくことが重要。

※ 一般的に、新興市場国は、投資所得に対する限度税率の引下げ、相互協議に係る仲裁制度の導入等には消極的であることに留意。

租税条約ネットワークの拡充により、グローバルな経済活動を更に円滑化する環境を整備し、健全な投資・経済交流を促進



投資交流の促進

国際的な投資交流や技術利用をより一層促進する観点から、投資所得に対する源泉地国の課税を大幅に軽減した日米租税条約（平成 16 年発効）を、OECD モデルをさらに進化させた我が国モデルとし、租税条約交渉を積極的に推進している。

	配当		利子	使用料
	親子間	一般		
OECD モデル条約	5%	15%	10%	免税
日米条約	免税又は 5%	10%	10% 免税（金融機関等）	免税
日ブルネイ条約 （平成 21 年発効）	5%	10%	10%	10%

※OECD（租税委員会）では、各国の租税条約が準拠すべき租税条約のモデルを策定するとともに、タックスヘイブンを利用した国際的な租税回避への対応等についても先導的な役割を果たしている。

日本の対外直接投資

租税条約締結国への対外直接投資が、直接投資全体の約 9 割を占めている。

①アメリカ	30%	⑥イギリス	5%	⑪香港	2%	⑯インドネシア	1%
②オランダ	9%	⑦タイ	3%	⑫ドイツ	2%	⑰カナダ	1%
③中国	8%	⑧シンガポール	3%	⑬韓国	2%	⑱台湾	1%
④ケイマン諸島	8%	⑨ブラジル	3%	⑭ペルギー	2%	⑲マレーシア	1%
⑤オーストラリア	5%	⑩フランス	2%	⑮インド	2%	⑳ルクセンブルク	1%

（注 1）日本銀行「国際収支統計」より作成。割合は、我が国の直接投資（資産）残高全体に占める各国の割合（平成 22 年末）。

（注 2）網かけは、我が国と租税条約を締結している国を示す（平成 23 年 8 月末現在発効ベース）。

なお、ケイマン諸島（情報交換を主体とするもの）は平成 23 年 6 月に国会承認済。

相互協議に係る仲裁制度 [イメージ図]

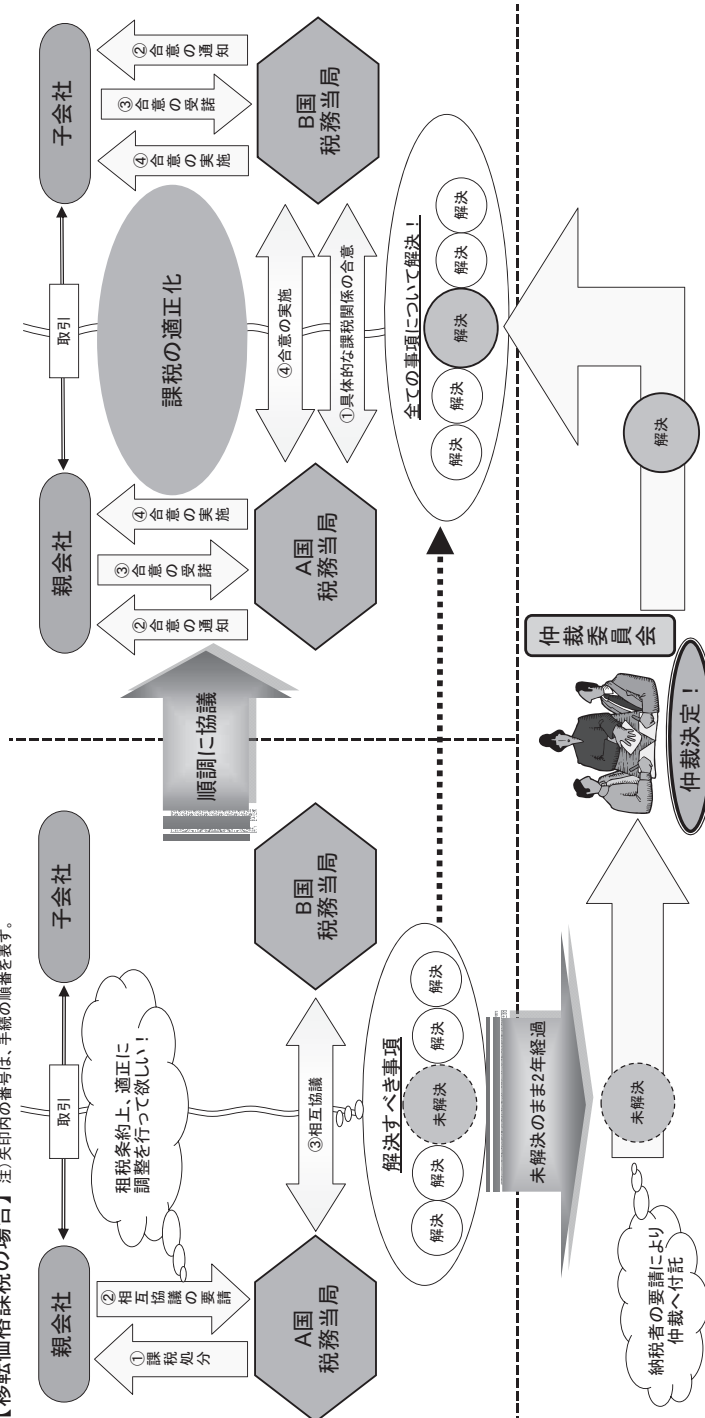
【制度の目的】

- 紛争解決の円滑化・実効性の向上
二国間で生じた租税条約上の課税問題
→ 相互協議に係る仲裁制度を導入す

【吟詠】

- 2008年、租税条約の国際標準である「OECDモデル租税条約」において、相互協議に係る仲裁制度を採用

【移転価格課税の場合】



租税回避を巡る国際的な議論の動向

- ・ 近時、G8・G20の首脳・財務大臣プロセスで、いわゆるタックスヘイブンへの不透明な資金の流れを国際社会において問題視。
 - ・ そうした中で、タックスヘイブン対策として税の情報交換ネットワーク強化等につき国際的に議論。
- 2008 年秋以降、金融システム安定化等の観点から、いわゆるタックスヘイブンへの不透明な資金の流れが国際社会において問題視されるに至り、2009 年4月のG20 サミットを契機に、国際基準に則り当局間で納税者情報（銀行機密情報も含む）の交換を行うことを各国が約する動きが加速。
- (注) 情報交換に関する国際基準のポイントは以下のとおり。
- ・ 金融機関が所有する情報を交換する（銀行機密の否定）
 - ・ 自国の課税利益がなくても情報を入手し交換する
- こうした流れを受け、2009 年9月に開催されたOECDの会議（「グローバル・フォーラム」、101 の国・地域が参加（2011 年7 月末現在））において、参加各国の情報交換の国内法制・執行の検証（ピア・レビュー）を行うことにつき合意。
- 2010 年3月から本格的なピア・レビュー作業を開始し、2014 年前半を目的に作業を完了する予定。
- 我が国は、グローバル・フォーラムの下部機関で、ピア・レビューの具体的作業を行う「ピア・レビュー・グループ」の共同副議長として参画・貢献してきているところ。

G20 ロンドン・サミット首脳宣言（抄） （2009 年 4 月 2 日）

タックス・ヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置を実施する。我々は、財政及び金融システムを保護するために制裁を行う用意がある。銀行機密の時代は終わった。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構（OECD）が発表したことに留意する。

（首脳宣言付属文書）金融システムの強化に関する宣言（抄）

財政及び国際基準を、非協力的な国・地域によるリスクから守ることは必要不可欠である。我々は、全ての国・地域に対して、健全性、租税、マネーロンダリング及びテロ資金対策の各分野における国際基準を厳守するよう求める。この目的のため、我々は、適切な機関に対して、FSAP プロセスを含む既存のプロセスに基づき、客観的なピア・レビューを実施し強化することを求める。

我々は、2004 年のG20 において支持され、国連モデル租税条約に反映されている情報交換に関する国際基準を、各国が採用することを求める。我々は、税に関する情報交換の国際基準に反しているとグローバル・フォーラムによって評価された国のリストを本日経済協力開発機構（OECD）が発表したことに留意する。我々は、数多くの国・地域による新たなコミットメントを歓迎し、速やかに実施を進めることを奨励する。

我々は、税に関する透明性についての国際基準を満たさない国・地域に対して合意された行動をとる準備ができている。この目的のために、我々は、以下のよう各国が検討すべき効果的な対抗措置の項目表を策定することに合意した。

- ・ 納税者及び金融機関に対する非協力的な国・地域に関係する取引報告の開示義務の強化。
- ・ 幅広い種類の支払いに対する源泉徴収。
- ・ 非協力的な国・地域に居住する受取者に対する支払いの経費控除の否認。
- ・ 租税条約に関する政策の見直し。
- ・ 国際機関及び地域開発金融機関に対する同機関による投資政策の見直しの要請。
- ・ 二国間の援助プログラムの作成に際し、税に関する透明性及び情報交換の原則を一層重視。

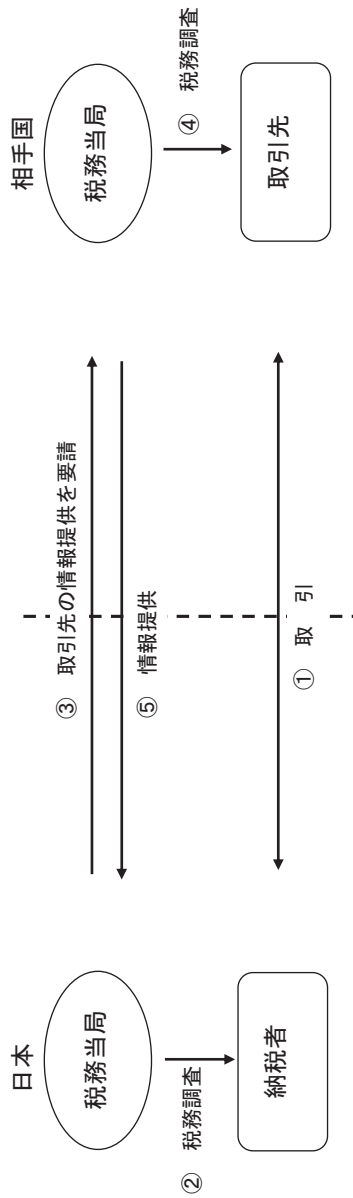
我々はまた、こうした国・地域との金融関係に関連する更なる選択肢について検討することに合意した。

我々は、2009 年末までに、途上国にとって新たな協力的な税環境の利益を確保することをより容易にするための提案を策定することにコミットしている。

税に関する情報の交換

- 情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を二国間の税務当局間で互いに提供する仕組み。
- 近時、G8・G20サミット等の一連の国際会議において、税務当局間の情報交換の重要性が確認され、各国において情報交換を実施するための条約・協定を積極的に締結する動きが加速化。
- 我が国としては、これまでも多数の国・地域との間で情報交換規定を含む条約・協定を締結してきたところであるが、こうした国際的な流れを受け、さらなる情報交換ネットワークの拡充に努めている。

<イメージ>



我が国の租税条約ネットワーク

《52 条約、63 力国・地域適用／平成 23 年 9 月 1 日現在》

(注 1) 旧ソ連等との条約が継承されているため、52 条約に対し、63 力国・地域適用と
なっている。

(注 2) 「※」は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの。

○ 租税条約の主な目的・・・二重課税の調整、脱税及び租税回避への対応、投資・経済交流の促進



租税条約交渉の現状

(平成 23 年 9 月 1 日現在)

《日米租税条約以後の経緯・現状》

◇ 発効

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・ 平成 16 年 3 月 | 日米租税条約 |
| ・ 平成 18 年 6 月 | 日インド租税条約 |
| ・ 平成 18 年 10 月 | 日英租税条約 |
| ・ 平成 19 年 12 月 | 日仏租税条約 |
| ・ 平成 20 年 11 月 | 日バキスタン租税条約 |
| ・ 平成 20 年 12 月 | 日オーストラリア租税条約 |
| ・ 平成 20 年 12 月 | 日フィリピン租税条約 |
| ・ 平成 21 年 12 月 | 日ブルネイ租税協定 |
| ・ 平成 21 年 12 月 | 日カザフスタン租税条約 |
| ・ 平成 22 年 7 月 | 日シンガポール租税協定 |
| ・ 平成 22 年 8 月 | 日バミューダ租税協定(※) |
| ・ 平成 22 年 12 月 | 日マレーシア租税協定 |
| ・ 平成 23 年 8 月 | 日香港租税協定 |
| ・ 平成 23 年 8 月 | 日バハマ租税協定(※) |
| ・ 平成 23 年 9 月 | 日サウジアラビア租税条約 |
| ・ 平成 23 年 9 月 | 日マン島租税情報交換協定(※) |

◇ 署名・未発効

- | | |
|---------------|--------------|
| ・ 平成 22 年 1 月 | 日ルクセンブルク租税条約 |
| ・ 平成 22 年 1 月 | 日ベルギー租税条約 |
| ・ 平成 22 年 2 月 | 日クウェート租税条約 |
| ・ 平成 22 年 5 月 | 日スイス租税条約 |
| ・ 平成 22 年 8 月 | 日オランダ租税条約 |
| ・ 平成 23 年 2 月 | 日ケイマン租税協定(※) |

◇ 基本合意

- | | |
|---------------|---------------|
| ・ 平成 23 年 1 月 | 日ガーナ租税協定(※) |
| ・ 平成 23 年 3 月 | 日ジャージー租税協定(※) |

◇ 現在の正式交渉国

- ・ アラブ首長国連邦
- ・ アメリカ合衆国
- ・ ポルトガル共和国

(注)「※」は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの。

抜本的税制改革と国際課税の課題
(社)日本租税研究協会
第63回租税研究大会記録2011

平成23年11月21日印刷

平成23年11月30日発行

発行人 新 谷 清

発行所 社団法人 日本租税研究協会
東京都千代田区大手町二丁目6番2号
日本ビル5階552区
TEL 03-3281-2719
FAX 03-3281-6073

印刷所 第一資料印刷株式会社
TEL 03-3267-8211

王子さま。

私たちはエコな暮らしと
エコな社会をつくっていきます。

商品で、技術で、モノづくりで。
エコな暮らしのスタイルと、
エコな社会のスタイルを創造していく。
それが東芝のecoスタイルです。

eco スタイル

この星のエネルギーとエコロジーのために。東芝

NECはC&Cクラウドで、 新しいエネルギー社会を みなさまと一緒につくっていきます。



もうはじまっています。みなさまとNECの新しい取り組み。

電気自動車(EV)充電インフラ

電気自動車の普及を支える、スマートな充電ステーション

C&Cクラウドと電気自動車用急速充電器が連携した充電システムを開発。

使いやすく利便性の高い充電インフラの広域展開に貢献していきます。

スマートハウス

電力消費量が見える化し、賢い&エコな暮らしをサポート

C&Cクラウドを利用したホームエネルギー・マネジメントシステム(HEMS)を開発。

家庭内のエネルギー情報を見る化し、省エネ行動を促進します。さらに、収集した情報を活用した見守りサービスの提供など、生活付加価値の向上に貢献していきます。

蓄電システム

蓄電したエネルギーを、最適な需給バランスで使用

電気自動車にも採用されているリチウムイオン電池技術を活用した蓄電システムを開発中。昼に太陽光で電気をつくって蓄えておき、夜に使う。また、お得な夜間電力をためて、昼に使う。そんな新しいエネルギーの使い方の実現に貢献していきます。

まずはWEBで、詳細情報を。

新しいエネルギー社会

<http://www.nec.co.jp/environment/energy/>

検索



飛び立ってはじめて見えてくるものがある。

そこにしかない価値、いたるところにある可能性。

世界を未来へ向かわせるのは、人のちから。

世界中で、 挑戦と創造。



三井物産
www.mitsui.com